

令和6年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの 適切な実施に向けた調査研究事業 報告書

令和7年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

介護保険制度における福祉用具専門相談員は、各都道府県が指定する指定講習事業者による福祉用具専門相談員指定講習(以下、指定講習)の修了者、または介護福祉士等の国家資格保有者に該当し、そのうち約8割を指定講習修了者が占めています。

この指定講習修了者が受講するカリキュラムは平成27年度以降見直しが実施されておらず、「社会保障審議会介護給付費分科会」における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、福祉用具の安全な利用の促進と、福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、カリキュラムの見直しが必要であると指摘されました。

こうした背景を踏まえ、当会は令和5年度に老人保健健康増進等事業(以下:老健事業)「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」の採択を受け、指定講習カリキュラムの見直しを実施しました。

その中で、指定講習事業者や福祉用具専門相談員(管理者・指導担当者)を対象にアンケート調査やヒアリング調査を実施し、福祉用具専門相談員指定講習における講義内容のばらつきや演習の実施状況に関する課題が改めて明らかになりました。

本事業では、指定講習事業者と講師が令和5年度老健事業で見直した指定講習カリキュラムに沿って適切に実施するための検討を行い、研修内容のばらつきの改善に繋げるための指導要領の策定、並びに受講者の能動的かつ双方向的な演習を実施するための動画コンテンツ等研修ツールを取りまとめました。また、指定講習カリキュラムの集大成となる科目「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」にて、受講者が PDCA における福祉用具専門相談員の役割について理解を深められるよう福祉用具サービス計画書作成ガイドライン改訂版を策定しました。

加えて、見直したカリキュラムに沿った指導要領等の効果的な活用を周知するための説明会の開催及びアーカイブ配信を実施しました。

本事業で作成した指導要領、研修ツール、ガイドラインが、指定講習事業者や講師の皆様へカリキュラム見直しの背景や目的をご理解いただくとともに、福祉用具の安全な利用促進や福祉用具専門相談員の更なる質の向上に繋がる講義・演習の実施に寄与することを願っております。

最後に、本事業の実施にあたり、ご尽力いただいた検討委員会及び作業部会の委員の皆様、説明会実施にご協力いただいた関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和7年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目次

1. 事業概要.....	1
1.1 目的	1
1.2 事業概要	1
1.3 検討委員会の実施	3
1.3.1 検討委員会の委員構成.....	3
1.3.2 検討委員会の開催状況	4
1.4 作業部会の実施.....	5
1.4.1 作業部会の委員構成	5
1.4.2 作業部会の開催状況.....	6
2. 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領の作成.....	7
2.1 目的.....	7
2.2 作成フロー	7
3. 動画コンテンツ等研修ツールの作成.....	8
3.1 目的.....	8
3.2 対象科目等.....	8
3.3 作成フロー	8
4. 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)の作成.....	10
4.1 目的.....	10
4.2 作成方針.....	10
4.3 作成フロー	10
5. 指定講習事業者等を対象とした説明会の開催.....	11
5.1 目的.....	11
5.2 開催概要.....	11
5.3 参加者アンケート結果	12
6. 本事業のまとめ	17
6.1 本事業のまとめ	17
6.2 今後の課題.....	18
7. 参考資料	21
7.1 指導要領	
7.2 動画コンテンツ等研修ツール	
7.3 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)	
7.4 説明会開催チラシ、参加者アンケート	

1. 事業概要

1.1 目的

福祉用具貸与事業所等に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習（以下「指定講習」という。）の修了が必要とされており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定している。

平成27年以降はカリキュラムの見直しが実施されておらず、福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の取りまとめ（令和5年11月8日）において、「福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」（以下、令和5年度老健事業）で実施する有識者による検討や各指定講習事業者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。」とされ、当会が採択を受け「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」の見直しを実施した。

本事業では、令和5年度老健事業で取りまとめた福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムをもとに、各科目における目的、到達目標、内容等を見直しを踏まえ、研修内容の標準化及び質を担保するためのガイドライン（指導要領）や研修ツール等を作成するとともに、ガイドライン（指導要領）や研修ツール等の活用促進を見据えて、指定講習事業者の担当者を対象とした説明会を開催し、その結果も含めて報告書にまとめることを目的として実施した。

1.2 事業概要

（1）検討委員会・作業部会の設置・開催

本事業の推進、成果の取りまとめ等について検討を行うため、検討委員会を4回開催した。また、福祉用具専門相談員指定講習に係る指導要領及び動画コンテンツ等研修ツールの作成にあたり、作業部会を4回開催した。

（2）福祉用具専門相談員指定講習 指導要領の作成

主に作業部会を中心に、令和5年度に新たに見直した「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」に基づき、講義の質のばらつきの改善に繋げるための指定講習事業者（講師）向けの指導要領を作成した。

（3）動画コンテンツ等研修ツールの作成

上記（2）で作成した指導要領に基づき、主に新たに演習が追加された科目を中心に、講義の質のばらつきの改善に繋げるための動画コンテンツ等を作成した。

（4）福祉用具サービス計画作成ガイドライン（改訂版）の作成

令和6年度介護保険制度改正により新たに導入された福祉用具の貸与・販売の選択制導入等に対応する福祉用具サービス計画作成ガイドラインの改訂版を作成した。

(5) 指定講習事業者の担当者を対象とした説明会の開催

令和5年度に実施した福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しの目的や概要、本事業で作成した指導要領、動画コンテンツ等の活用方法等について広く周知するための説明会を開催した。

(6) 報告書の作成

上記(1)で設置した検討委員会での議論を踏まえ、本事業における検討結果を報告書としてまとめた。

1.3 検討委員会の実施

本事業の推進、成果の取りまとめ等について検討を行うための検討委員会を設置した。

1.3.1 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員構成は以下の通り。

【検討委員会】

(敬称略・五十音順)

- | | |
|---------|---------------------------|
| 久留善武 | 一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事 |
| 小林広美 | 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長 |
| 近藤和泉 | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長 |
| 神智淳 | お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役 |
| 東畠弘子 | 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授 |
| 淵上敬史 | 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長 |
| 矢沢由多加 | 公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部長 |
| ○ 渡邊 慎一 | 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 |
| ○委員長 | |

【オブザーバー】

(敬称略)

- | | |
|------|-----------------------------|
| 内田正剛 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官 |
| 松本洋輔 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長 |
| 石川邦大 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係 |
| 岩元文雄 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長 |
| 山下和洋 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長 |
| 中川敬史 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長 |

【事務局】

- | | |
|-------|-------------------------|
| 肥後一也 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 長田信一 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 川口隆 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 中沢淳 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 篠原昌幸 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 柳田磨利子 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 江口誠 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 谷澤由香理 | エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 |
| 柿迫栞緒 | エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 |

1.3.2 検討委員会の開催状況

検討委員会の開催状況は下記の通り。

図表 1 検討委員会の開催日と主な議題

回	開催日	議題
第1回	令和6年7月31日(水) 10:00～12:00	・ 事業概要(案)について ・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について ・ 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)作成方針(案)について
第2回	令和6年10月29日(火) 15:00～17:00	・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について ・ 動画コンテンツ等研修ツール(案)について ・ 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)(案)について
第3回	令和6年12月4日(水) 14:00～16:00	・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について ・ 動画コンテンツ等研修ツール(案)について ・ 指定講習事業者向け説明会について
第4回	令和7年3月17日(月) 15:00～17:00	・ 説明会の開催結果の報告について ・ 本事業における成果物について ・ 今後に向けた課題と対応について

1.4 作業部会の実施

福祉用具専門相談員指定講習に係る指導要領及び動画コンテンツ等研修ツールの作成にあたり、作業部会を設置した。

1.4.1 作業部会の委員構成

作業部会の委員構成は以下の通り。

【作業部会】 (敬称略・五十音順)

- | | | |
|-------|-----|----------------------------------|
| 神 | 智 淳 | お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役 |
| 田 島 | 利 子 | 「在宅かいごと専門けあの相談室」Re-think 代表 |
| ○ 淵 上 | 敬 史 | 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長 |
| 水 越 | 良 行 | 株式会社ヤマシタ ホームケア事業本部 営業統括部 東東京ブロック |
| ○ | 部会長 | |

【オブザーバー】 (敬称略)

- | | | |
|-----|-----|-----------------------------|
| 内 田 | 正 剛 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官 |
| 松 本 | 洋 輔 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長 |
| 石 川 | 邦 大 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係 |
| 岩 元 | 文 雄 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長 |

【事務局】

- | | | |
|-----|-------|-------------------------|
| 肥 後 | 一 也 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 長 田 | 信 一 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 川 口 | 隆 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 中 沢 | 淳 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 篠 原 | 昌 幸 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 柳 田 | 磨 利子 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 江 口 | 誠 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 谷 澤 | 由 香 理 | エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 |
| 柿 迫 | 栞 緒 | エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 |

1.4.2 作業部会の開催状況

作業部会の開催状況は下記の通り。

図表 2 作業部会の主な議題

回	開催日	議題
第1回	令和6年8月5日(月) 15:00～17:00	・ 事業計画について ・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について
第2回	令和6年9月18日(水) 15:00～17:00	・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について
第3回	令和6年10月15日(火) 14:00～16:00	・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について ・ 動画コンテンツ等研修ツール(案)の作成について
第4回	令和6年11月19日(火) 15:30～17:30	・ 動画コンテンツ(案)の作成について ・ 演習ツール(案)の作成について ・ 指導要領(案)の修正点と今後の進め方について

2. 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領の作成

2.1 目的

令和5年度老健事業で新たに見直した指定講習カリキュラムに基づき、科目ごとにカリキュラムの内容の解説、指導の視点や指導内容、講義の進め方等を具体的に示した指定講習事業者・講師向けの指導要領を作成し、研修内容のばらつきの改善に繋げることを目的とした。

2.2 作成フロー

指導要領の作成にあたっては、以下のフローで作成・検討を行った。

(1) 指導要領骨子の作成

令和5年度老健事業で新たに見直した指定講習カリキュラムに基づき、「Ⅰ. 福祉用具専門相談員指定講習について」及び、「Ⅱ. 各科目の指導要領」の各科目における「(1)形式」、「(2)時間」、「(3)講師要件」、「(4)目的」、「(5)到達目標」、「(6)内容」を事務局にて作成した。

(2) 作業部会による指導要領の作成

本事業において設置した作業部会において、作業部会委員の中で、各科目の担当を決めたうえで、「(7)事前準備と心構え」、「(8)指導の視点」、「(9)講義の進め方」、「(10)教材・参考資料」、「(11)確認ポイント」の執筆を依頼した。

その後、作業部会にて、指導要領の全体の整合性等を検討し、各委員に加筆・修正を依頼した。

(3) 検討委員会による全体の検討

作業部会にて作成した指導要領について、検討委員会にて全体の整合性等を検討し修正が必要な部分については事務局にて加筆等を行った。

3. 動画コンテンツ等研修ツールの作成

3.1 目的

指定講習事業者の研修内容のばらつきの改善及び、演習の円滑な実施を目的として、動画コンテンツ等の研修ツールを作成した。なお、本事業で作成した研修ツールは、演習を通じて受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識習得やサービス提供時の実務の基礎に繋がるものとした。

3.2 対象科目等

本事業では、指定講習事業者・講師を対象とした動画、及び演習ツールを作成した。各コンテンツの対象科目・タイトル及び概要は以下の通り。

図表 3 研修ツールの概要

対象科目・タイトル	種類	概要
福祉用具指定講習カリキュラムについて	動画	本事業の目的である「講義の質のばらつきの改善」に繋げるため、指定講習カリキュラムが見直しされた背景・目的、主な変更点、見直しのポイント、講義・演習の進め方（講師と受講者の双方向でのコミュニケーションの必要性）、及び指定講習受講後の継続的な知識・技術の習得、自己研鑽の重要性など、指導いただきたい内容について説明する動画。
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	動画	カリキュラムの見直しによって新規に追加されたテーマのため、追加された背景・目的、講義・演習の進め方など、何をどのように指導いただきたいかを説明する動画。
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	動画	カリキュラムの見直しによって講義・演習が統合された背景・目的、講義・演習の進め方など、何をどのように指導いただきたいかを説明する動画。
住環境と住宅改修	演習ツール	住環境を検討するうえで、福祉用具専門相談員としてどのような視点を持つことが重要になるか、受講者の理解を促すためのイラスト入ツール。
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	演習ツール	介護場面に潜んでいる事故リスクやヒヤリハットを予測し、福祉用具専門相談員としてどのような対応策が必要になるかを受講生が検討するためのイラスト入ツール。

3.3 作成フロー

動画コンテンツ等研修ツールの作成にあたっては、以下のフローで作成・検討を行った。

(1) 作成方針案の作成

本事業で作成した指導要領の内容を踏まえ、動画コンテンツ等研修ツールを作成する対象科目及びコンテンツの種類、概要等の作成方針案を事務局にて作成した。

その後、作業部会及び検討委員会にて議論を行い、修正が必要な部分については事務局にて加筆等を行った。

(2) 内容案の作成

(1)で作成した作成方針案に基づき、動画シナリオ及び演習ツールの内容案を事務局にて作成した。

その後、作業部会及び検討委員会にて議論を行い、修正が必要な部分については事務局にて加筆等を行った。

(3) 研修ツールの作成

(2)で作成した内容案に基づき、動画及び演習ツールの作成を行った。

4. 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)の作成

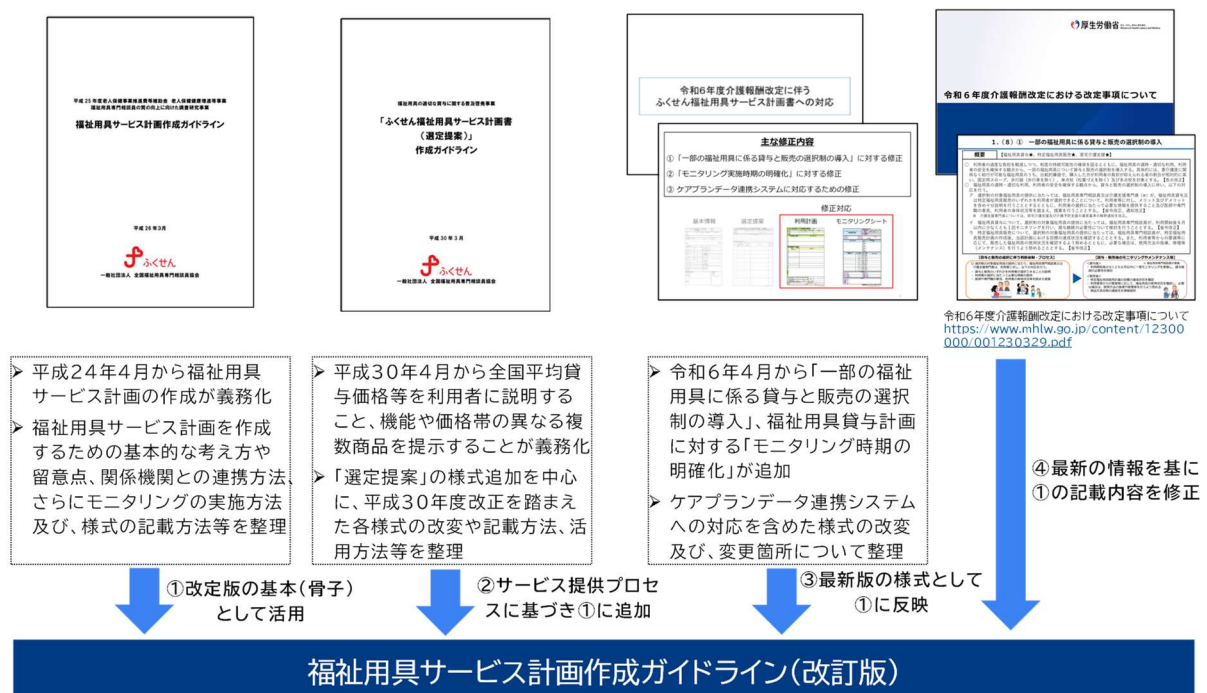
4.1 目的

令和6年度介護保険制度改正により新たに導入された福祉用具の貸与・販売の選択制等に対応する福祉用具サービス計画作成ガイドラインの改訂版を作成し、カリキュラム内の科目「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」等への活用を図り、指定講習受講後の福祉用具専門相談員が福祉用具の貸与・販売の選択制等の適切な運用を行える体制を構築することを目的とした。

4.2 作成方針

現行の「福祉用具サービス計画ガイドライン」及び「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」をもとに、令和6年度介護保険制度改正に伴い改訂したふくせん福祉用具サービス計画書(令和6年4月版)の変更内容等を踏まえ、改訂を行った。

図表 4 改訂イメージ



4.3 作成フロー

作成方針について検討委員会にて議論を行った後、事務局にて「福祉用具サービス計画ガイドライン(改訂版)」の作成を行った。その後、検討委員会にて記載内容について議論を行い、修正が必要な部分については事務局にて加筆等を行った。

5. 指定講習事業者等を対象とした説明会の開催

5.1 目的

令和5年度老健事業で新たに見直した指定講習カリキュラムの周知とともに、本事業で作成した福祉用具専門相談員指定講習指導要領や福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)、動画コンテンツ等の研修ツール等の効果的な活用を周知するための説明会を開催した。

説明会を通じ、指定講習事業者による均質的な研修の提供、受講者の能動的且つ双方向的な学習を促進する運営の方法、指定講習修了後の福祉用具専門相談員の継続的なスキルアップの必要性について普及啓発を図ることを目的とした。

5.2 開催概要

(1) 開催日時

令和7年2月28日(金) 14:00～16:00

(2) 開催場所

AP 新橋(オンライン併用)

(3) 参加者

都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者、福祉用具専門相談員指定講習事業者、福祉用具専門相談員指定講習・講師等、196名に参加いただいた。参加者の概要は以下の通り。

図表 5 参加者

職種	現地参加	オンライン参加
都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	1名	37名
福祉用具専門相談員指定講習事業者	12名	90名
福祉用具専門相談員指定講習・講師	5名	33名
その他	12名	6名
合計	30名	166名

(4) プログラム

当日のプログラムは以下の通り。

図表 6 説明会プログラム

時間	テーマ	講師
14:00～14:05	開会挨拶	
14:05～14:25	指定講習カリキュラムの見直しの背景について	内田 正剛氏 (厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官)
14:25～14:35	令和5年度老健事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」について	東畠 弘子氏(国際医療福祉大学大学院福祉支援工学分野 教授) 本会令和5年度老人保健健康増進等事業委員長
14:35～14:55	令和6年度老健事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」について	渡邊 慎一氏(横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長) 本会令和6年度老人保健健康増進等事業委員長
15:10～15:45	「福祉用具専門相談員指定講習指導要領(案)、動画コンテンツ(案)、演習ツール(案)」について	淵上 敬史氏(株式会社ウィズ 業務部 AS課 課長) 本会令和6年度老人保健健康増進等事業作業部会部会長
15:45～15:55	「福祉用具サービス計画作成ガイドライン(案)」について	事務局
15:55～16:00	閉会挨拶	

5.3 参加者アンケート結果

参加者アンケートの結果は以下の通り。

(1) 回答者

参加者アンケートは、オンライン参加57件、会場参加22件、計79件の回答を得た。

回答者のうち、都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者による回答が16件、福祉用具専門相談員指定講習事業者による回答が38件、福祉用具専門相談員指定講習・講師による回答が18件だった。

図表 7 アンケート回答者

件数	オンライン参加	会場参加
79 100%	57 72.2%	22 27.8%

図表 8 職種

件数	都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	福祉用具専門相談員指定講習事業者	福祉用具専門相談員指定講習・講師	その他
79 100%	16 20.3%	38 48.1%	18 22.8%	7 8.9%

(2) 説明会について

説明会は参考になったかという問いに対し、「参考になった」「まあまあ参考になった」という回答が全体で77.2%だった。

図表 9 説明会は参考になったか

	件数	参考になった	まあまあ参考になった	どちらとも言えない	あまり参考にならなかった	参考にならなかった	無回答
全体	79	32	29	8	8	1	1
	100%	40.5%	36.7%	10.1%	10.1%	1.3%	1.3%
都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	16	10	4	1	0	1	0
	100%	62.5%	25.0%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%
福祉用具専門相談員指定講習事業者	38	13	13	6	6	0	0
	100%	34.2%	34.2%	15.8%	15.8%	0.0%	0.0%
福祉用具専門相談員指定講習・講師	18	7	8	1	2	0	0
	100%	38.9%	44.4%	5.6%	11.1%	0.0%	0.0%
その他	7	2	4	0	0	0	1
	100%	28.6%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%

説明会の内容について理解できたかという問いに対し、「大変理解できた」「まあまあ理解できた」「理解できた」という回答が全体で62.0%だった。

図表 10 説明会の内容が理解できたか

	件数	大変理解できた	まあまあ理解できた	理解できた	どちらとも言えない	あまり理解できなかった	理解できなかった	無回答
全体	79	10	14	25	16	10	2	2
	100%	12.7%	17.7%	31.6%	20.3%	12.7%	2.5%	2.5%
都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	16	1	3	8	3	0	1	0
	100%	6.3%	18.8%	50.0%	18.8%	0.0%	6.3%	0.0%
福祉用具専門相談員指定講習事業者	38	3	7	11	8	7	1	1
	100%	7.9%	18.4%	28.9%	21.1%	18.4%	2.6%	2.6%
福祉用具専門相談員指定講習・講師	18	4	3	5	3	3	0	0
	100%	22.2%	16.7%	27.8%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%
その他	7	2	1	1	2	0	0	1
	100%	28.6%	14.3%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%

説明会で知りたい情報が得られたかという問いに対し、「十分得られた」「ほぼ得られた」という回答は48.1%だった。

図表 11 説明会で知りたい情報が得られたか

	件数	十分得られた	ほぼ得られた	どちらとも言えない	あまり得られなかった	得られなかった	無回答
全体	79	3	35	27	10	3	1
	100%	3.8%	44.3%	34.2%	12.7%	3.8%	1.3%
都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	16	1	8	5	1	1	0
	100%	6.3%	50.0%	31.3%	6.3%	6.3%	0.0%
福祉用具専門相談員指定講習事業者	38	1	16	13	6	2	0
	100%	2.6%	42.1%	34.2%	15.8%	5.3%	0.0%
福祉用具専門相談員指定講習・講師	18	1	7	8	2	0	0
	100%	5.6%	38.9%	44.4%	11.1%	0.0%	0.0%
その他	7	0	4	1	1	0	1
	100%	0.0%	57.1%	14.3%	14.3%	0.0%	14.3%

(3) ファシリテーターの配置について

今回見直したカリキュラムでは講義と演習を組み合わせることとし、演習を含む科目が増えたことを踏まえ、演習時に講師をサポートするファシリテーターの配置についても言及している。

説明会時点での演習におけるファシリテーターの配置についての設問では、「現在配置している」という回答は全体で2.5%(2件)であり、「新カリキュラム移行に合わせて配置する」が8.9%(7件)、「配置について検討を行う」が25.3%(20件)だった。説明会参加者の多くは「決まっていない」(43.0%)という回答だった。

図表 12 演習におけるファシリテーターの配置について

	件数	現在、配置している	新カリキュラム移行に合わせて配置する	配置について検討を行う	配置する予定はない	決まっていない	その他	無回答
全体	79	2	7	20	10	34	2	4
	100%	2.5%	8.9%	25.3%	12.7%	43.0%	2.5%	5.1%
都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	16	1	0	0	1	13	0	1
	100%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	81.3%	0.0%	6.3%
福祉用具専門相談員指定講習事業者	38	1	4	12	5	16	0	0
	100%	2.6%	10.5%	31.6%	13.2%	42.1%	0.0%	0.0%
福祉用具専門相談員指定講習・講師	18	0	1	6	3	5	2	1
	100%	0.0%	5.6%	33.3%	16.7%	27.8%	11.1%	5.6%
その他	7	0	2	2	1	0	0	2
	100%	0.0%	28.6%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	28.6%

(4) 新カリキュラム移行にあたり、課題や不安に感じている点

令和7年4月以降の新カリキュラム移行にあたって課題や不安に感じている点について、自由記述にて回答を得た。主な自由記述は以下の通り。

図表 13 課題や不安に感じている点 カリキュラム・時間等について

職種	主な自由記述
都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	・ 講習担当の内容理解の大切さ等不安が少しあります。 ・ 経過措置の期間と、移行についての講習事業者の反応。
福祉用具専門相談員指定講習事業者	・ 作り込まれた指導要領通りに行えば、より良いものになると思いました。 ・ カリキュラム時間が増えたことで科目の組み合わせや日数の変更を検討する点。 ・ 新カリキュラム移行にあたって、カリキュラム教材の確保。 ・ 課題として新カリキュラムに対応した教材の作成等。 ・ 現在のテキストや各都道府県の指定要綱・要領が改正されない限り新カリキュラムで実施ができないので、いつから実施できるのかがそもそも不安です。 ・ 市販テキストの内容も古くなっていることもあり、早く新カリキュラムに移行したいところではありますが、そもそも出版社のテキスト改訂と、各都道府県の要綱・要領が改正されない限りは新カリキュラムの実施見通し自体が立てられないことが不安点です。 ・ 科目の受講順番について強調されておりましたが、都道府県単位での指定である以上、補講先のコースを案内できない可能性が高くなります。また補講時間の上限を定めている都道府県や、開講年度の違うコースでの修了を認めていない都道府県もありますので、急病や公共交通機関のトラブルなどでやむを得ず休まなければならない場合に、修了ができなくなります。

職種	主な自由記述
	柔軟な運用としていただけるよう希望します。
福祉用具専門相談員指定講習・講師	・ 講師依頼者側が講師に対して是非、説明会を開催してもらいたいと存じます。 ・ 受講者相互の教え合いや演習が多くなるとのことですが、多様な受講が多い中で、これまでも演習が成立しづらい場面、参加できない受講者が少なかったので少し心配に感じます。 ・ 今までのカリキュラムとはどのように違うのかがよく理解できませんでした。 ・ 受講者レベルのばらつきが多い。セラピスト～介護福祉士～社会人(介護未経験)～学生等。福祉用具専門相談員の介護技術はどこまで必要なのかがわからない。
その他	・ リスクマネジメントが1.5H 増えたが時間的にかなりきつい。 ・ 新カリキュラムに関する講師の選定、時間配分の調整、開催日数の変更など今後の課題として検討していく必要がある。

図表 14 課題や不安に感じている点 運営方法等について

職種	主な自由記述
都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者	・ 演習を行うにあたって、会場等の見直しが必要になるのか。また、どのような福祉用具を演習で使用することを想定されているのか。 ・ 指定講習事業者からの質問があった場合の対応について。 ・ 令和7年4月1日の施行日までに県が行うべき業務は何があるのか。県の要綱改正は令和7年4月1日以降になるのか。また、経過措置の内容の詳細が知りたい。
福祉用具専門相談員指定講習事業者	・ 修了評価の統一的なものはないのか。均質化を目指すならば、統一されたもの(例・案でも)があった方がいいのでは。 ・ 演習が追加になりましたが、福祉用具の支給もなく事業負担が大きすぎます。 ・ 時間なども増えましたが、授業料へ反映できないのが現実ではないでしょうか。 ・ 変更内容が多く、変更準備期間に時間が要します。変更実施を来年からで、今年は準備としていただけますと助かります。 ・ 令和7年度の講習を、従来のままにするか新カリキュラムでやるか、新カリキュラムでやるのであれば間に合うのか、等が不安です。
福祉用具専門相談員指定講習・講師	・ 情報をしっかり収集し、これから準備を進めたいと思います。 ・ もう一度アーカイブ配信を確認して講習に臨みたいと思います。 ・ ケアマネ研修にも言えることですが、受講時間数がただ増えるだけで質の担保が取れるとは思っておりません。要・不要な指導項目の取捨選択をしつつ、受講時間も工数も生徒側、講師側とも、負担のかかりすぎないようになるとありがたいです。受講者の多様化による質の担保がここ数年の課題で、受講者の特性ごとのプログラムがあるといいなと感じています。 ・ 現状としての実働福祉用具専門相談員の質、サービス状況などを踏まえた背景とカリキュラムの整合性がわからなかった。またファーストステップの水準がわかりにくい。 ・ 到達目標ごとの理由や根拠の記載が必要かと考えます。 ・ 特に問題はないと思いますが、実際に受講を受ける生徒にどのように(どこまで)理解させられるかわかりません。 ・ 資料についてないものとあるものがあり説明時にもっとわかりやすく伝えて欲しかったです。

図表 15 課題や不安に感じている点 その他(福祉用具専門相談員指定講習について)

職種	主な自由記述
福祉用具専門相談員指定講習・講師	・ WEBでの研修がありますが、実際の用具に触れることなく研修を終えて良いのか疑問です。介護の経験もなく、いきなり現場に出て行き利用者への説明もきちんとできず、危険な使用などが見受けられます。 ・ ファーストステップとして講習するうえで、次のステップを、公的資格等でばらつきなく受講生に示したいです。 ・ 新カリキュラムに対応できない研修機関も出てくるのではないのではと思いました。 ・ 資格取得後の更新もなく、今回の更新内容についてフォローアップが必要ではないでしょうか。 ・ チェックシート形式とても良い。説明動画とても良いと感じました。

図表 16 課題や不安に感じている点 その他(説明会について)

職種	主な自由記述
福祉用具専門相談員指定講習・講師	・ 開催前に、質問を受け付けて欲しかったです。 ・ また新たな年に説明会がほしいです。 ・ カリキュラム見直しの背景や、福祉用具専門相談員に求められる職責の理解が深まりました。 ・ ロボットなどの最新の映像(教材)15分程度を事業所向けに、定期的に配布(or 販売)して下されると助かります。資料がなかったので、少々混乱してしまったのが残念でした。その他はわかりやすく拝聴いたしました。 ・ 選択制の導入、ヒヤリハット情報開示等どうしても制度の変更にテキストが追い付いておらず、自分で調べて生徒さん達に伝えておりました。こうした説明会は初めて参加しまして、テキストでは補えない資料提供を頂けると大変助かります。

6. 本事業のまとめ

6.1 本事業のまとめ

(1) 指導要領、研修ツール等の作成

令和5年度老健事業で実施したアンケート調査、ヒアリング調査において、指定講習事業者や講師によって講義・演習内容や修了評価にばらつきがある実態が把握され、講義・演習のばらつきの改善や修了評価の標準化等が課題として挙げられた。

そのため本事業では、令和5年度老健事業で新たに見直した「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」をもとに、研修内容の標準化や質の担保を目的として、指導要領及び研修ツール等の作成を行った。

本事業で作成した指導要領では、見直した指定講習カリキュラムをもとに、各科目の目的、到達目標、内容等の指針に加え、指導にあたっての事前準備と心構えや指導の視点、講義の進め方等を科目ごとに示している。また、指定講習カリキュラムは全ての科目の内容を総合的に理解することで福祉用具専門相談員として必要な知識・技術を網羅的に習得することができるものであることから、指導要領においては、カリキュラムの全体像や他科目との関係性についても説明している。そのため、本事業で作成した指導要領を指定講習事業者及び講師が参照することによって、科目間の相互関係や各科目内で重点的に指導すべきポイント等を理解したうえで講義・演習を実施することが可能となり、研修内容のばらつきの改善に繋がることが期待できる。

また、本事業で作成した動画については、今年度実施した説明会に参加していない指定講習事業者の担当者や講師の方にもカリキュラム全体の相互関係の理解や、各科目の目的等を理解いただくことに活用できるものである。更に、演習ツールについても見直し後のカリキュラムに対応したツールとして複数事例を用意しているため、新カリキュラムへの円滑な移行に寄与することが期待できる。

(2) 福祉用具サービス計画作成ガイドラインの改訂

本事業では、福祉用具サービス計画作成ガイドラインについて、令和6年度介護報酬改定に伴う「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入」や、福祉用具貸与計画に対する「モニタリング時期の明確化」等に対応したものとなるよう改訂を行った。福祉用具サービス計画作成ガイドラインは、指定講習カリキュラム内の科目「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」等にも活用できるものであるため、当該科目を担当する講師が本ガイドラインの内容を理解したうえで講義を行うことにより、指定講習受講後の福祉用具専門相談員が、福祉用具の貸与・販売の選択制等の適切な運用を行うことが可能となると考える。

(3) 新カリキュラムを踏まえた説明会の開催

本事業では、上記の指導要領や研修ツール、及び福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)を活用し、新カリキュラムでの福祉用具専門相談員指定講習の開催に向けて都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者、福祉用具専門相談員指定講習事業者、講師を対象に説明会を開催した。説

明会当日は会場・オンラインあわせて約200名が参加し、後日アーカイブ配信も行うことで、当日の欠席者含め、多くの方への周知を行うことができた。

6.2 今後の課題

(1) 指導要領等の周知による研修内容のばらつきの改善

福祉用具専門相談員指定講習は、令和7年4月より新たなカリキュラムで施行される¹。まずは本事業の成果物である指導要領、動画、及び演習ツールを広く周知することで、新カリキュラムへの移行を円滑に進めるとともに、新カリキュラムでの講習開始時から研修内容のばらつきの改善に繋げることが必要である。

また、指導要領等を整備した目的は研修内容のばらつきの改善に繋げることであるため、その目的が風化することがないように努めるとともに、今後はその改善状況について確認することが重要である。そのため、新カリキュラム移行後の指定講習の実施状況について実態調査等を通じて把握しながら、新カリキュラムへの移行直後だけでなく、定期的な再周知を通じて指定講習事業者の担当者や新任の講師への目的の共有を行うことで、継続的な研修内容の質の担保を図ることが必要と考えられる。福祉用具専門相談員の質の向上に向けて、福祉用具専門相談員指定講習での新人の学びは重要であるため、当協会としても継続的な情報発信を行うとともに、指定講習事業者と連携し、指導要領に沿った研修が開催できるよう、指導内容や研修の開催方法、ファシリテーターの紹介など、研修会の運営面でのサポートを実施していく所存である。

さらに、令和5年度老健事業においては修了評価の実施状況にもばらつきのある実態が把握されたため、本事業で作成した指導要領では、修了評価についても一定の指針を明示するとともに、設問作成の参考となるよう、各科目において確認ポイントを整理した。修了評価は、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況を評価するものであり、試験の合否を判定するものではない。そのため、「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、指定講習事業者においては必要に応じて補講を行う等、受講者への支援をお願いしたい。更に、一部科目の受講欠席者についても、次の開催時期を加味し、可能な限り修了評価を行えるよう、欠席科目に対する補講の実施や次回開催時に参加する際の一部受講免除などにも配慮いただきたい。

(2) 福祉用具専門相談員指定講習修了後の継続的な教育

福祉用具専門相談員指定講習は、福祉用具専門相談員としてのファーストステップとして位置付けられているものであり、介護分野の知識・技術を持たない学生や一般の方々を主な対象として、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として基本的な知識・技術を網羅的に学び、福祉用具専門相談員としての第一歩を踏み出すことができることを目的にカリキュラムが構成されている。

そのため、福祉用具専門相談員は、福祉用具専門相談員指定講習修了後も、福祉用具貸与事業所

¹ ただし、改正前の介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、なお従前の例によることができる旨の経過措置が設けられている。(厚生労働省告示第百十三号)

でのサービス提供を通じた OJT(On the Job Training)や、外部研修への参加や情報収集等を通じた継続的な自己研鑽による更なる学びが必要である。

福祉用具貸与事業所内での人材育成については、複数事業所を運営する法人の場合には毎年一定数の新人・中途採用を行っており、ある程度の教育体制ができているものと考えられる一方で、小規模事業所においては、採用が不定期であり、かつ人材不足である現場の実態を踏まえると、十分な指導が実施できていない状況も想定される。

上記を踏まえ、今後は、福祉用具専門相談員指定講習での学びをもとに、福祉用具専門相談員それぞれの理解度を確認しながら、事業所内で効果的に指導を実施できる仕組みづくりが必要と考えられる。人材不足である現場では、指導する側の負担も大きいことが想定されるため、最低限必要な指導内容が整理されていることで、指導者側の負担も軽減されるとともに、現場での指導のばらつきの改善にも寄与すると考えられる。また、過年度に実施した福祉用具貸与事業所向けの調査結果には、経験年数3年程度で退職する福祉用具専門相談員が多いという意見もあったが、指定講習修了後も事業所内での継続的な学びを通じ、より専門性を獲得していくことができるようになれば、本人のやりがいやモチベーションの向上にもつながり、人材定着にも寄与するのではないかと考えられる。

事業所外での自己研鑽の機会としては、現在も個々の関心や必要性に応じて、福祉用具専門相談員以外の資格の取得や外部の研修受講等を実施いただいているところである。

しかしながら、福祉用具貸与・販売に関わる福祉用具専門相談員として、常に最新の制度の把握と変更点への対応、新商品の知識や利用者への提供にあたっての技術の習得などが求められる中で、全ての福祉用具専門相談員が十分な学びの機会を得られているわけではないと認識している。

指定基準²の第201条では「指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。」とされており、また、「福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」とも明記されている。そのため、福祉用具貸与事業者は、事業所に従事する福祉用具専門相談員が継続的に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上を行うことができるよう、最新情報の共有や外部研修の受講及び資格取得の促進等、学びの機会の確保に努めるとともに、福祉用具専門相談員の主体的な学びを支援していく必要がある。

(3) 指定講習事業者と当会の連携や支援のあり方の検討

指定講習修了後の福祉用具専門相談員の学びの継続については、上記の通り、福祉用具貸与事業者の責務として課されているが、各事業者の取組としては内容・頻度などの差が生じ得るところである。

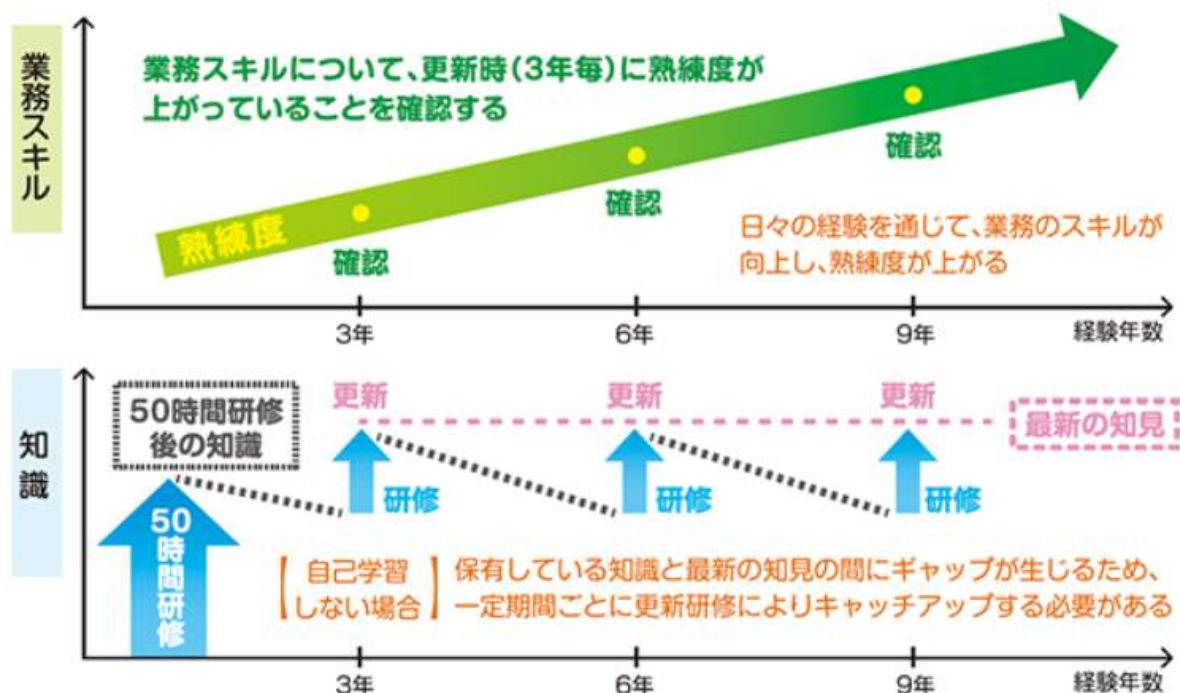
福祉用具専門相談員の継続的な学びについては、福祉用具貸与事業者だけでなく、指定講習事業者としても、受講者の修了後の学びに繋がるような支援をお願いしたい。例えば、オンライン形式での研修を実施している事業者であれば、研修動画や教材として活用した動画等を、指定講習修了後も閲覧できる環境を提供するなどの対応が考えられる。可能であれば、指定講習修了者へのアーカイブ配信などの取組を検討いただきたい。

当会としても、福祉用具専門相談員指定講習修了後も継続的に自己研鑽が可能となるよう、最新の

² 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

知識を習得するための更新研修(ふくせん認定)の実施や、サービス提供における標準様式の作成・周知、各種研修会の企画・開催や周知、学習ツールとして動画配信サービスやハンドブック等の作成を行っているところである。更新研修(ふくせん認定)のカリキュラムは、介護保険制度の改正に基づき3年ごとに見直しを実施し、受講者が新たな知識・知見を得られるカリキュラム内容としている。福祉用具専門相談員個々においても、常に自己研鑽に励むことがもとめられているため、最新の知識及び技術の修得に向けて、定期的な受講を推奨する。当会では、更新研修(ふくせん認定)の研修機会の周知を含め、今後も福祉用具専門相談員としての質の向上に向けた取組や情報発信などを積極的に実施していく。

図表 17 業務スキルと継続的な知識修得イメージ



※更新研修(ふくせん認定)の受講イメージ図より抜粋

7. 参考資料

7.1 指導要領

7.2 動画コンテンツ等研修ツール

7.3 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)

7.4 説明会開催チラシ、参加者アンケート

福祉用具専門相談員指定講習 指導要領

令和7年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目次

I.	福祉用具専門相談員指定講習について.....	1
1.	本資料の作成目的と構成.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	構成.....	1
2.	福祉用具専門相談員指定講習の内容について.....	2
2.1	福祉用具専門相談員指定講習の概要.....	2
2.2	指定講習の内容と展開について.....	5
2.3	修了評価について.....	5
3.	福祉用具専門相談員指定講習の運営について.....	6
3.1	福祉用具専門相談員指定講習事業者について.....	6
3.2	講師について.....	7
3.3	設備について.....	9
3.4	教材について.....	9
II.	各科目の指導要領.....	10
0.	カリキュラムの全体像.....	11
1.	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割.....	12
1.1	福祉用具の役割.....	12
1.2	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理.....	15
2.	介護保険制度等に関する基礎知識.....	19
2.1	介護保険制度等の考え方と仕組み.....	19
2.2	介護サービスにおける視点.....	23
3.	高齢者と介護・医療に関する基礎知識.....	28
3.1	からだところの理解.....	28
3.2	リハビリテーション.....	32
3.3	高齢者の日常生活の理解.....	35
3.4	介護技術.....	39
3.5	住環境と住宅改修.....	42
4.	個別の福祉用具に関する知識・技術.....	46
4.1	福祉用具の特徴.....	46
4.2	福祉用具の活用.....	49
4.3	福祉用具の安全利用とリスクマネジメント.....	52
5.	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する 総合演習.....	57
5.1	福祉用具の供給とサービスの仕組み.....	57
5.2	福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用.....	61
6.	本カリキュラムの全体像および確認ポイントのまとめ.....	68

I. 福祉用具専門相談員指定講習について

1. 本資料の作成目的と構成

1.1 背景・目的

福祉用具貸与・販売事業所に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習(以下「指定講習」という。)の修了が必要とされており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定しています。

指定講習のカリキュラムについては、平成 27 年以降見直しが実施されておらず、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」(令和5年 11 月 8 日)において、「福祉用具の安全な利用や PDCA の推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」(以下、「令和5年度老健事業」という。)で実施する有識者による検討や各指定講習事業者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。」とされ、全国福祉用具専門相談員協会が採択を受け「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」の見直しを実施しました。また、令和5年度老健事業を通じて、指定講習事業者や講師により講義・演習内容や修了評価にばらつきがある実態が把握され、講義・演習のばらつきの改善や修了評価の標準化等が課題として挙げられました。

そのため、本指導要領は、令和5年度老健事業で新たに見直した「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」をもとに、各科目における目的、到達目標、内容等の見直しを踏まえ、研修内容の質のばらつきの改善による質の担保を目的として、各指定講習事業者が指定講習を実施する際の指針としてお示しするものです。

1.2 構成

本指導要領は、以下の構成となっています。

I. 福祉用具専門相談員指定講習について

ここでは、総論として、福祉用具専門相談員指定講習の概要や、運営に関する事項等について説明しており、大きく3つの節に分かれています。

1節では、本指導要領を作成した目的及び構成について説明しています。

2節では、指定講習の概要、及び基本的な枠組みとして、指定講習の目的、対象(受講要件)、研修内容(実施方法、時間数、日程等)、カリキュラムの全体構成、修了評価などについて説明しています。

3節では、指定講習事業者の要件や指定方法、指定講習を実施する際の設備や講師、教材等、指定講習の運営に関する事項について説明しています。

II. 各科目の指導要領

ここでは、各論として、指定講習カリキュラムの科目ごとに、目的、到達目標及び内容等の指針に加え、指導にあたっての事前準備と心構えや指導の視点、講義の進め方等について説明しています。

各指定講習事業者及び講師の皆様におかれましては、本指導要領を参照し、研修の到達目標、修了評価の在り方について共通理解にたつたうえで、創意工夫して指定講習を企画・展開してください。

2. 福祉用具専門相談員指定講習の内容について

2.1 福祉用具専門相談員指定講習の概要

2.1.1 目的

- 指定講習の主な受講対象は、介護分野の知識・技術を持たない学生や一般の方々を想定しています。指定講習のカリキュラムは、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学び、福祉用具専門相談員としての第一歩を踏み出すことができることを目的としています。
- 指定講習はあくまで福祉用具専門相談員としてのファーストステップとして位置付けられているものであり、指定講習修了後も、実際の介護現場や福祉用具貸与事業所等の現場での実務を通じての学び(On the Job Training. 以下「OJT」という。)等を通じ、知識・技術を継続的に修得することが必要です。指定講習の受講・修了で終わらせるのではなく、継続的な知識・技術の修得、自己研鑽の重要性を含め、指導をお願いいたします。

2.1.2 対象(受講要件)

- 受講資格の制限は特にありません。2.1.1 にも記載のとおり、指定講習のカリキュラムは、介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶことに重点を置いておりますので、当該目的をご理解のうえ、本講習を実施してください。
- 主な対象としては、福祉用具貸与・販売事業所等で「福祉用具専門相談員」として従事することを希望される方が想定されますが、福祉用具について詳しく学びたい方、福祉分野への就職を希望される方などの受講を妨げるものではありません。
- また、福祉用具に関する知識を有している国家資格保持者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士及び義肢装具士)は、指定講習を受講しなくとも「福祉用具専門相談員」として福祉用具貸与・販売事業所等で従事することは可能ですが、これらに該当する方でも、福祉用具について専門的・体系的に学びたい方の受講を妨げるものではありません。従って、国家資格を持つ方が受講した場合も、修了評価の実施及び修了証の交付を実施してください。

2.1.3 実施方法

- 開催形式は、対面の集合形式、オンライン形式いずれも可能であり、受講者の受講負担等を考慮し、各指定講習事業者において自由に設定することができます。ただし、受講者が各科目の到達目標に示す知識・技術等を十分に修得可能な方法を検討のうえ実施してください。
- 演習を含む科目については、講師一名につき、受講者が概ね 50 名を超えない程度とされていますが、効果的な進行のため、科目の内容や受講者数を踏まえて 1 グループあたりの人数を設定し、必要に応じて演習をサポートするファシリテーター等の配置も検討してください。

- 全ての科目の受講完了後、筆記の方法による修了評価を実施してください。修了評価は試験の合否を判定するものではなく、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況を評価するものです。詳細は以下、「2.3 修了評価について」を参照してください。

2.1.4 時間数と日程

- 時間数は令和7年度より計 53 時間とされています。なお、53 時間の講習とは別に、筆記の方法による「修了評価」を1時間程度実施する必要があります。修了評価については、「2.3 修了評価について」をご参照ください。
- 53 時間のプログラム構成は、7～8日程度での開催を想定していますが、指定講習事業者において自由に設定することが可能です。ただし、各科目の目的や関係性、到達目標を十分に理解したうえで、介護分野の知識・技術を持たない受講者が到達目標に示す知識・技術等を修得できるようなプログラム構成を検討してください。
- 開催日程についても、受講者の受講しやすさ等を考慮して、指定講習事業者において自由に設定可能です。また、科目によって集合形式とオンライン形式を組み合わせることも構いません。
 - 週1回(1日)×7～8週に分けて実施
 - 週2回(2日)×4週に分けて実施
 - 平日 7 日間連続で実施 など

2.1.5 カリキュラムの全体構成

- 指定講習カリキュラムの全体構成は図表 2-1 のとおりです。
- 演習を含む科目では、受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識修得や、サービス提供時の実務の基礎につながる演習を実施してください。

※福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムについて

令和7年4月以降の新カリキュラムについて、見直しの背景や目的、主な変更点等について指定講習事業者、担当講師向けの説明動画を用意しています。本指導要領と併せてご確認ください。

<動画(指定講習事業者、担当講師向け)>

- 令和7年4月以降の新カリキュラムの概要

(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)

<https://www.youtube.com/watch?v=eonUZJckorM>

(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

図表 2-1 カリキュラムの全体構成(概要)

科目	形式	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		2時間
福祉用具の役割	講義	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	(2時間)
介護サービスにおける視点	講義	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		16.5時間
からだところの理解	講義	<u>(6.5時間)</u>
リハビリテーション	講義	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	講義	(2時間)
介護技術	講義・ 演習	(4時間)
住環境と住宅改修	講義・ 演習	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		17.5時間
福祉用具の特徴	講義・ 演習	(8時間)
福祉用具の活用	講義 ・演習	(8時間)
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	講義 ・ 演習	<u>(1.5時間)</u>
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		13時間
福祉用具の供給とサービスの仕組み	講義	<u>(3時間)</u>
福祉用具による 支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	講義 ・ 演習	<u>(10時間)</u>

53時間

※下線・太字の箇所が令和7年度より追加・変更された点

2.2 指定講習の内容と展開について

- ・ 介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶための内容とします。講師の専門知識に偏らないよう、各科目の目的や関係性、到達目標を十分に理解したうえで、指導をお願いいたします。
- ・ 演習を含む科目においては、受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識修得や、サービス提供時の実務の基礎につながる内容とします。
- ・ 本講習はあくまで福祉用具専門相談員としてのファーストステップとして位置付けられているものです。実際の介護現場や福祉用具貸与事業所等での OJT 等を通じた継続的な知識・技術の修得や自己研鑽につながるよう、指導をお願いいたします。
- ・ 各単元の講義、演習の進め方や留意事項については、「II 各科目の指導要領」を参照してください。

2.3 修了評価について

- ・ 指定講習においては、「全科目の修了時に、「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること」とされています。
- ・ 修了評価の実施方法は、筆記の方法により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとされておりま。
- ・ 「到達目標」は、各科目で求められている「目的」をどの程度達成できているかを評価するための指標であり、修了評価においてその達成度を評価する指標です。「到達目標」として想定されている「列挙できる」、「概説できる」については、それぞれ以下のレベルを意図しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 「列挙できる」とは、講義内容を知り、理解したうえで、その内容を他者に説明できることを意図している。➤ 「概説できる」とは、講義内容を知り、理解できているだけでなく、その内容の概要を整理し、他者に説明できること、又は活用できることを意図している。 |
|---|

- ・ また、本指導要領の「II 各科目の指導要領」では、「(11)確認ポイント」として、各科目において受講者の理解度を確認すべきポイントを整理しています。「到達目標」とあわせて、修了評価の設問を作成する際の参考としてください。
- ・ 修了評価は、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況进行评估するものであり、試験の可否を判定するものではありません。「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、指定講習事業者においては必要に応じて補講を行う等、受講者への支援をお願いいたします。
- ・ また、一部科目の受講欠席者についても、次回開催時期を加味し、可能な限り修了評価を行えるよう、欠席科目に対する補講の実施や次回開催時に参加する際の一部受講免除なども検討してください。

3. 福祉用具専門相談員指定講習の運営について

3.1 福祉用具専門相談員指定講習事業者について

3.1.1 事業者の要件

指定講習の実施事業者の要件は、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第4条第2項各号において、以下のとおり定められています。

- 一 福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められること。
- 二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
 - イ 前項第九号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。
 - ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届出ること。
 - ハ 福祉用具専門相談員指定講習の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

上記のうち、「福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件として、「福祉用具専門相談員について」(平成 18 年3月 31 日付け老振発第 0331011 号厚生労働省老健局振興課長通知、令和7年4月4日最終改正)では以下のように記載されています。その他必要な要件等の詳細については、各都道府県の実情等をご確認ください。

- ① 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、
- ② 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、
- ③ 事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

3.1.2 指定方法

- 指定講習の実施事業者の指定は、事業者の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとされています。そのため、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要があります。
- 指定申請手続きにあたって提出が必要な書類や期限、指定の期間等の詳細については各都道府県の要綱等をご確認ください。

3.2 講師について

- 指定講習の基準として、指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師を有する必要がある、具体的には以下の要件を満たすことが必要です。

ア 1の講習について3名以上の講師で担当すること
イ 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者が概ね50名を超えない程度の割合で担当すること
ウ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること

- 指定講習の講師は、厚生労働省が定める講師の要件を満たす適切な人材を確保する必要があります。なお、講師(医師を除く)は、講師の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有することが必要です。「II 各科目の指導要領」を踏まえ、各科目の目的や到達目標を十分に理解したうえで、適切な人材を養成・確保してください。
- 講師謝金及び講師旅費については、各指定講習事業者において設定して差し支えないものとされています。

図表 3-1 講師要件の新旧対照表

【改訂後の講師要件】		【現行の講師要件】	
科目名	講師要件	科目	講師の要件
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、公益財団法人テクノエイド協会が認定する福祉用具プランナー及び福祉用具プランナー管理指導者研修修了者(以下「福祉用具プランナー等」という。)、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護保険制度等に関する基礎知識		介護保険制度等に関する基礎知識	
介護保険制度等の考え方と仕組み	高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護サービスにおける視点		介護サービスにおける視点	
高齢者と介護・医療に関する基礎知識		高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
からだところの理解	医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	からだところの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
リハビリテーション	医師、 看護師 、理学療法士、作業療法士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	リハビリテーション	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
高齢者の日常生活の理解	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)
介護技術		介護技術	⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
住環境と住宅改修	理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者、福祉用具プランナー等、1級・2級建築士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
個別の福祉用具に関する知識・技術		個別の福祉用具に関する知識・技術	
福祉用具の特徴	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具の活用		福祉用具の活用	
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者		
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
福祉用具の供給とサービスの仕組み	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具の供給の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用		福祉用具貸与計画等の意義と活用	
		福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
		福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※下線・太字の箇所が令和7年度より追加・変更された点

3.3 設備について

3.3.1 対面の集合形式で実施する場合

- ・ 会場は、受講者のアクセスしやすさに配慮して設定してください。
- ・ 演習時のグループワーク等を想定し、受講者数に対して十分な広さを確保してください。
- ・ 会場の広さに応じて、マイクを用いてください。
- ・ 必要に応じて、プロジェクター、動画の再生に必要な機材を準備してください。
- ・ 演習の形態に応じて、ホワイトボード、模造紙等を準備してください。
- ・ 可能な限り福祉用具を準備し、演習等の中で受講者が実際に見る、触るなどの体験ができるよう検討してください。

3.3.2 オンライン形式で実施する場合

- ・ 必要な端末、ソフトウェアや通信環境等を整備してください。
- ・ オンラインで開催する場合には、講師・ファシリテーターには、3.2 で示した講師要件に加え、オンライン研修環境の特性に対応するスキルが求められます。指定講習事業者は必要に応じて、講師・ファシリテーターを対象とした操作説明等の研修を事前に実施してください。
- ・ また、受講者がオンラインでの操作に慣れない場合や、研修当日に通信エラー等のトラブルが発生することも想定されます。指定講習事業者は事前の操作説明や、当日のトラブルへの対応等、受講者が安心して受講できるよう、支援体制も整備してください。
- ・ 特に演習を含む科目においては、受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識修得や、サービス提供時の実務の基礎につながる内容となるよう、オンライン開催の場合にも受講者同士、受講者と講師の双方向的なコミュニケーションを取り入れた指導ができる方法（ブレイクアウトルームの活用、オンラインでも個別にサポートできるファシリテーターの配置等）を検討してください。

3.4 教材について

- ・ 「II. 各科目の指導要領」では、「(10)教材・参考資料」として、科目ごとに教材・参考資料の例を記載しています。各科目を担当する講師は、必要に応じて「(10)教材・参考資料」も参考にいただき、レジュメや演習に用いるワークシート等を準備するなど、研修を円滑に進行し、効果を高められるよう工夫してください。その際、公開資料等を教材・参考資料として用いる場合には、出典を明示する等引用の仕方に配慮してください。

なお、「住環境と住宅改修」、「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」については、令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」において演習ツールを作成しております。

- ・ 各指定講習事業者は、教材及び講義内容の品質管理のため、各科目を担当する講師が作成した教材が各科目の目的や到達目標を満たすものとなっているか、事前に確認してください。
- ・ 演習に用いる事例については、利用者の個人情報が入らないよう、演習後回収する等、取り扱いには十分に注意してください。

II. 各科目の指導要領

0. カリキュラムの全体像

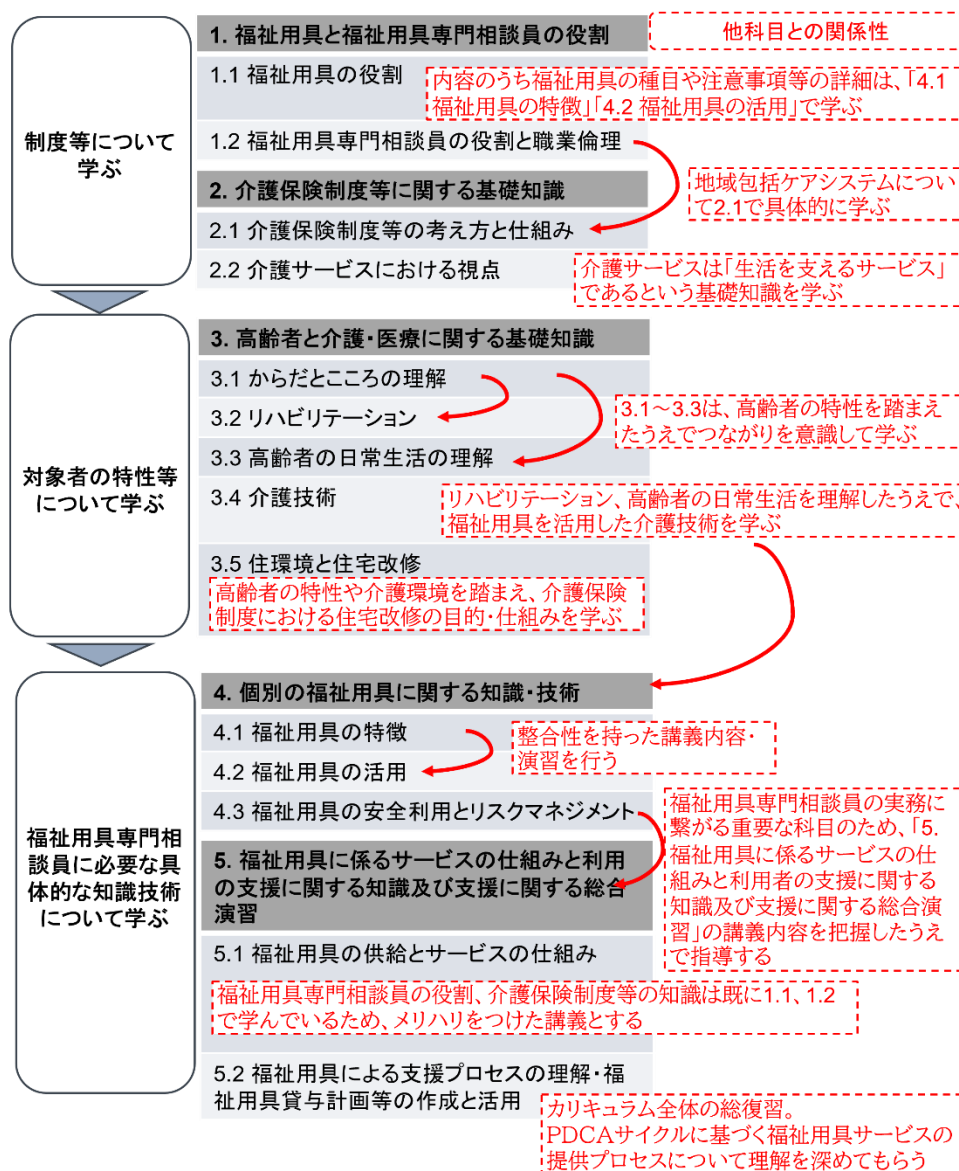
指定講習カリキュラムとして設定している各科目は、福祉用具専門相談員として最低限理解しておく必要がある知識・技術を網羅的に修得するためのものです。知識・技術を段階的に理解していけるような到達目標・内容・時間の構成となっています。

指定講習事業者の皆様においては、科目間の相互関係を理解したうえで運営プログラムの検討や講師との調整をお願いいたします。

また、講師の皆様におかれましても、科目間のつながりをご理解いただき、各科目内で重点的に指導すべきポイントや、前後の科目との関係性を把握したうえで、講義・演習の実施をお願いいたします。

日程や講師等の都合により、科目の順番を多少入れ替える必要がある場合であっても、「制度等について学ぶ」、「対象者の特性等について学ぶ」、「福祉用具専門相談員に必要な具体的な知識技術について学ぶ」の順番で学べるよう配慮してください。

図表 0-1 各科目との関係性



1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割

1.1 福祉用具の役割

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 1時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、公益財団法人テクノエイド協会が認定する福祉用具プランナー及び福祉用具プランナー管理指導者研修修了者(以下「福祉用具プランナー等」という。)、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支えるうえで果たす役割を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具の定義について、介護予防と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。
- ・ 福祉用具の種類を概説できる。
- ・ 高齢者等の暮らしを支えるうえで福祉用具の果たす役割をイメージできる。

(6) 内容

○ 福祉用具の定義と種類

- ・ 介護保険制度や障害者総合支援法等における福祉用具の定義と種類
※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 福祉用具の役割

- ・ 利用者の日常生活活動(Activities of Daily Living。以下「ADL」という。)等の改善
- ・ 介護予防
- ・ 自立支援
- ・ 介護負担の軽減

○ 福祉用具の利用場面

※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であるため、講師は指定講習の全体構成を把握したうえで、本科目の指導要領を踏まえ講義資料を準備する。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具の役割を理解するうえで、日本の超高齢社会の現状や今後の課題を伝える。
- ・ 介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となる福祉用具のみならず制度外の福祉用具も含め福祉用具の種類(最新の用具も含む)を伝える。
- ・ ADL の改善、自立支援、介護負担軽減はもとより介護予防の視点も加えて指導内容に含めることが求められる。
- ・ 高齢者等の自立支援や介護予防において、福祉用具が高齢者の生活をどのように支えているのかをイメージできるよう、福祉用具の果たす役割を具体的に伝える。
- ・ 本科目は福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であり、本科目の内容と他の科目とのつながりを意識することが重要である。
- ・ 総論的な内容も多くなるため、受講者の理解を深めるために、グラフやイラスト、表などを活用し、満遍なく講義を展開することが求められる。
- ・ 制度、社会情勢、福祉用具も刻々と変化するため、その変化を踏まえた最新の内容を伝えることが求められる。

<他科目との関係性>

- ・ 福祉用具の種目については「4.1 福祉用具の特徴」と「4.2 福祉用具の活用」にて取り上げるため、一覧表などの提示に留め、掘り下げ過ぎないように配慮する。
- ・ 本科目は総論であるため、他の科目で取り上げる内容に関しては、上記注意事項と同様に必要以上に掘り下げず、本科目の到達目標に焦点を絞った研修内容にする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示します。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (5分)	○超高齢社会の現状と課題	現状のみならず今後の課題について伝える。グラフなどを活用することが望まれる。	講義
テーマ2 (15分)	○福祉用具の定義と種類 ○介護保険制度の福祉用具 ○障害者総合支援制度の福祉	制度、社会情勢の変化を踏まえるとともに最新の情報を表などにして伝えることが必要である。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	用具 ○制度外の福祉用具		
テーマ3 (15 分)	○福祉用具の役割 ○ADL の改善 ○自立支援の視点 ○介護負担の軽減 ○介護予防の視点	福祉用具がどのように高齢者や障害者の生活を支えているのかを具体例を挙げながら説明する。	講義
テーマ4 (10 分)	○福祉用具の安全性について	安全確保のために必要な視点を説明する。	講義
まとめ (10 分)	福祉用具の役割の確認	目的、到達目標の理解度の確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 人口ピラミッド、年齢区分別(年少人口、生産年齢人口、老年人口)推計値と介護人材の不足の予測値のグラフ、テキストの表を活用 ※指定講習実施時点で最新の情報を使用すること
 - 厚生労働省「人口動態調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>
 (ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 人口動態調査 > 結果の概要)
 - 厚生労働省「介護人材確保に向けた取組」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html
 (ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 介護人材確保に向けた取組)

(11) 確認ポイント

- ☐ 超高齢社会において、住環境整備、中でも福祉用具の役割は極めて重要であることを(将来的な視点も含めて)理解できている。
 - ☐ 福祉用具は高齢者のみが使うものではないこと(障害者も対象であること)を理解できている。
 - ☐ 高齢者や障害者の生活を支える福祉用具には、介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となっていないものも多くあることを理解できている。
 - ☐ 自立支援(自分でできなかったことを自分でできること)の重要性を理解できている。
 - ☐ 福祉用具は道具であり、リスクが隣り合わせであること(リスクを軽減するためには福祉用具専門相談員の役割が重要なこと)を理解できている。

1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 1時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、高齢者等を支援する専門職であることを認識する。
- ・ 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。
- ・ 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、サービス事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。

(6) 内容

- 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割
- 福祉用具専門相談員の業務内容
 - ・ 福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)
- 福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務
 - ・ 指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)
 - ・ 介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)
 - ・ 地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ
 - ・ 福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)
 - ・ 自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は「1.1 福祉用具の役割」と同様、福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であるため、講義のはじめには、資格取得に向けて受講者の学習意欲を高めることを意識しながら、本科目を学ぶ意義として、福祉用具専門相談員が超高齢社会において果たしている役割を全体像として伝える。
- ・ 講師は、介護保険制度改正を踏まえ、最新の福祉用具サービスと福祉用具専門相談員の業務内容について事前に理解を深めておく。
- ・ 既に福祉用具貸与事業所で一定期間現場経験をしている受講者がいる一方、介護分野の知識・技術や経験を持たない受講者もいることを理解し、受講者全員が理解できる内容として講義を進める必要があることを意識しておく。
- ・ 講義の振り返りでは、本科目の到達目標に関連する福祉用具専門相談員の業務内容と職業倫理内容を再度整理するとともに、以降に学ぶ科目の内容は、専門職として修得すべき知識・技術の基本であることや、福祉用具専門相談員には自己研鑽の努力義務があり、指定講習受講後も経験を積み上げながら継続的に研鑽することの必要性和重要性を改めて伝える。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具専門相談員の業務の具体的内容は以降の科目で学ぶため、本科目では受講者が業務を全体的に列挙できることを意識して講義を行う。
- ・ 事業所の指定基準や業務継続計画の策定や研修等については、社会的責任の一つとして概要を伝える程度に留める。
- ・ 職業倫理については特に重視し、法令順守、守秘義務、説明責任、他職種との連携、専門性の向上、社会貢献など、受講者が列挙できるように用語について丁寧に解説し、専門職としての意識を受講者が高められることを意識して講義を行う。

<他科目との関係性>

- ・ 地域包括ケアシステムについては「2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み」で具体的に学ぶため、本科目では医療職からの情報収集や他の介護職との協働の必要性や、チームアプローチと多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ1 (7分)	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割	介護保険制度上の位置付けと、超高齢社会において期待されている役割などについて講義する。	講義
テーマ2 (10分)	○福祉用具専門相談員の業務内容 ・福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)	業務の全体像がイメージでき、列挙できるよう講義する。業務内容一つ一つが詳細になり過ぎないように留意する。	講義
テーマ3 (7分)	○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 ・指定基準(人員基準・設備基準・運営基準) ・介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)	指定基準や業務継続計画の作成など、基本知識として講義する。事業者としての責務については概要の説明に留める。	講義
テーマ4 (10分)	○地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ	地域包括ケアシステムの詳細説明ではなく、医療・介護連携とチームアプローチの必要性和重要性について理解できるよう、連携の具体事例を用いながら説明することが望ましい。	講義
テーマ5 (10分)	○福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)	職業倫理の守秘義務等の内容について、実際の介護現場で留意する場面なども含めて丁寧に説明し、専門職としての意識を高められるよう理解を促す。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ6 (5分)	○自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)	自己研鑽の努力義務規定を説明する。指定講習受講後に OJT を中心に知識及び技能を積み上げていく必要性を、具体事例を交えて説明することが望ましい。	講義
まとめ (6分)	到達目標に関連する内容の整理 自己研鑽課題の認識の促し	目的、到達目標の理解度の確認とともに、継続的なスキルアップの重要性について再度認識を促す。指定講習受講後の継続的な研修機会の確保の方法についても説明する。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 倫理綱領
<https://www.zfssk.com/rsm/rinri.html>
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 倫理綱領)
- ・ 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会(第 220 回)(令和5年7月 24 日)資料
【資料7】福祉用具・住宅改修 「福祉用具専門相談員について」(p.6)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001123924.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(介護給付費分科会) > 第 220 回社会保障審議会介護給付費分科会(web 会議)資料)

(11) 確認ポイント

- ☐ 福祉用具専門相談員の業務内容を、運営基準の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取り扱い基準を中心に列举できる。
 - ☐ 福祉用具専門相談員としての職業倫理について、法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位など、一つ一つの内容と実際の介護現場で留意すべき点を列举できる。

2. 介護保険制度等に関する基礎知識

2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。
- ・ 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。

(5) 到達目標

- ・ 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。
- ・ 地域包括ケアの理念を概説できる。
- ・ 地域包括ケアシステムの構成要素と、支える主体を列挙できる。
- ・ 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。

(6) 内容

○ 介護保険制度等の目的と仕組み

- ・ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等)
- ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)
- ・ 介護サービスの種類と内容 ※最新の情報を踏まえたものとする。
- ・ 介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence。以下「LIFE」という。)等)
- ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要

○ 地域包括ケアシステムの考え方

- ・ 地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等)
- ・ 構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助)

- ・ 地域ケア会議の役割・機能
- ・ 医療・介護に関わる各専門職の役割

(7) 事前準備と心構え

- ・ 介護保険法について、最新の正確な情報を確認して講義にあたる。(最新情報を厚生労働省 HP にて確認し、古い情報を伝えることのないように留意する。)
- ・ 法令や条文の記述は理解が難しい表現となっていることが多いため、専門用語や日常的に使用しない用語については、かみ砕き分かりやすく変換して伝える準備をして講義にあたる。
- ・ 介護保険制度を理解できるようにする科目ではあるが、福祉用具専門相談員として知っておくべき内容に留めるよう配慮する。
- ・ 地域包括ケアシステムに関しては、地域格差があることを理解したうえで、全国的に共通する事例等を準備し講義にあたることが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 介護保険法の目的と基本理念の理解は、介護サービス事業者にとって必須である。条文から尊厳保持・自立支援・利用者選択と自己決定について理解を促すと同時に、介護サービス利用時のどのような場面にその基本理念が反映されているか、具体例を挙げて理解を促すことが望ましい。(具体例は福祉用具貸与や特定福祉用具販売に限らず、他のサービスや介護の場面を連想しながら関連付けるもので構わない。)
- ・ 介護保険制度においては、最新の情報を伝える。
- ・ 介護サービス利用に係る大まかな流れ(申請～サービス利用)について簡潔に伝える。
- ・ 介護サービスにおけるテクノロジー活用の現状、今後の展望について概要を説明し理解を促すことが望ましい。(LIFE の目的・介護ロボットや ICT 等の介護テクノロジー導入や活用の事例等)
- ・ 介護保険法以外の高齢者・障害者に関する保健福祉制度があることを理解できるようにする。
- ・ 地域包括ケアシステムを学ぶ際には、理念や構成要素において福祉用具専門相談員がどのような立場・役割を持って関わることとなるのか、地域ケア会議の機能等にも関連付けて伝えることが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ 「1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理」では、医療職からの情報収集や他の介護職との協働の必要性や、チームアプローチと多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行うこととしているため、本科目では介護保険制度や地域包括ケアシステムにおける多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (45分)	○介護保険制度の目的と仕組み ・介護保険法の理念 ・介護保険制度の仕組み ・介護サービスの種類と内容 ・介護サービスのテクノロジー活用推進の動向	・介護保険法第1条を用いて、理念である「尊厳の保持」「自立支援」「利用者選択と自己決定」等の理解を促す。 ・基本となる認定の流れや給付について概要がつかめるよう伝える。(福祉用具貸与や販売を例にしながら説明するとよい) ・介護サービスの種類とその内容について、そのサービス対象となる利用者の状態像も含め「どのような人が、どのような目的でそのサービスを使うのか」という視点で展開することが望ましい。 ・LIFE、介護ロボットやICTなどの介護テクノロジーの「現状」と「これから」の介護サービスにおけるテクノロジーの活用について概要を伝える。 ・LIFE、ケアプランデータ連携システムについては、その目的と概要を説明する。	講義
テーマ2 (15分)	○高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度の概要	・高齢者・障害者への制度が介護保険制度以外にも存在していることを説明する。 ・老人福祉法・高齢者医療制度・障害者総合支援法の概要を説明する。 ・老人福祉法・障害者総合支援法	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		と福祉用具の位置付け・取り扱いを説明する。(老人日常生活用具・補装具・日常生活用具給付事業)	
テーマ3 (45 分)	○地域包括ケアシステムの考え方 ・地域包括ケアの理念 ・構成要素と多様な支え方 ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護の各専門職の役割	・共生社会の実現と地域包括ケアの関連性や介護予防・日常生活支援総合事業にも触れながら「自助・互助・共助・公助」の理解を促す。 ・地域ケア会議と多職種連携について、具体的事例を挙げながら説明することが望ましい。	講義
まとめ (10 分)	介護保険制度の基本的な仕組みの理解 地域包括ケアシステムの理解	目的・到達目標の理解度の確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 都道府県及び市町村において配布されている「介護保険について」等のパンフレット
- ・ 厚生労働省「科学的介護情報システム(LIFE)について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 科学的介護情報システム(LIFE)について)

(11) 確認ポイント

- ☐ 介護保険制度の理念、認定の流れやサービスの種類・内容を説明できる。
- ☐ 介護保険制度以外の高齢者・障害者関連施策を知っている。
- ☐ 地域包括ケアシステムについて理念・構成要素を説明できる。
- ☐ 地域ケア会議の機能を理解できている。
- ☐ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を理解できている。

2.2 介護サービスにおける視点

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。
- ・ ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つうえで配慮すべき点について列举できる。
- ・ ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。
- ・ 国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health。以下「ICF」という。)の考え方を概説できる。

(6) 内容

○ 人権と尊厳の保持

- ・ プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティ・オブ・ライフ(Quality Of Life。以下、「QOL」という。)の意義
- ・ 虐待の防止措置(早期発見の努力義務、通報の義務、発見から通報までの流れ)
- ・ 身体的拘束の禁止と緊急やむを得ない場合の対応

○ ケアマネジメントの考え方

- ・ ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現)
- ・ ケアマネジメントの手順(アセスメント、居宅サービス計画作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング)
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性
- ・ 介護予防の目的と視点
- ・ ICF の考え方
- ・ 多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院

退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例)

(7) 事前準備と心構え

- ・ 福祉の視点を持って講義を展開できるよう、講師自身がノーマライゼーションの理念、福祉の概念を理解していることが前提である。
- ・ 高齢者虐待の相談・通報件数や虐待判断件数等、最新の情報を収集したうえで講義にあたることが望ましい。
- ・ 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」や、介護保険法上の虐待防止、身体的拘束禁止に係る規定等を確認しておく。
- ・ ICF の考え方を解説するために、例えば同一人物を国際障害分類 (International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps。以下「ICIDH」という。) と ICF で比較しながら説明する等、具体的な事例を用意することが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 人権・尊厳の保持等、非常に重要な視点となるため、日常の出来事などを当てはめながら、実は身近なテーマであり、当たり前のことであると受講者が気づけるようにすることが重要である。
- ・ ノーマライゼーション・QOLといったものも言葉だけの理解に留まらないよう、日常生活の一部を例にして伝えるなど、受講者の理解が深まるように講義を展開する。
- ・ 虐待防止の理解では、虐待の種類の理解や通報の在り方 (通報義務) 以外にも、サービス提供者が意図せず虐待に該当する行為をしてしまう例なども伝えながら、虐待防止に対する理解を深められるようにする。
- ・ 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」等を用いて身体拘束に該当する行為を正しく理解し、福祉用具が身体拘束の道具として扱われる危険性があることを理解できるようにする。
- ・ 安易な身体拘束は、ADL の低下のみでなく、尊厳を脅かし、QOL の低下を引き起こすことにも気づくことができるよう、講義を展開する。
- ・ ケアマネジメントの過程、PDCA サイクルの理解、居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等のつながりが具体的に理解できるように説明する。
- ・ 特にケアマネジメントの過程における多職種連携においては、サービス担当者会議や退院・退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例を挙げ、実際にイメージできるように促す。
- ・ ICF、多職種連携については様々な分野と関連する重要な内容であるため、他の科目でも学習し、理解を深める必要性があることを伝える。

<他科目との関係性>

- ・ ICF の理解については、「3.3 高齢者の日常生活の理解」の科目においても触れるため、本科目では、介護サービスは「生活を支えるサービス」であることを理解できるように講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (40分)	○人権と尊厳の保持 ・ノーマライゼーション ・QOL ・プライバシー保護 ・虐待防止と身体拘束禁止	・専門的な用語が多いが、理解できるように、分かりやすい表現に置き換えて気づきを促すよう伝える。 ・プライバシー保護は日常生活の場面の例に留まらず、介護サービスにおける例を挙げながら説明する。 ・介護保険法に基づいて、虐待防止・身体的拘束禁止に係る規定を伝える。 ・身体拘束と虐待、虐待と人権侵害の関連性を理解できるように様々な例を出しながら講義を展開する。	講義
テーマ2 (50分)	○ケアマネジメントの考え方 ・意義、目的、過程 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・多職種連携の目的と方法	・ケアマネジメントの過程はPDCAサイクルを用いて解説し、居宅サービス計画関連書式の説明や福祉用具貸与計画等との関連をイメージできるように伝える。 ・介護予防の目的を確認し、予防プランを提示し、理解を深められるようにすることが望ましい。 ・多職種連携は他の科目においても学習することから、非常に重要であることを意識できるように伝える。	講義
テーマ3 (15分)	○ICFの考え方	・ICFの考え方を概説できるように、具体的な事例を用いて説明することが望ましい。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		(例として、同一人物を ICIDH と ICF で比較しながら説明する等)	
まとめ (10分)	介護サービス提供の基本視点の理解 ケアマネジメントの理解	・ 目的、到達目標の理解度確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- 厚生労働省「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等)
- 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改訂)」 「第三章 養介護施設従事者等による虐待への対応」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について)
- アセスメント書式(項目が分かるもの)
 - ふくせん版「福祉用具サービス計画書(基本情報)」
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ 介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」「モニタリングシート」)
- 居宅サービス計画のサンプル (サービス担当者会議録・提供票などの書式も含む)
 - 介護保険最新情報 Vol.1286(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について)(令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001271371.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ)
- 介護予防サービス・支援計画書のサンプル
 - (様式例2) 介護予防サービス・支援計画書
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227953.docx>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について > 令和6年度介護報酬改定に関する通知等の改正 > 基準省令に関する通知(解釈通知等) > その他)
- ICF 事例(各講師が ICF の考え方について説明できる事例を用意することが望ましい)

(11)確認ポイント

- ☐ 人権や尊厳を保持した関わりの重要性については、どのような点に配慮すべきかについて、「例えば〇〇といった関わり方」のように具体的にイメージし、説明できる。
- ☐ ケアマネジメントの意義・目的、考え方を理解できている。
- ☐ 介護予防・多職種連携の重要性を理解できている。
- ☐ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性について説明できる。
- ☐ ICF の考え方を概ね理解できている。

3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識

3.1 からだとこころの理解

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 6.5 時間

(3) 講師要件

- ・ 医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。
- ・ 認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。
- ・ 感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。
- ・ 高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。
- ・ 認知症の症状と心理・行動の特徴を把握し、認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。
- ・ 主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。

(6) 内容

○ 加齢に伴う心身機能の変化の特徴

- ・ 身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防御反応の低下、廃用症候群等)
- ・ フレイルと健康寿命
- ・ 心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等)
- ・ 介護保険法施行令に定めのある特定疾病

○ 認知症の人の理解と対応

- ・ 認知症の人を取り巻く状況
- ・ 認知症ケアの基礎となる理念や考え方
- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応

○ 感染症と対策

- ・ 感染症の種類、原因と経路
- ・ 基本的な感染症対策と罹患した際の対応

(7) 事前準備と心構え

- ・ 高齢者の医療・介護における最近の動向など日本における現状を事前に把握しておく。(特にフレイルと健康寿命といった国民の健康増進に関する最新情報について準備しておくことが望ましい。)
- ・ 後の科目で、住環境や福祉用具の活用がイメージできるように、疾病や症状による状態像を理解できるように講義を行う。
- ・ 認知症高齢者数の推移・認知症基本法(共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和五年法律第六十五号)・認知症関連施策等、最新の情報について把握し、講義に活かすことが望ましい。
- ・ 認知症に対する正しい解釈を持って(偏見を排除することを意識し)講義に取り組む。
- ・ 感染症予防の基礎知識・高齢者に多い感染症に共通するスタンダードプリコーション(Standard Precautions。以下「標準予防策」という。)を把握しておく。

(8) 指導の視点

- ・ 老化に伴う各器官の生理的变化、身体的特徴を受講者がイメージできるようにイラストや図を用いて説明し理解できるようにする。
- ・ 高齢者のフレイル対策と介護予防による取組が健康寿命を延伸することにつながることを理解できるようにする。
- ・ 高齢者の心理やコミュニケーション、人間の尊厳を講義内容に踏まえて対人援助を理解できるようにする。
- ・ 高齢者に多い疾病や特定疾病の医学的専門分野は、内容が専門的に深くなり過ぎないように注意し、症状や動作などが、どのように ADL に影響するのかを理解できるようにする。
- ・ 16 種類の特定疾病については、選定基準の考え方や各疾病の症状がどのような状態なのか介護保険で認められている範囲を理解できるようにする。(例えば、がんは、回復の見込みがない状態に至ったと判断した末期がんに限るなど。)
- ・ 認知症には様々な種類があること、種類や進行度によって見せる姿が異なることを理解できるように、具体的な例(4大認知症の原因疾患や症状・若年認知症)を挙げて説明できるようにする。
- ・ 軽度認知障害(Mild Cognitive Impairment。以下「MCI」という。)は、認知症とは異なることを理解できるようにする。
- ・ 認知症の症状である「中核症状」と「周辺症状(行動・心理症状／Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia。以下「BPSD」という。)」を正しく理解できるようにする。
- ・ 認知症の人を「患者」としてではなく、「生活者」として理解できるようにする。
- ・ 認知症の人の残存能力を活かした関わり(奪わない・待つ)が重要であることを理解できるようにする。
- ・ 認知症の人との関わりにおいてその心理に配慮したコミュニケーションの重要性を伝える。(イメージしやすいように、「良い／良くない関わり」の例を挙げるなどの取組が望ましい。)
- ・ 感染症に対し、正しい理解、適切な予防と対策ができるように、感染症の定義・感染源と感染経

路については具体的な例を挙げながら伝え、標準予防策までを理解できるようにする。

- ・ 代表的な感染症とその症状、罹患した場合の対応について理解できるようにする。

<他科目との関係性>

- ・ 本科目では、高齢者のからだところ、認知症や特定疾病等、福祉用具専門相談員として関与していく利用者(人)について学び、「3.2 リハビリテーション」「3.3 高齢者の日常生活の理解」の講義が理解できるようにする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的、到達目標、内容の説明	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (60分)	○加齢に伴う心身機能の変化の特徴	高齢者のフレイルと健康寿命、心理機能の変化の特徴を踏まえて説明する。	講義
テーマ2 (80分)	○高齢者にみられる疾病の種類と症状	生活習慣病や骨折など加齢に伴う疾病の特徴を説明する。	講義
テーマ3 (40分)	○介護保険に定める特定疾病	16種類の特定疾病の代表的な症状や予後予測など、状態像が分かるように説明する。	講義
テーマ4 (120分)	○認知症の人の理解と対応 ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基本となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応	認知症を取り巻く社会の状況や当事者の思いが理解できるように説明する。 認知症の症状を正しく理解し、認知症の人のストレングス、残存能力に着目した適切な関わりが大切であることを理解し、認知症ケアの基本となる考え方を理解できるように説明する。	講義
テーマ5 (60分)	○感染症と対策	感染源・感染経路・感染症対策の基本的知識、標準予防策を理解できるようにする。	講義
まとめ (25分)	まとめ 質疑応答	目的・到達目標の理解度確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 内閣府「高齢社会白書」
<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>
(内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 共生・共助トップ > 高齢社会対策 > 高齢社会白書)
- ・ 厚生労働省「健康日本 21」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_nippon21_00006.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 健康日本 21(第三次))
- ・ 厚生労働省「認知症施策推進大綱(概要)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策 > 認知症施策推進大綱について)
- ・ 厚生労働省「認知症施策推進基本計画の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001344088.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策 > 認知症施策推進基本計画の概要)
- ・ 厚生労働省「認知症とともに生きる希望宣言」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000569489.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策)
- ・ 厚生労働省「認知症の人と接する時の心がまえ」
<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dementia/a04.html>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策 > 認知症への取組み > 認知症の人と接する時の心がまえ)
- ・ 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001155694.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ)

(11) 確認ポイント

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 加齢に伴う心身機能の変化(フレイルなど)を説明できる。☐ 高齢者の特性や特定疾病の影響が、日常生活においてどのように支障を来しているのか理解できている。☐ 認知症の症状を説明できる。☐ 認知症のBPSDについてその原因や対応の例を概説できる。☐ 認知症の人に対する望ましい接し方や関わり方を概説できる。☐ 感染症について感染源や感染経路を概説できる。☐ 感染予防の標準予防策(スタンダードプリコーション)を概説できる。 |
|--|

3.2 リハビリテーション

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ リハビリテーションの考え方を理解する。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。

(6) 内容

- リハビリテーションの基礎知識
 - ・ リハビリテーションの考え方と内容
 - ・ リハビリテーションに関わる専門職の役割
- リハビリテーションにおける福祉用具の役割
 - ・ リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容
 - ・ リハビリテーション専門職との連携

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は、リハビリテーションの専門分野の詳細を学ぶものではなく、福祉用具専門相談員がリハビリテーションの考え方を理解することで、個人の生活を包括的に捉えながら福祉用具サービスを提供する専門職であることを理解できるようにすることが重要である。
- ・ 医学的専門用語についてはなるべく一般的な言葉を用いながらわかりやすく説明するよう心掛ける。
- ・ ADL などの略語や英語表記等は、意味を伝えるなど、受講者にわかりやすく説明する。
- ・ 講師の得意とする専門領域について偏らないように配慮し、様々な領域について全般的に説明するように心掛ける。

(8) 指導の視点

- ・ 障害に対する基本的考え方を ICF に当てはめて理解できるように説明する。
- ・ リハビリテーションと機能訓練の違いを説明したうえで、リハビリテーションの考え方として、自分らしく生きる権利の回復「全人間的復権」の視点を分かりやすく説明する。福祉用具を使った環境調整により、活動性の維持・向上を図り、それが機能の維持・改善につながり、最終的にそれが「全人間的復権」につながることを説明する。
- ・ リハビリテーションに関わる各専門職の役割がおおよそ理解できるように説明する。
- ・ リハビリテーションに関わる専門職が、患者・利用者へどのような時期にどのような考えで働きかけているかを、リハビリテーションの5つの分類(医学的、社会的、教育的、職業、地域)で説明する。
- ・ 自立支援に資する効果的な福祉用具の利用の視点から、リハビリテーション専門職は、本人の心身機能や活動を最大限に引き出すようにアプローチしていることを理解できるようにする。
- ・ リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類や内容、他制度との関連性についてわかりやすく説明する。
- ・ リハビリテーション専門職との連携については、疾病等の心身機能が、現状の生活、今後の在宅生活にどう影響を及ぼしているかの予後予測を含め、チームとして情報共有し連携する重要性を理解できるようにする。
- ・ リハビリテーション専門職の評価ツールについては、各項目の評価ツールの実施方法の詳細を説明するものではない。ADL、褥瘡、認知症などの評価をすることで、置かれている環境や状態像が把握でき、生活動作に対する関連性を理解できるように説明する。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.1 からだとこころの理解」の指導内容を踏まえたうえで、リハビリテーションの理解、リハビリテーションにおける福祉用具の活用について理解できるようにする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的、到達目標、内容の説明	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (15分)	○障害に対する基本的考え方	障害モデルの具体的事例を挙げながら説明することが望ましい。	講義
テーマ2 (30分)	○リハビリテーションの概要 ○各リハビリテーションの専門職の役割	リハビリテーションの理念を説明し、各専門職の役割を理解できるようにする。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ3 (30分)	○リハビリテーションのサービス体系と流れ ○リハビリテーションの客観的評価基準	リハビリテーションの4つの分野の役割を説明する。 バーセルインデックス(BI)等客観的な評価ツールがあることを説明する。	講義
テーマ4 (30分)	○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ○リハビリテーション専門職との連携	障害による補装具について説明する。 病状からの予後予測を踏まえた連携の重要性を説明する。	講義
まとめ (10分)	到達目標の確認 質疑応答	目的や到達目標の理解度を確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- 厚生労働省「介護保険事業(支援)計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13120.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 老健局が実施する検討会等 > 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会 > 介護保険事業(支援)計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き)
- 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会「リハビリテーションとは」
<https://www.jsrpd.jp/rehabilitation/>
(公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ホーム > リハビリテーションとは)

(11) 確認ポイント

- ☐ リハビリテーションの考え方をイメージでき、包括的且つ総合的な視点で人を捉えていることを理解できている。
 - ☐ リハビリテーションに関わる専門職を列挙でき、それぞれの役割を理解できている。
 - ☐ リハビリテーションと福祉用具との関連性を理解できている。

3.3 高齢者の日常生活の理解

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 高齢者等の日常生活の個性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。
- ・ 基本的動作や ADL・手段的日常生活活動(Instrumental Activities of Daily Living。以下「手段的 ADL」という。)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 日常生活には個性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。
- ・ 基本的動作や ADL・手段的 ADL の種類を列挙できる。
- ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。

(6) 内容

- 日常生活について
 - ・ 生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等
- 基本的動作や ADL の考え方
 - ・ 基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等)
 - ・ ADL、手段的 ADL の種類と内容
 - ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防

(7) 事前準備と心構え

- ・ 介護や保健医療の知識を持たない受講者にも理解できるように、日常の生活場面を例に伝えていくように配慮する。
- ・ 講師にとっては難しくない用語や例えでも、受講者にとっては初めて耳にする、学ぶ事柄になるため、専門用語については、初心者にも正しく理解できるよう、かみ砕いて伝えるよう配慮し、理解不能とならないように留意する。

(8) 指導の視点

- ・ 「生活」というものを改めて考える機会とすることで、生活とは何かを意識できるようにする。
- ・ 生活歴や価値観、家族関係等が「今の生活」に影響していることに気づくことで、高齢者の日常生活に個別性があること、生活自体が取り巻く環境の影響を受けていることを理解できるようにする。
- ・ 基本的動作の種類・内容については、自身の身体の動きからイメージできるように理解を促す。
- ・ ADL、手段的 ADL については、用語だけでなく具体的なイメージをつかめるように指導する。
- ・ 地域包括ケアシステムにおける介護予防の取組事例を挙げ、自宅や地域での日常生活を通じた介護予防の視点を理解できるようにすることが望ましい。
- ・ フレイル、ロコモティブシンドロームといった健康寿命と関連のある用語を理解できるようにする。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.1 からだところの理解」の指導内容を踏まえたうえで、高齢者の日常生活や介護予防について理解できるようにする。
- ・ 介護予防については他科目でも取り扱うため、本科目では自宅や地域での日常生活を通じた視点で理解できるようにする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (20分)	○日常生活について ・生活とは何か ・日常生活の持つ固有性 ・家族や地域の役割	・生活の概念、三要素と基本構造を理解できるように説明する。 ・生活構造、及び生活機能の視点を ADL、手段的 ADL と関連付けて理解できるように伝える。 ・日常の生活リズム、ライフスタイル、生活歴等の個別性を踏まえ、高齢者の生活全般を捉えることができるように、日常的生活場面を例に高齢者の生活を説明する。 ・少子高齢社会、家族の形、地	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		域とのつながりなどの社会問題を、地域包括ケアシステムの構築と関連付けながら説明する。	
テーマ2 (40分)	○基本動作の理解 ・身体づくり ・基本体位 ・基本的動作の種類と内容	・日常生活の基本的な動きや活動を捉えるために、人体の構造(骨格や機能)についても理解できるようにする。 ・基本体位や基本動作については、できるだけ専門用語を使わずに、自身の動作に置き換えて連想しやすいように伝え、その後専門用語に変換する等伝え方の工夫をする。 ・日々の自身の動作を振り返ることで、環境によって必要な動作が異なっていること、環境に合わせた動作を組み合わせ生活していることを認識できるようにする。	講義
テーマ3 (30分)	○ADLと手段的ADL	・ADL、手段的ADLの種類、内容を説明し、その理解が多職種連携の場において重要な役割を果たすことを伝える。 ・ADL、手段的ADLを正しく理解し実践で活用することの重要性を伝える。	講義
テーマ4 (20分)	○日常生活を通じた介護予防の視点	・介護予防の定義、考え方を伝える。 ・閉じこもりやロコモティブシンドロームが寝たきりや要介護状態の原因となることを理解できるようにする。	講義
まとめ (5分)	日常生活の理解 ADL、手段的ADLと介護予防	・目的、達成目標の理解度確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 基本チェックリスト
 - 介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000184387.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 総合事業の関係規程等)
- ・ フレイル基準
 - 日本版 CHS 基準(J-CHS 基準)
https://www.ncgg.go.jp/ri/lab/cgss/departement/frailty/documents/J-CHS2020_230427ver.pdf
(国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター ホーム > 研究所 > センター紹介 > 老年学・社会科学研究センター > 部門紹介 > フレイル研究部 > 各種ダウンロード)

(11) 確認ポイント

- ☐ 生活の概念、基本構造を理解できている。
- ☐ 日常生活の個別性に関連している要素を理解できている。
- ☐ 基本的動作の種類について説明できる。
- ☐ ADL、手段的 ADL について、その種類と内容を説明できる。
- ☐ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防の視点を理解できている。

3.4 介護技術

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 4時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ ADL ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合にあたって着目すべき動作のポイントを理解する。

(5) 到達目標

- ・ ADLに関連する介護の意味と手順について列挙できる。
- ・ 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。

(6) 内容

○ ADL(※)における基本的な介護技術

- ・ 介護を要する利用者の状態像
- ・ ADLに関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具

※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど

(7) 事前準備と心構え

- ・ 介護技術の説明においては、現在の介護職員初任者研修で修得する介護技術を基本とし、過去の技術や手法、講師の経験値からの独自の技術は伝えないようにする。
- ・ 介護専門職の養成ではなく、福祉用具専門相談員にとっての介護技術に関する知識の修得を目指す科目であるため、福祉用具の活用を念頭において講義を展開する。
- ・ ADL に関しては、「3.3 高齢者の日常生活の理解」「3.2 リハビリテーション」の科目でも触れるため、それぞれどのような講義なのか、事前に把握しておく。

(8) 指導の視点

- ・ 高齢者・障害者を例に、介護を要する対象者の状態像を正しく理解できるように伝える。
- ・ 認知症高齢者の介護について講義を行う際は、「3.1 からだとこころの理解」の科目で学ぶ適切な対応と齟齬が起きないよう配慮する。

- ・ 各介護技術については、その目的や意義・効果などが理解できるよう、実際の技術・介助法について説明する。
- ・ 介護技術の提供には、尊厳や自己決定、自立支援が大切なことを理解できるようにする。
- ・ 排泄や入浴、更衣の介助は、介護を受ける方の尊厳の保持、羞恥心への配慮を伝える。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.2 リハビリテーション」「3.3 高齢者の日常生活の理解」の科目とも関連付けながら ADL の理解を深めることができるようにする。
- ・ 演習で取り扱う福祉用具については、「4.1 福祉用具の特徴」「4.2 福祉用具の活用」で深く学ぶため、本科目における演習では、可能な限り実際に福祉用具に触れ、介護する・される立場となって、基本動作や ADL の理解につながることを目指す。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (30分)	○介護を要する利用者の状態像	介護の対象となる者とその状態像の説明をする。 あわせて高齢者の心身特徴(変化)も理解できるようにする。	講義
テーマ2 (30分)	○ADL における基本的な介護技術 ・食事	食事の意味・介助時の留意点を伝える。 準備すべき用具・介助の手順(方法)・用具の使用法を説明	講義 演習
テーマ3 (30分)	○ADL における基本的な介護技術 ・排泄	排泄の意味(役割)・介助時の留意点を伝え、羞恥心への配慮を理解する。 準備すべき用具・介助の手順(方法)・用具の使用法を説明	講義 演習
テーマ4 (30分)	○ADL における基本的な介護技術 ・入浴	入浴の意義(効果)・介助時の留意点を伝える。 準備すべき用具・環境整備・介助の手順(方法)・用具の使用法を説明	講義 演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ5 (30分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・更衣	更衣の意義(目的)・介助時の留意 点を伝える。 工夫された衣類・自助具等の説明 介助の手順(方法)を説明	講義 演習
テーマ6 (20分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・整容	整容・身だしなみを整える意義(意 味)・介助時の留意点を伝える。 用具の紹介・説明 介助の手順(方法)を説明	講義 演習
テーマ7 (30分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・移動・移乗	移動・移乗の意義と廃用症候群の 予防 介助時の留意点を伝える 用具の説明・介助の手順(方法)を 説明 車いすの取り扱いについて	講義 演習
テーマ8 (20分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・コミュニケーション	コミュニケーションの意義 介護におけるコミュニケーション のポイント・留意点を伝える。 用具の紹介・説明	講義 演習
まとめ (15分)	介護を要する利用者像の理解 基本的な介護技術における留意 事項の確認	目的・到達目標の理解度確認	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 可能な限り福祉用具を活用した介護の手順(方法)等について、福祉用具を見る・触れることで理解を深められることが望ましい。

(11) 確認ポイント

- | |
|--|
| ☐ 介護を要する利用者の状態像を理解できている。
☐ ADL ごとの意義や目的を理解できている。
☐ ADLに関連する介護技術を理解できている。
☐ 目的に合わせた介護技術の提供に用いる福祉用具の役割を列挙できる。 |
|--|

3.5 住環境と住宅改修

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者、福祉用具プランナー等、1級・2級建築士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。

(5) 到達目標

- ・ 高齢者の住まいの課題を列举できる。
- ・ 住環境の整備のポイントを列举できる。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。

(6) 内容

- 高齢者の住まい
 - ・ 住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題
- 住環境の整備
 - ・ 住環境整備の考え方
 - ・ 基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等)
- 介護保険制度における住宅改修
 - ・ 住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等

(7) 事前準備と心構え

- ・ 受講者が初めて学ぶ項目であることや演習を含めて2時間であることを踏まえて基礎知識の理解に努める。家屋の困難である個所が列举でき、それに対しての基本的な対策を理解できるようにする。細かな位置や寸法、図面の書き方などは、今後の社員教育や自己研鑽で学ぶ必要性があることを受講者に伝え、意識を高めるように促すことが望ましい。
- ・ 受講者にとって、主に介護保険制度での住宅改修を学ぶ講義であることを理解するためにも、介護保険制度における住宅改修の種類、目的や仕組みを最初に説明する。進行の流れは「(9)

講義・演習の進め方」を参考にする。また、住宅改修の工事方法など建築の専門分野の内容に
 広げすぎず、基礎的知識に留めるようにする。

(8) 指導の視点

- ・ 介護保険制度の概要説明は、「2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み」で述べられていることから、本科目では介護保険住宅改修に特化して目的や範囲、手続きについて説明する。
- ・ 日本家屋の特徴や構造が、高齢者や障害者にとってどのように生活に影響しているかについて説明する。また、浴室などで起こるヒートショック現象など、住環境と身体への影響についても最近の動向を交えて説明することが望ましい。
- ・ 主に高齢者の症状や疾患による転倒などの危険を予測できるような視点が必要である。例えば、膝の痛みと関節に制限がある場合は、段差の昇降に困難さがあるということを、疾病や症状と関連付けて説明する。
- ・ 専門的な建築用語などは、多職種間で連携するための共通言語として必要最低限に留めるようにする。
- ・ 演習については演習教材を活用し、提示されている解決策(案)のイラストをもとに、住環境整備を検討する際に目的・利用者・介護者・住環境・他の福祉用具の各視点においてどのような確認事項が必要となるかを理解できるようにする。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.1 からだとところの理解」「3.2 リハビリテーション」「3.3 高齢者の日常生活の理解」「3.4 介護技術」で学んだ内容を踏まえたうえで、介護保険制度における住宅改修の目的や仕組み等が理解できるよう指導する。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝えたい で、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (20分)	○介護保険制度における住宅改修	介護保険制度による範囲と制度利用についての流れを、最新情報を踏まえて説明する。	講義
テーマ2 (20分)	○家屋の特徴・構造・間取り・設備等	日本家屋の基本構造、間取りや図面の見方、生活環境全般の設備、高齢者の特徴との関連について説明する。	講義
テーマ3 (30分)	○住環境整備の方法	住宅改修の種目別や生活場面ごとの整備技術をイラストや画像を活	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		用し説明する。	
テーマ4 (35分)	○住環境整備の検討に必要な 解決策の提案と目的・利用者・ 介護者・住環境・他の福祉用具 の各視点における確認事項の 共有	3分:演習方法の説明 「練習事例」を配布する。 ワークシートの構成、検討の視 点、検討結果の記載方法・内容 について説明する。 7分:個人ワーク 「演習事例1～4」いずれかの ワークシートを配布する。「練習 事例」を踏まえて受講者個人で の各視点からの確認事項の発想 を促す。(確認事項の視点は講師 向けの解説例を参考にする。) 20分:グループワーク 個人ワークで検討した内容をグ ループで共有し、受講者同士で 確認事項を共有するとともに、 グループとして利用者にとって よりよい住環境整備案をまとめ る。 5分:発表・まとめ グループでまとめた住環境整備 案を全体に向けて発表する。 発表にあたっては各視点からの 確認事項を中心に発表を促す。 講師は講師向け解説例を基に、 各発表の講評をする。 最後に解答例を配布し、講師が 解説をする。	演習
まとめ (10分)	到達目標の確認 質疑応答	目的や到達目標の理解度を確認 の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 演習教材 住環境と住宅改修

(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)

https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/housing_renovation_s.pdf

(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

(11) 確認ポイント

- ☐ 日本家屋の特徴や高齢者の住まいについての課題を理解できている。
- ☐ 生活場面ごとの整備のポイントを理解できている。
- ☐ 介護保険制度での住宅改修を理解できている。
- ☐ 住まいの課題を解決することで、自立支援や介護負担軽減につながっていることを理解できている。

4. 個別の福祉用具に関する知識・技術

4.1 福祉用具の特徴

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 8時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。
- ・ 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。
- ・ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列举できる。

(6) 内容

○ 福祉用具の種類、機能及び構造

※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴

(7) 事前準備と心構え

- ・ 担当する分野(起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具等)の福祉用具の種類、機能、構造について十分に理解したうえで講義を行う。
- ・ 本科目は福祉用具の導入により生活を支えるための知識及び技術を学ぶことが目的であるため、それぞれの福祉用具の評価や批評的な講義にならないよう配慮する。
- ・ 介護負担の軽減のみに焦点が偏らないよう配慮し、自立支援や介護予防の視点も重要であることが理解できるようにする。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具の種類ごとに、基本的動作や日常の生活場面も踏まえ、なぜそのような機能及び構造になっているのかについて理由を添えて説明する。
- ・ 福祉用具の種類や機能及び構造は日々進化するとともに、様々なテクノロジーを搭載した新たな福祉用具も開発されているため、最新の情報を常に提供できるようにする。
- ・ 福祉用具を安全に使用するために福祉用具の機能及び構造における注意事項等を理解し、利用者に説明できるよう、例えば、受講者同士のシミュレーションなどの演習を通して理解を深められるようにすることが求められる。
- ・ 担当講師の個人的見解により、それぞれの福祉用具自体の良し悪しを伝えることは好ましくないため、良し悪しではなく、それぞれの福祉用具における特徴として伝えるよう留意する。
- ・ 福祉用具の種類ごとに、使用場面で想定される基本的動作などを、可能な限り受講者個々が体験できるような演習を行うことが望ましい。
- ・ 起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具等に分けて講義を行うことが想定されるが、どの領域においても受講者が理解しやすいように専門用語の言い換え等を行い工夫することが望ましい。
- ・ 可能な限り福祉用具の機能や構造に関する特徴、注意事項等について、福祉用具を見る・触れることで理解を深められることが望ましい。福祉用具に触れる機会がない場合には、福祉用具の特徴について理解が深まるよう、基本的動作や生活場面を踏まえ、福祉用具の製造業者等の動画を活用するなどの工夫をすることが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ 「4.2 福祉用具の活用」につながる知識となるように配慮する。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

《特殊寝台、特殊寝台付属品の例(60分)》

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (10分)	○起居動作の理解	基本的動作を生活場面も踏まえて説明する。	講義・演習
テーマ2 (5分)	○起居関連用具とは ○特殊寝台について ○特殊寝台付属品について	起居関連用具の目的と役割について説明する。	講義
テーマ3 (15分)	○特殊寝台の種類 ・機能の特徴	特殊寝台の種類(最新の情報を含め)の違いと目的や役割を説明する。	講義・演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・構造の特徴 ・機能及び構造の注意事項	る。それぞれの機能や構造について、基本的動作や生活場面を踏まえ解説する。また、機能及び構造の注意事項を含める。	
テーマ4 (20分)	○特殊寝台付属品の種類 ・機能の特徴 ・構造の特徴 ・機能及び構造の注意事項	特殊寝台付属品の種類(最新の情報を含む)の違いと目的や役割を説明する。それぞれの機能や構造について、基本的動作や生活場面を踏まえ解説する。また、機能及び構造における注意事項を含める。	講義・演習
まとめ (5分)	起居関連用具のまとめ	目的、到達目標の理解度の確認の機会とする	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 可能な限り福祉用具の機能や構造に関する特徴、注意事項等について、福祉用具を見る・触れることで理解を深められることが望ましい。
- ・ 基本的動作などは、イメージが湧くように動画を活用することが望ましい。
- ・ 福祉用具の種類などは、イメージが湧くように、福祉用具のカタログや動画を適切に活用することが望ましい。特に機能や構造、機能及び構造における注意事項については、動画を適切に活用することでより理解を深められることが望ましい。
- ・ 外部の動画を活用される際には、著作権、肖像権等に十分に配慮し出典の明記、または使用の許諾などを得ることが必要である。。

(11) 確認ポイント

- ☐ 福祉用具の機能及び構造における注意事項を説明できる。

《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》

☐ 特殊寝台の役割が理解できている。

☐ 特殊寝台の導入で気を付けるべき視点(寝かせきりにしてしまうことなど)を理解できる。

☐ モーターの数とベッドの機能と使用の特徴を理解できる。

☐ 特殊寝台付属品の目的、機能と使用の特徴を理解できる。

4.2 福祉用具の活用

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 8時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。

(5) 到達目標

- ・ 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。

(6) 内容

- 各福祉用具の選定・適合技術
 - ・ 福祉用具の選定・適合の視点と実施方法
 - ・ 福祉用具の組み立て・使用方法
- 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法

(7) 事前準備と心構え

- ・ 担当する分野(起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具等)の福祉用具の選定、適合技術、利用方法について十分に理解したうえで講義を行う。
- ・ 「4.1 福祉用具の特徴」との整合性を持った講義及び演習の資料及び内容にする。
- ・ 担当する分野の福祉用具の事故事例等を把握し、講義に含めることが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 「4.1 福祉用具の特徴」で福祉用具の機能や構造を理解したうえで、利用者の状態像を踏まえた福祉用具の選定・提案の考え方について理解を深めるため、本科目では「講義」を含めて指導を行う。
- ・ 福祉用具の種類別に「4.1 福祉用具の特徴」で学んだ内容(基本的動作や生活場面を含め)を

踏まえ、選定の基本的なポイントを説明する。

- ・ 選定後の適合技術において、利用者の身体状況、使用環境等を踏まえた内容にする。
- ・ 福祉用具の使用手法等については、身体状況、状態像等を踏まえた手順、手法等について理由も含め説明する。
- ・ 福祉用具によっては組み立て方やセッティングの方法も含めて説明する。
- ・ 事故につながってしまう利用方法なども伝え、安全・安心な福祉用具の使用に対する重要性が理解できるようにする。
- ・ 適合技術などもイラスト、写真、動画などを活用し、理解を深められるようにすることが望ましい。
- ・ 組み立て方、セッティング、使用方法など、手順、手法について、演習(動画など)を通して伝える。
- ・ 可能な限り福祉用具の組み立て、使用方法、事故事例、好ましくない事例、注意事項等などについて、実際に福祉用具を見る・触れる・体験することで理解を深められることが望ましい。福祉用具に触れる機会がない場合には、福祉用具の製造業者、福祉用具関連団体、企業等の動画を適切に活用するなどの工夫をすることが望ましい。
- ・ オンラインで講義を行う場合には、スムーズな演習を行うため、映像に死角が生じないように配慮して事前に撮影及び編集した動画を活用することが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ 「4.1 福祉用具の特徴」との整合性を持った講義内容及び演習にする。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

《特殊寝台、特殊寝台付属品の例(60分)》

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (15分)	○特殊寝台の選定技術 ○特殊寝台の適合技術	福祉用具の特徴を踏まえた選定技術、利用者の身体状況及び介護状況、使用環境を踏まえた適合技術を伝える。	講義・演習
テーマ2 (15分)	○特殊寝台の組み立て・使用方法 ○事故事例、好ましくない事例、注意事項など	利用者の身体状況及び状態像を踏まえ、手順、使用方法を伝える。 事故につながるような利用方法について説明する。	講義・演習
テーマ3 (5分)	○特殊寝台付属品の選定技術 ○特殊寝台付属品の適合技術	福祉用具の特徴を踏まえた選定技術、利用者の身体状況及び介護状況、使用環境を踏まえた適合技術	講義・演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		を伝える。	
テーマ4 (15分)	○特殊寝台付属品の使用方法 ○事故事例、好ましくない事例、注意事項など	利用者の身体状況及び状態像を踏まえ、手順、使用方法を伝える。 事故につながるような利用方法について説明する。	講義・演習
まとめ (5分)	起居関連用具のまとめ	目的、到達目標の理解度の確認の機会とすること	講義

(10) 教材・参考資料

- 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
- 動画を使用する際には、情報量が多く、手順や細かな内容を把握できないケースが生じやすいことから、例えば、動画で説明する内容をシーン別に静止画として切り出してまとめたマニュアル等を作成し、動画と併せて活用するなど、使用方法等の理解を深める工夫が望まれる。
- 外部の動画を活用する際には、著作権、肖像権等に十分に配慮し出典の明記、または使用の許諾などを得ることが必要である。

(11) 確認ポイント

☐ 福祉用具の選定・提案の視点を説明できる。 《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》 ☐ 特殊寝台と大転子との関係を理解できている。 ☐ 背上時のポイント(膝上げから背上げ、背抜きなど)について理解できる。 ☐ 起き上がり動作の手順・留意事項を理解できる。 ☐ マットレスの硬さの違いと選定にあたっての留意事項を理解できる。 ☐ 身体拘束の視点(サイドレールやベッドの配置など)を理解できる。 ☐ 特殊寝台の事故事例(はさみ込みなど)を理解できる。

4.3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 1.5時間

(3) 講師要件

- ・ 理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具を安全に利用するうえで必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。
- ・ 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と重大事故報告の義務と流れを理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。
- ・ 福祉用具を安全に利用するうえでの留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例示できる。

(6) 内容

- 福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法
 - ・ 消費生活用製品安全法における重大事故の通知・報告から公開までの流れ
 - ・ 指定基準による事故対応と報告
 - ・ 重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集
- 福祉用具事業者の事故報告義務
 - ・ 事故報告の仕組みと事故報告様式
 - ・ 事故要因分析と再発防止策
- 危険予知とリスクマネジメントの取組
 - ・ 福祉用具を安全に利用するうえでの留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故)
 - ・ 様々な福祉用具を組み合わせ活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測
※演習と組み合わせる

(7) 事前準備と心構え

- ・ 福祉用具による事故について、情報公表機関のホームページ等で最新の事故内容や要因について傾向を把握しておく。

- ・ 福祉用具貸与計画等の「留意事項」にて、福祉用具の利用における注意事項の記載及び説明を行うため、福祉用具貸与計画等の書式や運用、記載内容を理解しておく。
- ・ モニタリング時に安全利用における状況確認や改めて注意喚起を行うため、モニタリングの運用やモニタリングシートの記載内容を把握しておく。

(8) 指導の視点

- ・ 実際の介護場面に潜む危険の予測(危険予知トレーニング)とその考え方について説明する。
- ・ 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れについて説明する。
- ・ 特に事故リスクの高い事例(状態:認知症・老老介護・独居、種目:電動車いす・特殊寝台・リフトなど電動系の種目)を明示し、具体的な事故事例等を交えてリスクマネジメントの重要性を高められるように説明する。
- ・ 事故の発生は利用者だけでなく、貸与事業者や従業員への損害も与えてしまうことを伝える。
- ・ 演習で行うことを事前に説明し、受講者がその心構えを持って講義を受けられるようにする。
- ・ グループワークでは、危険予知トレーニングの活用や、イラストによるヒヤリハット研修教材を活用する。用具の種目ごとに起こりえるヒヤリハットや事故について整理するため、講義でも実際の福祉用具を用いて説明することが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ この後の「5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用者の支援に関する知識及び支援に関する総合演習」に関連するため、講義内容を把握しつながりを意識して伝える。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。 事故増加の傾向、また事故発生により利用者や事業者が大きな損害を受けること、また福祉用具専門相談員の取組により未然に防げるものがあるということを伝える。	—
テーマ1 (10分)	○福祉用具の事故とその要因 ・ 留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故) ・ 種目別の起こりやすい事故 ・ ヒヤリハット事例	最新の事故情報や統計資料を提示し、特に発生することが多い事故事例を説明することが望ましい。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ2 (10分)	○福祉用具事業者の事故報告義務 ・ 事故報告の仕組みと報告様式 ・ 情報収集の重要性と具体的方法 ・ 事故要因分析と再発防止策	福祉用具の事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れを説明する。 実際の自治体における報告範囲や報告書を示して具体的に説明する。	講義
テーマ3 (20分)	○危険予知とリスクマネジメント ・ 利用者の特性における事故リスク ・ 搬入・設置時の商品確認 ・ 利用者への注意事項説明 ・ モニタリングでの確認 ・ 多職種連携による事故予防 ・ 貸与事業所による品質管理	特に事故リスクが高い事例を明確にする。(認知症・老老介護・独居・電動系の種目など) 一部実機を用いて、モニタリングでの点検や再説明のポイントを示す。 また他サービスとどのように連携すべきか具体的に解説する。	講義
テーマ4 (40分)	○起こりえる事故やヒヤリハット	5分:演習方法の説明 「練習事例」を配布する。 ワークシートの構成、検討の視点、検討結果の記載方法・内容について説明する。 10分:個人ワーク 「演習事例1～4」いずれかのワークシートを配布する。「練習事例」を踏まえて受講者個人での気づきを促す。(気づきの視点は講師向けの解説例を参考にする) 20分:グループワーク 個人ワークで検討した内容をグループで共有し、受講者同士で気づきを共有する。 5分:発表・まとめ グループの中から代表者を決め、全体に向けて発表する。 講師は講師向け解説例を基に、各発表の講評をする。 最後に解答例を配布し、講師が解説をする。	演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
まとめ (5分)	目的・到達目標の振り返り、理解度の確認	利用者の自立を支援するその前提として事故を予防する必要がある、それに取り組みたいと思わせる動機づけを行う。	講義

(10) 教材・参考資料

<情報収集関連>

- 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れ
 - 厚生労働省 第4回介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会「参考資料2 施策関係参考資料」(P.8)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000942766.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 老健局が実施する検討会等 > 第4回介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会に関する資料)
- 福祉用具における事故の傾向や統計資料(各業界団体等の情報)
 - 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
<https://www.nite.go.jp/index.html>
 - 公益財団法人テクノエイド協会
<https://www.techno-aids.or.jp/>
 - 一般社団法人日本福祉用具供給協会
<https://www.fukushiyogu.or.jp/>
 - 一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)
<https://www.jaspa.gr.jp/>
- 直近での事故事例の一覧(各業界団体等の情報 ※上記参照)
- 一般社団法人日本福祉用具供給協会「福祉用具貸与事業所向けの事故報告書(案)」
https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2022_houkokusyo.html
(一般社団法人日本福祉用具供給協会 トップページ > お役立ち資料 > 資料詳細 > 介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業 報告書)
- 厚生労働省「介護保険施設等における事故の報告様式等について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001342369.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ > 介護保険最新情報 Vol.1332)

<啓発資料等>

- 福祉用具の留意点(種目全般、種目別)
 - 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
- 一般社団法人日本福祉用具供給協会「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」

- ・ https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2023_houkokusyo.html
(一般社団法人日本福祉用具供給協会 トップページ > お役立ち資料 > 資料詳細 > 介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業 報告書)
- ・ 各業界団体からリリースされている福祉用具の事故予防に関する啓発資料

<演習教材>

- ・ イラストによるヒヤリハット研修教材
 - 公益財団法人テクノエイド協会 福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報 研修教材
<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/teaching.php>
(テクノエイド協会 ホーム > 福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報 > 研修教材)
- ・ 演習教材 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/risk_management.pdf
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

<動画(担当講師向け)>

- ・ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
<https://www.youtube.com/watch?v=jrIuI0dcuck>
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

(11)確認ポイント

- | |
|---|
| ☐ 事故情報の公表機関や収集方法を理解できている。
☐ 事故発生時の対応や報告の進め方を理解できている。
☐ 代表的な重大事故やその要因、ヒヤリハット事例を列挙できる。
☐ 事故予防のためのモニタリングでのチェックポイントを把握できている。
☐ 利用者への説明の際のコミュニケーションにおける注意点を把握できている。 |
|---|

5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習

5.1 福祉用具の供給とサービスの仕組み

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 3時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れ、及びサービス提供を行ううえでの留意点について理解する。
- ・ 清潔かつ安全で適切な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。
- ・ 介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。
- ・ 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。

(6) 内容

- 福祉用具の供給やサービスの流れ
 - ・ 介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売)
 - ・ 福祉用具の供給(サービス)の流れ
- 福祉用具サービス提供時の留意点
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応
 - ・ 介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否
 - ・ 介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等
- 福祉用具の整備方法
 - ・ 清潔かつ安全で適切な機能を有する福祉用具提供のための消毒、正常に機能するための保守点検等の方法と留意点

(7) 事前準備と心構え

- ・ 令和6年度から導入された一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制における種目及び貸与と販売の選択に伴うプロセスについての知識を修得しておく。
- ・ 指定講習実施時点における最新の制度に基づいた講義が行えるようにする。

(8) 指導の視点

- ・ まだ実務に就いていない受講者にはイメージがつきにくいパートとなる。各項目における背景や目的をしっかりと伝え、またゆっくり進行し何度か復唱するなど理解が深められるような講義進行を心掛ける。
- ・ 福祉用具の整備方法や消毒について、外部委託型の事業者では実務で触れることがないため、本科目の講義で内容を把握できるように伝える。

<他科目との関係性>

- ・ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の種目については、「1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割」で概略を学んでいるが、本科目ではより詳細に理解できるよう心掛ける。
- ・ 介護保険のサービスについては、「2. 介護保険制度等に関する基礎知識」で概略を学んでいるが、本科目ではより詳細に理解できるよう心掛ける。
- ・ 福祉用具の整備・点検については前段の「4. 3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」に関連する内容であるため、改めて内容を振り返り関連性を持たせる。
- ・ 本科目はこの後の「5.2 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」につながる内容であり、総合演習を成立、充実させるための重要なパートであることを認識したうえで講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (10 分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。 福祉用具は利用者への提供、回収、保管まで様々なプロセスを経て効果を発揮することを説明する。	—
テーマ2 (20 分)	○介護保険制度での福祉用具サービス ・対象種目 ・介護保険のサービス ・都道府県による事業者の指定	居宅サービスの一つである福祉用具はケアマネジメントのもとで提供されることを説明する。 対象種目については振り返り	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・福祉用具専門相談員の要件	となるが、ここでは実機と照らしながら説明する。	
テーマ3 (30分)	○福祉用具の供給やサービスの流れ ・提供プロセス ・PDCA サイクル ・サービス提供時の留意点	提供プロセスはフロー図を用いて項目立てて整理する。 特に PDCA サイクルについては時系列に沿って、丁寧に時間をかけ理解が深まるよう説明する。	講義
テーマ4 (30分)	○福祉用具サービス提供時の留意点 ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示 ・要支援、要介護1の者等への給付制限と例外給付 ・貸与・販売の選択制 ・介護施設、高齢者住宅の区分に応じた福祉用具サービスの提供可否	まだ実務に就いていない受講者には特に複雑でイメージが付きにくい項目となる。可能な限りゆっくり進行し何度か復唱するなど理解が深まるように丁寧な講義を行う。	講義
テーマ5 (20分)	○介護支援専門員及びその他の専門職との連携 ・チームアプローチ ・課題や目標の共有 ・事故予防とリスクマネジメント	「2.2 介護サービスにおける視点」でも学んでいる部分であるが、ここではチーム連携におけるより具体的な事例(効果があった事例や連携が不足した事例等)を交えて説明することが望ましい。	講義
テーマ6 (20分)	○補装具及び日常生活用具給付制度 ・補装具について ・日常生活用具について ・介護保険制度との関連性	補装具・日常生活用具について、介護保険制度との関連や制度を可能な限り実務的な内容として説明する。	講義
テーマ7 (20分)	○福祉用具の整備方法(消毒) ・消毒の意義と必要性 ・自社完結型と外部委託型 ・福祉用具の消毒方法	消毒薬の種類を一つ一つ説明する時間はないため、優先順位をつけ概略が理解できるよう説明する。	講義
テーマ8 (20分)	○福祉用具の整備方法(保守点検) ・保守点検における福祉用具貸与事業者の責任	福祉用具専門相談員による福祉用具の搬入・組み立て・設置時の安全確認が重要であることを伝える。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・保守点検の方法についての留意点		
まとめ (10分)	目的・到達目標の振り返り、理解度の確認	消毒や保守点検などの業務内容を理解し、利用者に説明する必要があることを伝える。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 貸与・販売の選択制について制度の目的、対象種目や判断プロセスなどの資料
 - 厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」
「1.(8)① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入」(p.59)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230633.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について)
 - 厚生労働省「福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
 - 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)

(11) 確認ポイント

☐ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を理解できている。 ☐ 貸与・販売種目の中でも一部例外的な扱いをするものを理解できている。 (自動排泄処理装置の種類による要介護の違い、貸与と販売を組み合わせるものなど) ☐ 例外給付の対象となる3つの条件を説明できる。 ☐ 貸与・販売選択制の対象種目や判断プロセスを理解できている。 ☐ 貸与・販売選択制における貸与と販売それぞれのメリット・デメリットを説明できる。 ☐ 福祉用具の整備の意義とポイントについて説明できる。
--

5.2 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 10 時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。
- ・ 利用者の導入後の状況を確認し、利用目標の達成状況を確認するモニタリングの重要性と方法を理解する。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。
- ・ 事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を修得し、PDCA サイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。
- ・ 多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、概説できる。
- ・ モニタリングの意義や方法を概説できる。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。
- ・ 個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。

(6) 内容

- 福祉用具による支援と PDCA サイクルに基づく手順の考え方
 - ・ アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付
 - ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性
- 福祉用具貸与計画等の意義と目的
 - ・ 記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント)
- 福祉用具貸与計画等の記載内容
 - ・ 利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等)
- 福祉用具貸与計画等の活用方法
 - ・ 利用者・家族や多職種連携による情報共有とチームアプローチ
- モニタリングの意義と方法
 - ・ モニタリングの意義・目的
 - ・ モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等)
- 状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)
- 事例による総合演習
 - ・ 事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習
 - ・ 利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の分かりやすい説明及びモニタリングに関するロールプレイング

※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。

※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は、福祉用具専門相談員の実務に直結する重要な内容となるため、講義のはじめには、これまでに学んだ知識全体を振り返りながら実際に福祉用具貸与計画等を作成する、指定講習の集大成となる科目であることを伝えけるとともに、PDCA サイクルに基づく福祉用具サービスの提供プロセスについて理解を深めてもらうことが最も重要であることを、受講者に丁寧に伝える。
- ・ 福祉用具貸与計画等の記載事項は、介護保険制度改正により改定されることがあるため、講師は最新の介護保険制度を把握しておく。
- ・ 本科目では、講義と演習を効果的に組み合わせ、一体的に実施することで受講者の理解を促せ

るよう、事前に時間配分を綿密に構成し、余裕を持った進行が行えるようシミュレーションを行うことが望ましい。

- ・ 講義時間が限られているため、演習では福祉用具貸与計画等やモニタリングシートを一から記載すること自体に時間が割かれずに配慮すること。福祉用具貸与計画等の基本情報や複数提案に係る部分は記載例を示して解説し、利用目標や選定理由、留意点については受講者自身で考えて記載してもらうなど、使用する演習ツールにも工夫を凝らす必要がある。
- ・ 演習は、利用者及び家族に対して福祉用具貸与計画等の内容を説明し同意を得るロールプレイや、受講者同士のペアワークやグループワークによる福祉用具貸与計画等の内容の検討と発表などを想定して実施することが望ましい。
- ・ また、福祉用具貸与計画等を説明するロールプレイは1グループ3～4名とし、福祉用具専門相談員役、利用者役、家族役に加えて、評価担当者を設定することが望ましい。評価担当者はロールプレイの良かった点や、より良くするための改善提案をフィードバックし、受講者同士で気づきを得るようにする。(受講者数によっては、家族役が評価担当者を兼ねても良い)
- ・ ロールプレイについて、特に初めて実施する受講者は気恥ずかしさを感じることもあるため、講師がその一部をやってみせてイメージを与え、取り組みやすい雰囲気をつくるよう心掛ける。
- ・ 演習において双方向によるコミュニケーションを促すうえで、既に福祉用具貸与・販売事業所に所属し一定の知識と経験を持つ受講者と、本科目で初めて福祉用具貸与計画等を作成する受講者がいることに十分配慮し、ペアやグループを組成することが望ましい。
- ・ 受講人数が多い場合は、演習を補佐できる福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー等をファシリテーターとして準備することも検討する。
- ・ 本科目の講義のまとめでは、指定講習カリキュラム全体を締め括る総括としての意味合いから、全体内容を振り返るとともに、改めて指定講習で修得した知識・技術は専門職として兼ね備えておく基本的な内容であり、今後は OJT を通じて経験を積み上げながら、福祉用具専門相談員として継続的なスキルアップに努める必要があることを受講者が課題として認識できるよう伝える。

(8) 指導の視点

- ・ 実際の介護現場では、利用者への複数の福祉用具の提案や介護支援専門相談員をはじめ多職種との協働、福祉用具貸与計画等の説明と同意といったように、多くの場面でコミュニケーション能力が必要となることから、本科目の演習は、受講者自身が作成した福祉用具貸与計画等の内容や作成において重視した点を他者にアウトプットできるようになるための機会として捉え、双方向でのコミュニケーションを促すことが望ましい。
- ・ 演習において個人ワークやグループワークが滞っている受講者には目配りと声掛けを行い、講師と受講者又は受講者同士の双方向によるコミュニケーションを促し、能動的な学びの場をつくるよう心がける。

<他科目との関係性>

- ・ 「4.3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」と関連付けて事故防止のうえでの福祉用具サービス計画作成とモニタリングであることを意識した講義・演習を行う。
- ・ 本科目が指定講習を通じて学んだ知識の総復習であり、福祉用具専門相談員としての実務とし

て必要となる基本的な技術となることを意識して講義・演習を行う。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (20分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義目的と到達目標の共有 講義と演習の関連性や進め方	本科目を学ぶ意義を伝えたいうえで、目的と到達目標を共有する。 PDCAのプロセスを学ぶ集大成としての科目であることや、研修の流れや、休憩を含めた1日の全体像を丁寧に説明する。	—
テーマ1 (60分)	○福祉用具による支援 PDCA サイクルに基づく手順の考え方 ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ○モニタリングの意義と方法	講義のはじめに、多職種連携とチームアプローチの重要性を交えて、福祉用具サービスのPDCAプロセスの全体像を理解できるよう総論として講義する。 各様式の記載内容やポイントについては後に講義する。 福祉用具貸与計画等の意義と居宅サービス計画との関係性、モニタリングの意義や目的、方法を、具体的な活用方法も交えながら講義する。	講義
テーマ2 (40分)	○福祉用具サービス計画書(基本情報)について ・アセスメント ・記載内容と作成のポイント	利用者・家族、他職種からの情報収集の方法などアセスメントの重要性を説明する。 収集した情報に基づき、(基本情報)に記載すべき内容について講義する。	講義
テーマ3 (40分)	○福祉用具サービス計画書(選定提案)について ・記載内容と作成のポイント	機能や価格帯の異なる福祉用具を複数提案し、利用者自身の選択を支援する重要性を伝える。 全国平均価格の説明とあわせて、上限価格についてもできれば説明する。	講義
テーマ4	○福祉用具サービス計画書	記載すべき内容と作成のポイン	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
(40 分)	(利用計画)について ・ 記載内容と作成のポイント ・ 記載方法 ・ 福祉用具の安全利用に関する ・ 留意点欄の活用方法の重要性 ・ について ・ 説明と同意、交付について	トの説明とともに、利用目標と選 定理由の基本的な記載方法につ いて説明する。 福祉用具を安全に利用するた めに特に注意が必要な事項など、 関係者間で共有すべき情報を留 意点に記載し説明することの重 要性を講義する。 記載例から、利用目標、選定理 由、留意点の具体的な文言を確 認する。	
テーマ5 (40 分)	○モニタリングシートについて ・ 記載内容と作成のポイントモ ニタリング実施時期 ・ 利用目標の達成状況の確認 ・ 貸与継続の必要性の検討 ・ 貸与・販売選択制の商品に関 する検討 ・ モニタリング記録の交付義務	記載内容と作成のポイント、モニ タリング記録の実施時期や交付 義務を講義する。 利用目標の達成状況の確認方法 や貸与継続の必要性の考え方を 説明する。 記載例から、貸与継続の場合と、 計画の変更の検討が必要となる ケースについて、今後の方針と 理由、総合評価等の具体的な記 載例を確認する。	講義
テーマ6 (110分)	○総合演習1 軽度事例：廃用症候群 認知症等	一事例につきアセスメントからモ ニタリングまでの一連を演習す ることで、PDCA の各プロセス の理解を促すよう心掛ける。 本演習で初めて福祉用具貸与計 画等を作成する受講者が多いこ とに留意し、発表内容の評価は 批判的にならないように留意す る。	事例説明 (30 分) 個人ワーク (30 分) ペアワーク (30 分) 発表・総括 (20 分)
テーマ7 (60 分)	○総合演習2 福祉用具貸与計画等の分かり やすい説明 総合演習1で作成した利用計 画を利用者に説明するロール プレイ	1グループ3～4名 (福祉用具専門相談員役、利用者 役、家族役、評価担当者) ※家族役が評価担当者を兼ねて も良い。 評価担当者はロールプレイの良	ロールプレ イ

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・ 専門用語を使わず高齢者に伝わりやすい説明 ・ 病名やできないこと、今後の ADL 低下の発信を控え、福祉用具利用目標に沿った前向きな説明 ・ 家族の介護負担への配慮 ・ 説明のスピードや声のトーン、表情など	かった点、より良くするための改善提案をフィードバックする。 役割を変えて3回実施(時間に応じて調整) 講師は適宜各グループのロールプレイに混じり、最後に総評を行う。	
テーマ8 (110分)	○総合演習3 中重度事例:脳血管疾患 末期がん等	総合演習3では、多職種連携の重要性が理解できる内容とし、例えばモニタリング時に利用者状況に変化が生じ、福祉用具貸与計画等の見直しが必要となる事例を用いて、PDCAのA(アクション)についても理解を促す。	事例説明 (30分) 個人ワーク (30分) グループワーク (30分) 発表・総括 (20分)
テーマ9 (60分)	○総合演習4 モニタリングシートの作成 ・総合演習3の事例について 6か月後のモニタリングを想定	総合演習3の事例について、6か月後の状況を講師が設定し、受講者に説明する。 (例)ADL 低下による床ずれリスクの発生等 一部が空欄になっている演習用のモニタリングシートに、受講者が一部の項目を記載する。 (例)床ずれリスク発生における、「利用者等の変化」や「総合評価の項目」等の記載	演習
まとめ (20分)	目的・到達目標の振り返り、理解度の確認 指定講習受講後の自己研鑽課題の認識の促し	全体内容の振り返りとともに福祉用具専門相談員が果たす役割、また継続的に研鑽することの必要性を説明し、自覚を促す。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 「福祉用具のサービス提供における PDCA の適切な実践等について」、令和6年3月21日付け
厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001238203.pdf>
- ・ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
「福祉用具サービス計画書作成ガイドライン」改訂版(令和7年3月)
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/guideline.pdf
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)
- ・ 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
- ・ 福祉用具貸与事業所等のカタログ(演習で使用)
- ・ ふくせん版「福祉用具サービス計画書」「モニタリングシート」
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ 介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」「モニタリングシート」)

<動画(担当講師向け)>

- ・ 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
<https://www.youtube.com/watch?v=u7xtrqduh9I>
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

(11) 確認ポイント

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 福祉用具による支援の手順を PDCA に沿って概説できる。☐ 福祉用具貸与計画等の記載項目の意味と内容を概説でき、記載ポイントを説明できる。☐ 利用者個々の状況に応じた利用目標の設定や選定について、重要性を理解できている。☐ 利用計画の留意点欄を福祉用具安全利用につなげる重要性和方法を理解できている。☐ モニタリングの意義となる目標達成状況確認と貸与継続の必要性の検討について理解できる。☐ 福祉用具貸与計画等、モニタリング記録の交付義務を理解できている。☐ 演習の事例を通じて、医療職からの情報収集や他の職種との協働と連携の必要性和重要性を理解できている。☐ 継続してスキルアップしていくことの必要性和、受講者自身の課題として理解できている。☐ 指定講習受講後も継続した研鑽により、受講者自身が目指すべき目標が設定できている。 |
|--|

6. 本カリキュラムの全体像および確認ポイントのまとめ

本カリキュラムの全体像および確認ポイントをまとめています。チェックシート形式にしていますので、受講者に配布いただき、各科目修了時の理解度の確認や、修了評価前の復習に活用ください。また、受講後に現場で再度学びたいことなどをメモ欄に記載して、各福祉用具貸与事業所での OJT を通じた振り返りなどに活用ください。

	科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
制度等について学ぶ	1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		
	1.1 福祉用具の役割	☐ 超高齢社会において、住環境整備、中でも福祉用具の役割は極めて重要であることを(将来的な視点も含めて)理解できている。 ☐ 福祉用具は高齢者のみが使うものではないこと(障害者も対象であること)を理解できている。 ☐ 高齢者や障害者の生活を支える福祉用具には、介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となっていないものも多くあることを理解できている。 ☐ 自立支援(自分でできなかったことを自分でできること)の重要性を理解できている。 ☐ 福祉用具は道具であり、リスクが隣り合わせであること(リスクを軽減するためには福祉用具専門相談員の役割が重要なこと)を理解できている。	
	1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	☐ 福祉用具専門相談員の業務内容を、運営基準の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取り扱い基準を中心に列举できる。 ☐ 福祉用具専門相談員としての職業倫理について、法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位など、一つ一つの内容と実際の介護現場で留意すべき点を列举できる。	
	2. 介護保険制度等に関する基礎知識		
	2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み	☐ 介護保険制度の理念、認定の流れやサービスの種類・内容を説明できる。 ☐ 介護保険制度以外の高齢者・障害者関連施策を知っている。 ☐ 地域包括ケアシステムについて理念・構成要素を説明できる。 ☐ 地域ケア会議の機能を理解できている。 ☐ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を理解できている。	

	科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
	2.2 介護サービスにおける視点	☐ 人権や尊厳を保持した関わりの重要性については、どのような点に配慮すべきかについて、「例えば〇〇といった関わり方」のように具体的にイメージし、説明できる。 ☐ ケアマネジメントの意義・目的、考え方を理解できている。 ☐ 介護予防・多職種連携の重要性を理解できている。 ☐ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性について説明できる。 ☐ ICF の考え方を概ね理解できている。	
対象者の特性等について学ぶ	3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知		
	3.1 からだとこころの理解	☐ 加齢に伴う心身機能の変化(フレイルなど)を説明できる。 ☐ 高齢者の特性や特定疾病の影響が、日常生活においてどのように支障を来しているのか理解できている。 ☐ 認知症の症状を説明できる。 ☐ 認知症の BPSD についてその原因や対応の例を概説できる。 ☐ 認知症の人に対する望ましい接し方や関わり方を概説できる。 ☐ 感染症について感染源や感染経路を概説できる。 ☐ 感染予防の標準予防策(スタンダードプリコーション)を概説できる。	
	3.2 リハビリテーション	☐ リハビリテーションの考え方をイメージでき、包括的且つ総合的な視点で人を捉えていることを理解できている。 ☐ リハビリテーションに関わる専門職を列挙でき、それぞれの役割を理解できている。 ☐ リハビリテーションと福祉用具との関連性を理解できている。	
	3.3 高齢者の日常生活の理解	☐ 生活の概念、基本構造を理解できている。 ☐ 日常生活の個別性に関連している要素を理解できている。 ☐ 基本的動作の種類について説明できる。 ☐ ADL、手段的 ADL について、その種類と内容を説明できる。 ☐ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防の視点を理解できている。	

	科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
	3.4 介護技術	☐ 介護を要する利用者の状態像を理解できている。 ☐ ADL ごとの意義や目的を理解できている。 ☐ ADL に関連する介護技術を理解できている。 ☐ 目的に合わせた介護技術の提供に用いる福祉用具の役割を列挙できる。	
	3.5 住環境と住宅改修	☐ 日本家屋の特徴や高齢者の住まいについての課題を理解できている。 ☐ 生活場面ごとの整備のポイントを理解できている。 ☐ 介護保険制度での住宅改修を理解できている。 ☐ 住まいの課題を解決することで、自立支援や介護負担軽減につながっていることを理解できている。	
福祉用具専門相談員に必要な具体的な知識技術について学ぶ	4. 個別の福祉用具に関する知識・技術		
	4.1 福祉用具の特徴	☐ 福祉用具の機能及び構造における注意事項を説明できる。 《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》 ☐ 特殊寝台の役割が理解できている。 ☐ 特殊寝台の導入で気を付けるべき視点(寝かせきりにしてしまうことなど)を理解できる。 ☐ モーターの数とベッドの機能の基本的理解と使用の特徴を理解できる。 ☐ 特殊寝台付属品の知識の目的、機能と使用の特徴を理解できる。	
	4.2 福祉用具の活用	☐ 福祉用具の選定・提案の視点を説明できる。 《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》 ☐ 特殊寝台と大転子との関係を理解できている。 ☐ 背上時のポイント(膝上げから背上げ、背抜きなど)について理解できる。 ☐ 起き上がり動作の手順・留意事項を理解できる。 ☐ マットレスの硬さの違いと選定にあたっての留意事項を理解できる。 ☐ 身体拘束の視点(サイドレールやベッドの配置など)を理解できる。 ☐ 特殊寝台の事故事例(はさみ込みなど)を理解できる。	

科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
4.3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	☐ 事故情報の公表機関や収集方法を理解できている。 ☐ 事故発生時の対応や報告の進め方を理解できている。 ☐ 代表的な重大事故やその要因、ヒヤリハット事例を列挙できる。 ☐ 事故予防のためのモニタリングでのチェックポイントを把握できている。 ☐ 利用者への説明の際のコミュニケーションにおける注意点を把握できている。	
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		
5.1 福祉用具の供給とサービスの仕組み	☐ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を理解できている。 ☐ 貸与・販売種目の中でも一部例外的な扱いをするものを理解できている。 (自動排泄処理装置の種類による要介護の違い、貸与と販売を組み合わせ使用するものなど) ☐ 例外給付の対象となる3つの条件を説明できる。 ☐ 貸与・販売選択制の対象種目や判断プロセスを理解できている。 ☐ 貸与・販売選択制における貸与と販売それぞれのメリット・デメリットを説明できる。 ☐ 福祉用具の整備の意義とポイントについて説明できる。	
5.2 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	☐ 福祉用具による支援の手順をPDCAに沿って概説できる。 ☐ 福祉用具貸与計画等の記載項目の意味と内容を概説でき、記載ポイントを説明できる。 ☐ 利用者個々の状況に応じた利用目標の設定や選定について、重要性を理解できている。 ☐ 利用計画の留意点欄を福祉用具安全利用につなげる重要性と方法を理解できている。 ☐ モニタリングの意義となる目標達成状況確認と貸与継続の必要性の検討について理解できる。 ☐ 福祉用具貸与計画等、モニタリング記録の交付義務を理解できている。 ☐ 演習の事例を通じて、医療職からの情報収集や他の職種との協働と連携の必要性と重要性を理解できている。 ☐ 継続してスキルアップしていくことの必要性を、受講者自身の課題として理解できている。 ☐ 指定講習受講後も継続した研鑽により、受講者自身が目指すべき目標が設定できている。	

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」

検討体制

【検討委員会】

(敬称略・五十音順)

- 久留 善 武 一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
小林 広 美 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
近藤 和 泉 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長
神 智 淳 お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
東 畠 弘 子 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
淵 上 敬 史 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長
矢 沢 由 多加 公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部長
◎ 渡 邊 慎 一 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
◎委員長

【作業部会】

(敬称略・五十音順)

- 神 智 淳 お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
田 島 利 子 「在宅かいごと専門けあの相談室」Re-think 代表
○ 淵 上 敬 史 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長
水 越 良 行 株式会社ヤマシタ ホームケア事業本部 営業統括部 東東京ブロック
○部会長

【オブザーバー】

(敬称略)

- 内 田 正 剛 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
松 本 洋 輔 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
石 川 邦 大 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係
岩 元 文 雄 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長
山 下 和 洋 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長
中 川 敬 史 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長

【事務局】

- 肥 後 一 也 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
長 田 信 一 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
川 口 隆 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
中 沢 淳 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
篠 原 昌 幸 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
柳 田 磨 利 子 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
江 口 誠 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
谷 澤 由 香 理 エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社
柿 迫 栞 緒 エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

令和6年度老人保健事業推進費等補助金
福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業
福祉用具専門相談員指定講習 指導要領

令和7年3月
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7
TEL: 03-5418-7700 FAX:03-5418-2111
メールアドレス:info@zfssk.com

動画コンテンツ等研修ツール

- ・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムについて

令和7年4月以降の新カリキュラムの概要(指定講習事業者、担当講師向け)

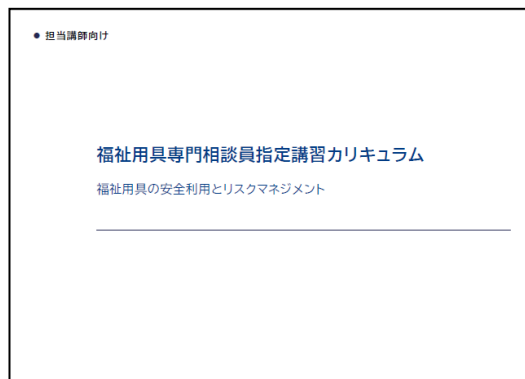
(動画 URL <https://www.youtube.com/watch?v=eonUZJckorM>)



- ・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント(担当講師向け)

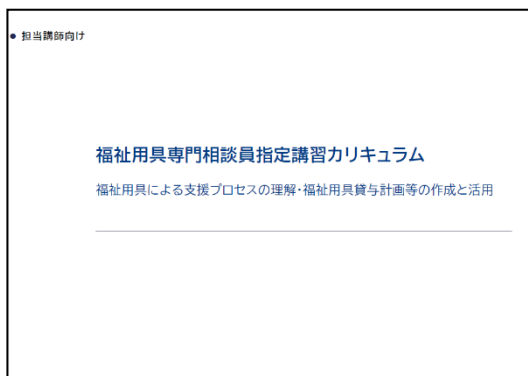
(動画 URL <https://www.youtube.com/watch?v=jrIuI0dcuck>)



- ・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム

福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用(担当講師向け)

(動画 URL <https://www.youtube.com/watch?v=u7xtrqduh9I>)



【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材の活用方法について

1. 演習教材作成の目的

- ・ 本演習教材は、令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」において作成した「福祉用具専門相談員指定講習 指導要領」に基づき、より効果的な演習を実施いただくための教材として作成したものです。
- ・ 住環境と住宅改修の科目は、令和7年4月に周知されたカリキュラムから、講義に加えて演習が新たに追加されました。
- ・ この演習は、住まいにおける課題(目的)について、利用者情報をもとに提案されたイラストの住環境整備による解決策(案)に対し、①目的、②利用者、③介護者、④住環境、⑤福祉用具の各視点からどのような確認事項が必要となるかを受講者同士が活発に検討・協議し合い、お互いの気づきを共有することで、受講者が福祉用具専門相談員として住環境整備を検討するうえで、どのような視点を持つことが重要になるかを学ぶことが目的となります。

※演習を実施するうえでは、アセスメントの重要性に加え、利用者に関わる多職種との連携の必要性についても併せて理解を促してください。

- ・ 指導要領に基づく演習を実施いただくにあたり、是非、本演習教材をご活用ください。

2. 演習教材の内容

- ・ 住環境と住宅改修における演習教材として以下の資料を準備しています。
各資料の使い方は、「3. 演習教材を使った演習の進め方」をご参照ください。

住環境と住宅改修 演習教材一式

練習事例	住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート記載例）
演習事例1	【玄関】転倒なく一人で外出したい。夫に負担をかけたくない。 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート） 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）
演習事例2	【屋内】車いすを利用し、一人で屋内を移動できるようにしたい。 夫に負担をかけたくない。 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート） 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）
演習事例3	【屋外】車いすで通院や散歩などができるようにしたい。 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート） 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）
演習事例4	【トイレ】トイレでの排泄が一人でもできるようになりたい。 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート） 住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）

3. 演習教材を使った演習の進め方

- ・複数の演習事例をご用意しておりますが、科目の時間は限られておりますので、いずれかの事例を選択いただきご活用ください。
- ・演習の進め方は指導要領の「3.5.住環境と住宅改修」(9)講義・演習の進め方を1例としてご紹介します。

演習方法例	配布資料・指導内容例
演習方法の説明	・「練習事例」を配布 ・ワークシートの構成、各視点からの確認事項を説明 ・検討結果の記載方法・内容について説明
個人ワーク	・「演習事例1～4」いずれかのワークシートを配布 ・「練習事例」を踏まえて受講者個人での確認事項の発想を促す (確認事項は講師用解説例の「演習における指導の視点」を参考にする)
グループワーク	・個人ワークで検討した内容をグループで共有する ・受講者同士で確認事項を共有する
発表・まとめ	・グループの中から代表者を決め、全体に向けて発表する ・講師は講師用解説例の「事例の解説例」を基に、各発表の講評をする ・最後に解答例を配布し、講師が解説をする

4. 演習を通じて受講者に理解いただきたい点

- ・本演習を通じ、受講者の方に理解いただきたい点は、指導要領の「3.5.住環境と住宅改修」(11)確認ポイントとして示されている以下のとおりです。

☐ 日本家屋の特徴や高齢者の住まいについての課題が理解できている ☐ 生活場面ごとの整備のポイントが理解できている ☐ 介護保険制度での住宅改修が理解できている ☐ 住まいの課題を解決することで、自立支援や介護負担軽減につながっていることが理解できている
--

- ・住環境整備においては以下の視点を踏まえた検討が必要であることから、これらの視点を意識した指導を実施いただき、受講者の理解を促してください。

※ 介護保険における福祉用具の選定の判断基準（令和6年7月厚生労働省老健局高齢者支援課）より抜粋

気づきの視点	具体的な視pointsの例
①利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
②利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③介護者	介護力、介護技術 等
④住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

以上

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：記載例）

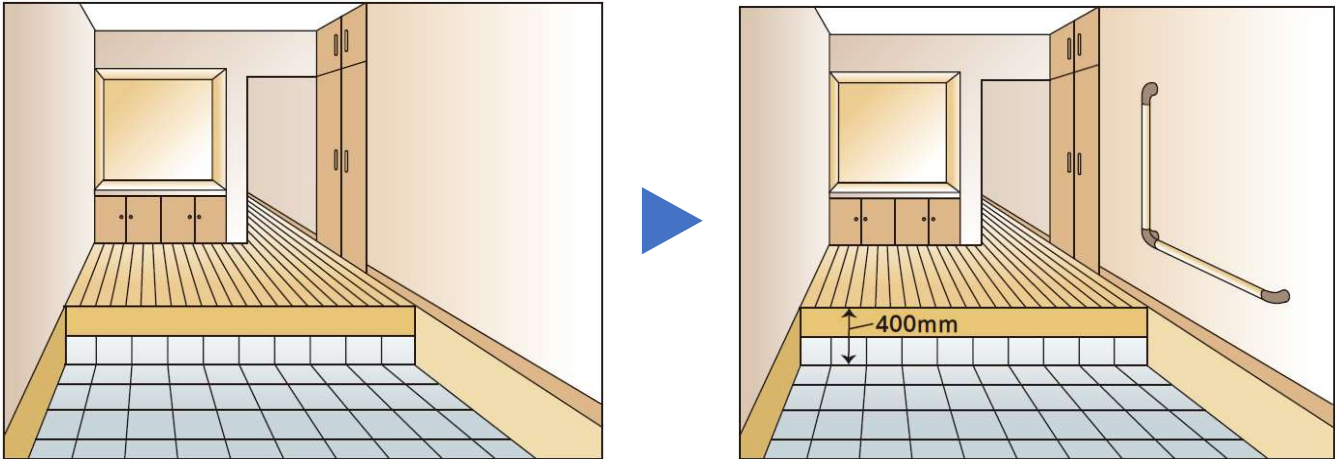
【玄関の住環境整備】

課題(目的)：玄関の出入りを一人で不安なく出来るようになりたい。

利用者情報

年齢／性別	80歳 女性	
疾病/身体状況	・ 下肢の筋力低下によりふらつきがある ・ 転倒の危険性がある ・ 要支援 1	
家族構成	83歳の夫と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	一本杖	

解決策(案)【L字型手すりを提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	・ 玄関の出入りを不安なく一人で行えるか。 ⇒ 外の駐車場や花壇など、屋外へ一人で安全に出入りすることが可能か。
②利用者 (心と身体の状態等)	・ 下肢筋力低下によるふらつきがあるが、上がり框の昇降が不安や転倒なく出来るか。 - また身体能力を考えた場合に昇降動作は安全か。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・ 介護する夫の負担感はないか。また夫の生活上に問題ないか。
④住環境 (住まいの状態等)	・ 手すり設置の下地は問題ないか。 - また昇降時にフローリングの滑り等は問題ないか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・ 現在利用している一本杖は、玄関上がり框の昇降に問題ないか。

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート）

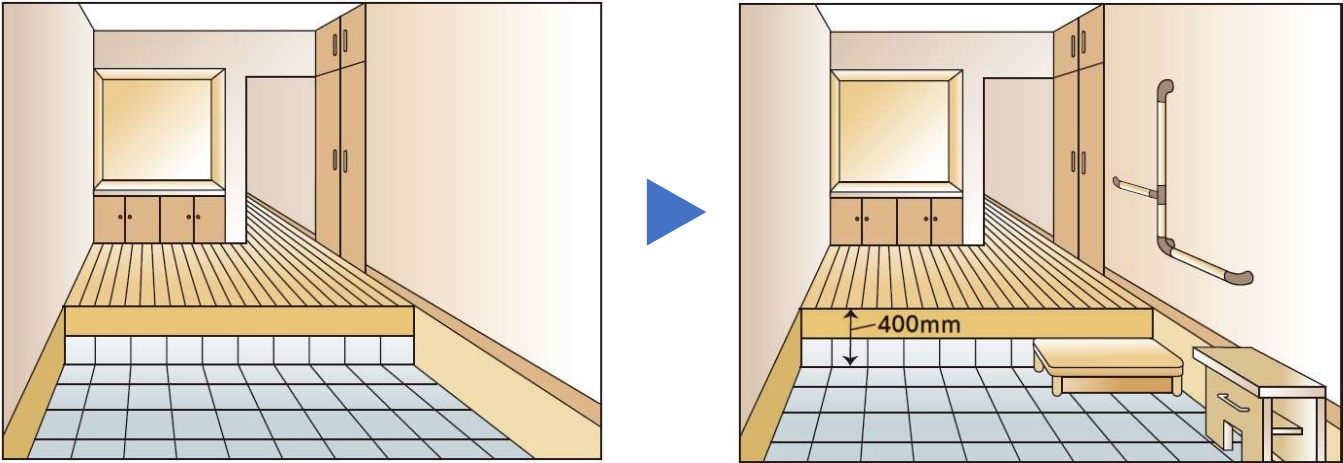
【玄関の住環境整備】

課題(目的)：転倒なく一人で外出したい。夫に負担をかけたくない。

利用者情報

年齢／性別	80歳 女性	
疾病/身体状況	・ 両変形性膝関節症 ・ 要介護 1	
家族構成	83歳の夫と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	屋内：一本杖 屋外：歩行車	

解決策(案)【横手すり＋L字型手すり、玄関台、椅子を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	
②利用者 (心と身体の状態等)	
③介護者・他家族 (介護の状況等)	
④住環境 (住まいの状態等)	
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例）

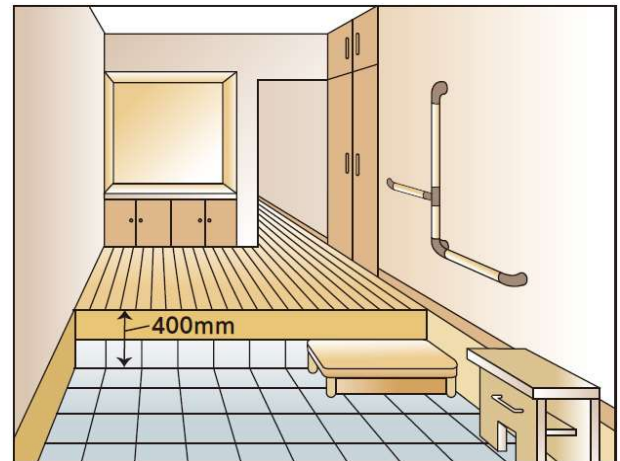
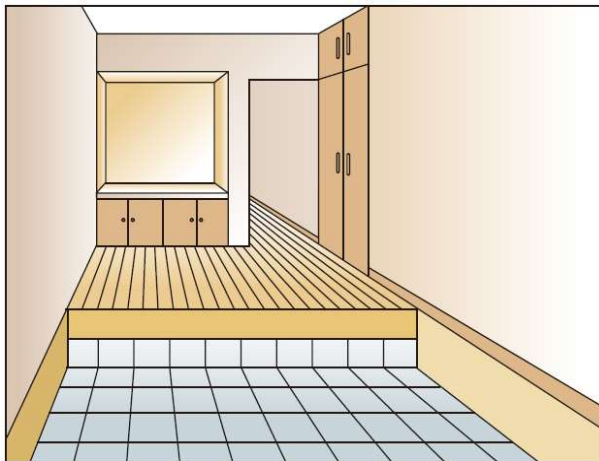
【玄関の住環境整備】

課題(目的)：転倒なく一人で外出したい。夫に負担をかけたくない。

利用者情報

年齢／性別	80歳 女性	
疾病/身体状況	・両変形性膝関節症 ・要介護 1	
家族構成	83歳の夫と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	屋内：一本杖 屋外：歩行車	

解決策(案)【横手すり＋L字型手すり、玄関台、椅子を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	・転倒なく外出を一人で行えるか。 ⇒夫の介助に頼ることなく、一人で安全に玄関上がり框の昇降及び外出動作が可能か。
②利用者 (心と身体の状態等)	・屋内移動、上がり框の昇降、屋外移動は、両変形性膝関節症による膝の痛みの影響なく一人で安全にできるか。 ・椅子を使つての靴の着脱動作は両変形性膝関節症による膝の痛みの影響なく安全にできるか。また椅子からの立ち座り動作は問題ないか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・介護する夫の負担感はないか。また夫の生活上に問題ないか。 ・利用者の昇降時の邪魔にならないように、夫の靴も日常的に整理してもらう等の必要はないか。
④住環境 (住まいの状態等)	・手すり設置の下地や玄関台の固定は問題ないか。 また玄関上がり框の昇降及び外出動作を行うにあたり、手すりや玄関台に問題ないか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・現在使用している一本杖は玄関上がり框の昇降に問題ないか。 また屋外用の歩行車の置き場所はどこになるか。

【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）

【玄関の住環境整備】

課題（目的）：転倒なく一人で外出したい。夫に負担をかけたくない。

利用者情報

年齢／性別	80歳 女性	
疾病/身体状況	・両変形性膝関節症 ・要介護 1	
家族構成	83歳の夫と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	屋内：一本杖 屋外：歩行車	

演習における指導の視点

- 講師は、課題(目的)に対する解説策(案)について、受講者が以下の各視点からの確認事項を発想できるように促してください。
- 受講者が検討した各視点の確認事項を発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

視点	確認事項の発想を促す指導例
①目的 (利用者の目的等)	・夫に負担をかけたくないという利用者の気持ち(目的)を理解し、一人で安全に外出動作を行える住環境整備がされているかを確認できるか。
②利用者 (心と身体の状態等)	・両変形性膝関節症の利用者が、一連の外出動作を安全に行うにはどのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。また靴の着脱動作も含めて確認できるか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・夫も高齢であるため、介護負担を軽減するには利用者が一人で移動動作を行う必要があることを確認できるか。またその住環境整備が夫の生活に支障ないかを確認できるか。 ・利用者が一人で移動動作を行うには、夫からどのような協力が必要かを確認できるか。
④住環境 (住まいの状態等)	・手すりや椅子の取付にあたり、壁下地などの強度が重要になることを確認できるか。 ・400mmの上がり框の昇降の際に、膝の痛みの影響なく安全に動作を行うにはどのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・住環境整備により、玄関上がり框昇降及び外出動作を行う際の一本杖の使用がどのようになるかを確認できるか。 ・玄関から歩行器までの移動は安全に行えるかを確認できるか。

事例の解説例

- ・健常者が普段当たり前に行っている動作であっても、高齢者にとっては大きな負担となり、転倒の危険につながる場合があります。転倒による骨折は高齢者が寝たきりになる要因であり、廃用症候群のきっかけになります。また、一度転倒を経験すると、不安から外出を控えるなど生活の不活発化にも繋がっていきます。不安なく外出できる住環境整備は、利用者の生活活動の維持向上を図るうえで非常に重要です。
 - ・両変形性膝関節症は膝関節の軟骨がすり減ったり、破壊されたりすることで、膝の動きが制限されたり、痛みが生じたりする病気です。症状としては、膝の痛み、腫れ、こわばり、歩きにくさなどがあり、進行すると日常生活にも支障をきたすことがあります。禁忌事項や痛みの有無などの情報をリハビリテーション専門職等から事前に収集したり、一緒に住環境整備の検討を行うことも大切です。
- ※本事例を通じて、科目「からだところの理解」における医療に関する基礎知識や、科目「リハビリテーション」におけるリハビリテーション専門職との連携に関する知識について振り返り、理解を深めておきましょう。
- ※現場では今回のように「課題」に対する解決策の案について、それぞれの視点から一つでも不具合が見つければ、解決策の案を追加・変更することになります。

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート）

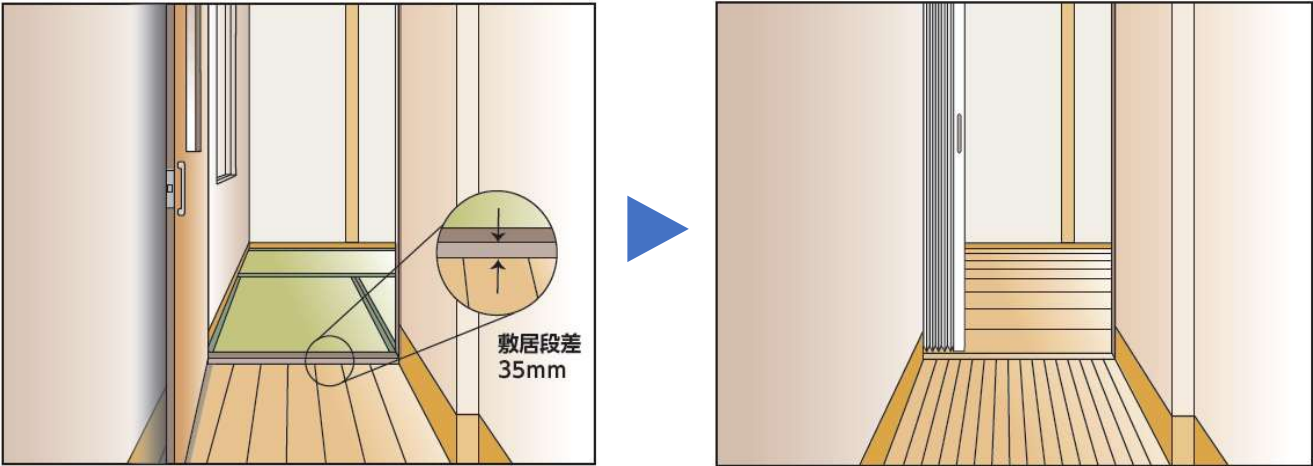
【屋内の住環境整備】

課題(目的)： 車いすを利用し、一人で屋内を移動できるようにしたい。
夫に負担をかけたくない。

利用者情報

年齢／性別	72歳 女性	
疾病/身体状況	・ 閉塞性動脈硬化症 要介護3 歩行はできない ・ 屋内は概ね車いすで移動できている ・ 段差乗り越えは夫が一部介助している	
家族構成	75歳の夫と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	自走式車いす	

解決策(案)【廊下床嵩上げ、引き戸への交換、寝室床張替を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	
②利用者 (心と身体の状態等)	
③介護者・他家族 (介護の状況等)	
④住環境 (住まいの状態等)	
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例）

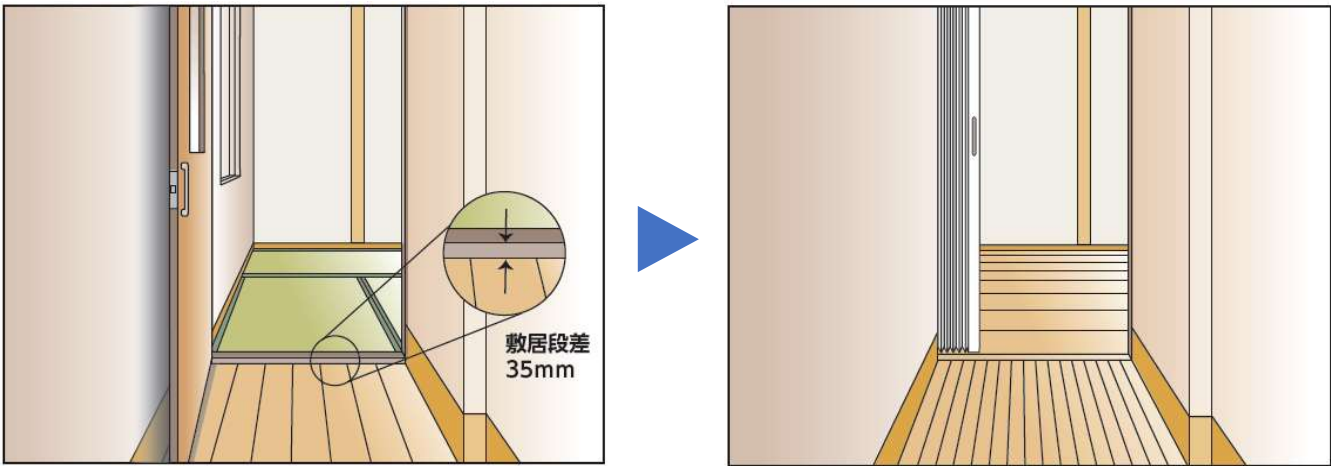
【屋内の住環境整備】

課題(目的)： 車いすを利用し、一人で屋内を移動できるようにしたい。
夫に負担をかけたくない。

利用者情報

年齢／性別	72歳 女性	
疾病/身体状況	・ 閉塞性動脈硬化症 要介護3 歩行はできない ・ 屋内は概ね車いすで移動できている ・ 段差乗り越えは夫が一部介助している	
家族構成	75歳の夫と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	自走式車いす	

解決策(案)【廊下床嵩上げ、引き戸への交換、寝室床張替を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	・ 屋内の車いす移動が一人で行えるか。 ⇒ 夫の介助に頼ることなく、一人で安全に屋内の車いす移動が可能か。
②利用者 (心と身体の状態等)	・ 屋内移動の車いす操作は、閉塞性動脈硬化症による下肢の痛みやしびれが発生した時にも一人で安全に行えるか。また、移乗動作は一人で安全に行えるか。 ・ これまで夫の介助を受けていた廊下と寝室の移動に問題ないか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・ 介護する夫の負担感はないか。また夫の生活上に問題ないか。 ・ 利用者の車いす移動の邪魔にならず、足を傷つけないように通路を日常的に整理してもらう必要はないか。
④住環境 (住まいの状態等)	・ 廊下床嵩上げにあたり、寝室以外の他の部屋の扉と干渉するなどの問題はないか。 ・ 廊下床の嵩上げ、引き戸への交換、寝室床の張替は、円滑な屋内移動に問題ないか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・ 現在使用している車いすの機種は、屋内移動に問題ないか。 また、移乗動作時に問題ないか。

【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）

【屋内の住環境整備】

課題（目的）： 車いすを利用し、一人で屋内を移動できるようにしたい。
夫に負担をかけたくない。

利用者情報

年齢／性別	72歳 女性	
疾病／身体状況	・閉塞性動脈硬化症 要介護3 歩行はできない ・屋内移動は概ね車いすで移動できている ・段差乗り越えは夫が一部介助している	
家族構成	75歳の夫と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	自走式車いす	

演習における指導の視点

○講師は、課題(目的)に対する解説策(案)について、受講者が以下の各視点からの確認事項を発想できるように促してください。

○受講者が検討した各視点の確認事項を発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

視点	確認事項の発想を促す指導例
①目的 (利用者の目的等)	・日常的に夫に介助をお願いしなければならない利用者の気持ち(目的)を理解し、一人で安全に屋内の車いす移動を行える住環境整備がされていることを確認できるか。
②利用者 (心と身体の状態等)	・閉塞性動脈硬化症という身体状況に対して、屋内移動時に一人で安全な車いす操作を行うためには、どのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。 ・閉塞性動脈硬化症による下肢の痛みやしびれが発生した時にも、安全に車いす移動が行えるかを確認できるか。また、移乗動作が安全に行えることを確認できるか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・夫も高齢であるため、介護負担を軽減するには利用者が一人で移動動作を行う必要があることを確認できるか。またその住環境整備が夫の生活に支障ないかを確認できるか。 ・利用者が一人で足を傷つけることなく移動動作を行うには、夫からどのような協力が必要か確認できるか。
④住環境 (住まいの状態等)	・廊下の床嵩上げをすることで、他の部屋にどのような影響を生じるかを確認できるか。 ・安全な車いす移動を行うには、廊下から寝室にどのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・住環境整備により、屋内移動を行う際の車いす操作がどのように変化するかを確認できるか。また、足を傷つけることなく移乗動作が行えるかを確認できるか。

事例の解説例

- ・床全体の嵩上げによる段差解消は、車いす移動には非常に効果的な方法です。スロープによる敷居段差の解消は、利用者によっては想像以上に負担が大きく、車いすでの乗り越えできない場合もありますので注意が必要となります。実際の住宅改修でスロープによる敷居段差解消を検討する際は、例えばレンタル用の車いすとスロープを活用しながら疑似的な環境を再現し、実際に利用者が昇降出来るかどうかをシミュレーションしてみることが重要です。
- ・介護保険における住宅改修で敷居の段差解消を行う場合には、床全体を嵩上げをする、スロープを取り付ける、可能な場合は敷居を撤去するといった方法がありますが、住宅改修以外では介護保険で貸与する方法と販売する方法があります。生活する上での使い勝手や工事費用、身体にかかる負担の度合いなどに考慮し、それぞれの方法の違いを説明し、利用者自身に選んでいただけるよう提案することが求められることを理解しましょう。

※科目「介護保険制度等の考え方と仕組み」の介護サービスの種類と、科目「福祉用具の供給の仕組み」の福祉用具貸与・販売の選択性対象種目への対応を学んだ後に、再度本演習事例を振り返り、介護保険制度における福祉用具サービスについて理解を深めておきましょう。

※現場では今回のように「課題」に対する解決策の案について、それぞれの視点から一つでも不具合が見つければ、解決策の案を追加・変更することになります。

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート）

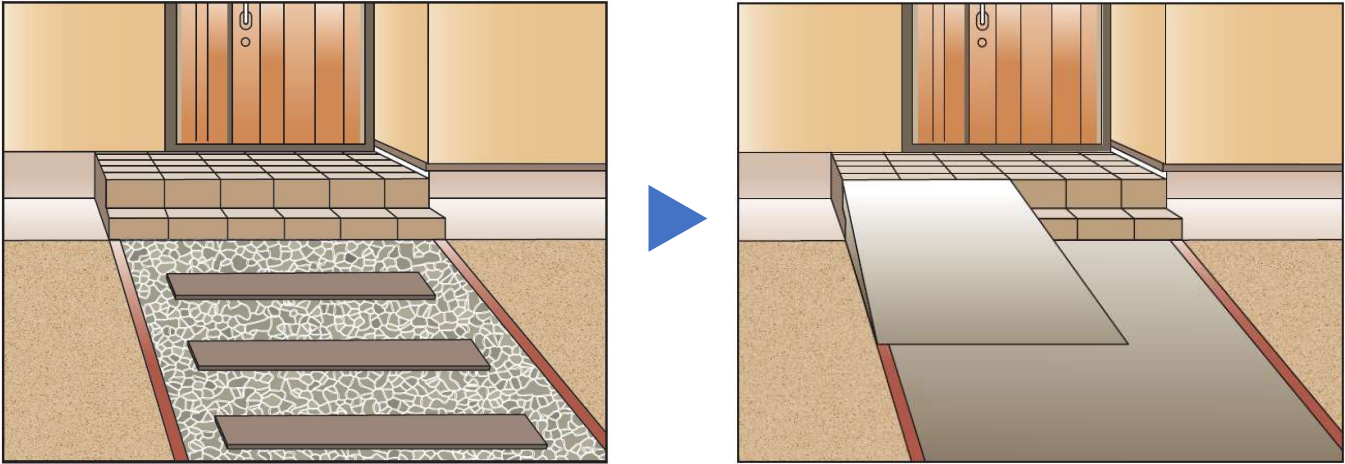
【屋外の住環境整備】

課題(目的)：車いすで通院や散歩などができるようにしたい。

利用者情報

年齢／性別	80歳 女性	
疾病/身体状況	・ 左大腿骨頸部骨折 ・ 要介護 4 ・ 屋内外ともに車いす介助により移動	
家族構成	息子宅で息子家族と同居（主介護者は息子の妻）	
現在利用している福祉用具	介助式車いす	

解決策(案)【屋外スロープ、外部通路整備を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	
②利用者 (心と身体の状態等)	
③介護者・他家族 (介護の状況等)	
④住環境 (住まいの状態等)	
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例）

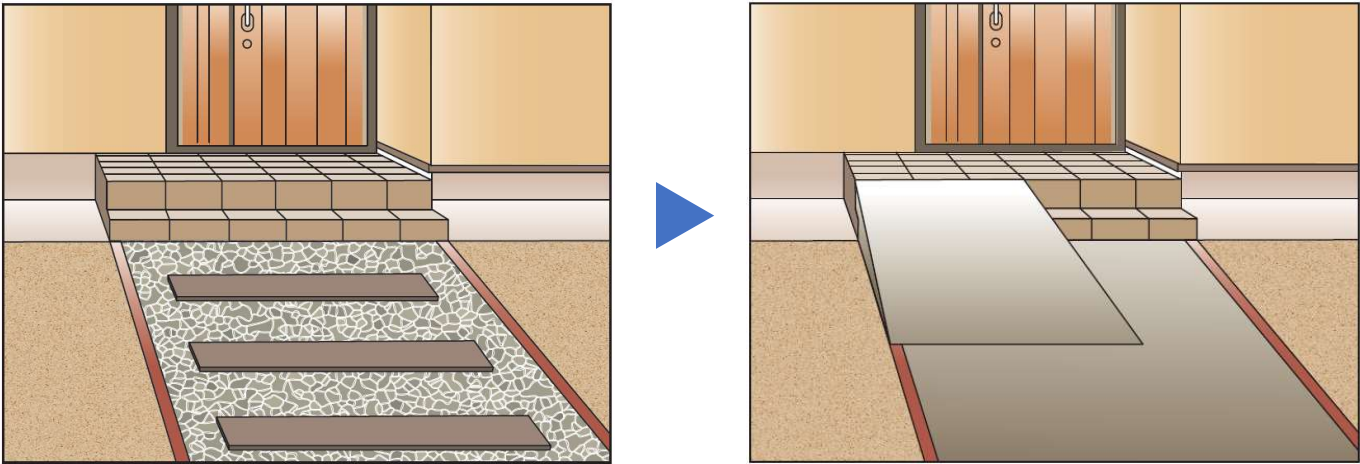
【屋外の住環境整備】

課題(目的)：車いすで通院や散歩などができるようにしたい。

利用者情報

年齢／性別	80歳 女性	
疾病/身体状況	・ 左大腿骨頸部骨折 ・ 要介護 4 ・ 屋内外ともに車いす介助により移動	
家族構成	息子宅で息子家族と同居（主介護者は息子の妻）	
現在利用している福祉用具	介助式車いす	

解決策(案)【屋外スロープ、外部通路整備を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	・ 介護者による車いす移動により外出が行えるか。 ⇒ 介助者が安全に車いす操作を行って、屋外移動が可能か。
②利用者 (心と身体の状態等)	・ 外出の際の車いす移動は、左大腿骨頸部骨折による足の痛みなく行えるか。 ・ 利用者が長時間車いすに座ることについて問題ないか。 また移乗動作は、左大腿骨頸部骨折による足の痛みや脱臼リスクなく行えるか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・ 介助者がスロープ、外部通路で車いす操作を安全に行えるか。 ・ 同居息子家族の生活上に問題ないか。小学生の孫にとって危険となる部分はないか。 ・ 移乗介助は、利用者の左大腿骨頸部骨折による足の痛みや脱臼リスクなく行えるか。
④住環境 (住まいの状態等)	・ 屋外のスロープや外部通路の整備は問題ないか。 ・ スロープの勾配は問題ないか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・ 現在使用している車いすの機種は、屋外スロープの移動や移乗の介助に問題ないか。 ・ 現在使用している車いすの機種は、利用者が長時間座ることについて問題ないか。

【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）

【屋外の住環境整備】

課題（目的）：車いすで通院や散歩などができるようにしたい。

利用者情報

年齢／性別	80歳 女性	
疾病/身体状況	・左大腿骨頸部骨折 ・要介護4 ・屋内外ともに車いす介助により移動	
家族構成	息子宅で息子家族と同居（主介護者は息子の妻）	
現在利用している福祉用具	介助式車いす	

演習における指導の視点

○講師は、課題(目的)に対する解説策(案)について、受講者が以下の各視点からの確認事項を発想できるように促してください。

○受講者が検討した各視点の確認事項を発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

視点	確認事項の発想を促す指導例
①目的 (利用者の目的等)	・利用者を外出に連れていきたいという介護者の気持ち(目的)を理解し、介護者が安全に車いすで外出を行える住環境整備がされているかを確認できるか。
②利用者 (心と身体の状態等)	・利用者的大腿骨頸部骨折という身体状況に対して、外出時の車いす移動にかかる下肢の痛みがどのようになるかを確認できるか。 ・車いすの移乗時に、足の痛みや脱臼リスクがあるかを確認できるか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・外出時に介護者が安全に車いす介助を行うには、どのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。またその住環境整備が息子家族の生活に支障ないかを確認できるか。 小学生の孫が遊んで、事故につながる可能性があるかを確認できるか。 ・利用者的大腿骨頸部骨折による足の痛みや脱臼リスクなく移乗介助が行えるかを確認できるか。
④住環境 (住まいの状態等)	・玄関段差や外部通路の車いす移動を安全に行うには、どのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。 ・スロープ工事において、勾配が重要な要素であることを確認できるか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・住環境整備により、外出時の移動の際の利用者および介護者の立場から車いすの使用がどのようになるかを確認できるか。 ・車いすの利用機会が増えても、移乗介助が安全に行えるかを確認できるか。

事例の解説例

- ・スロープによる段差解消を検討する場合に、利用者自身が車いすを自走し昇降するのか、介助者が車いすを押すのかなど、様々な条件に応じながら最適なスロープの長さ（適した勾配）を慎重に検討する必要があります。実際の住宅改修では、例えばレンタル用のスロープを活用し疑似的に再現した環境でシミュレーションし、スロープの昇降が出来るかどうか、どの程度負担が生じるかなど、利用者や介護者に具体的なイメージを持ってもらうことも大切です。また住宅改修に頼らなくても、福祉用具の活用によって住宅改修と同じ目的を達成できる場合もあります。長めのスロープをレンタルするといったように、代替的な案を検討するなどの対応も必要となります。
- ・住宅改修は、高齢者本人の日常生活の自立度と利便性を高めることが最大の目的であり、介護者の介護負担軽減にも大きな効果をもたらします。しかし、利用者の身体機能状況から必要性が高い住宅改修でも、同居する家族にとっては使い勝手が悪くなることや、家屋自体に手を加える改修自体を望まない利用者や家族もいます。利用者だけではなく、同居する家族全員の価値観を尊重しながら、住宅改修を提案することと、全員の了解を取り付けたうえで住宅改修を行うことが大切です。

※現場では今回のように「課題」に対する解決策の案について、それぞれの視点から一つでも不具合が見つければ、解決策の案を追加・変更することになります。

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：ワークシート）

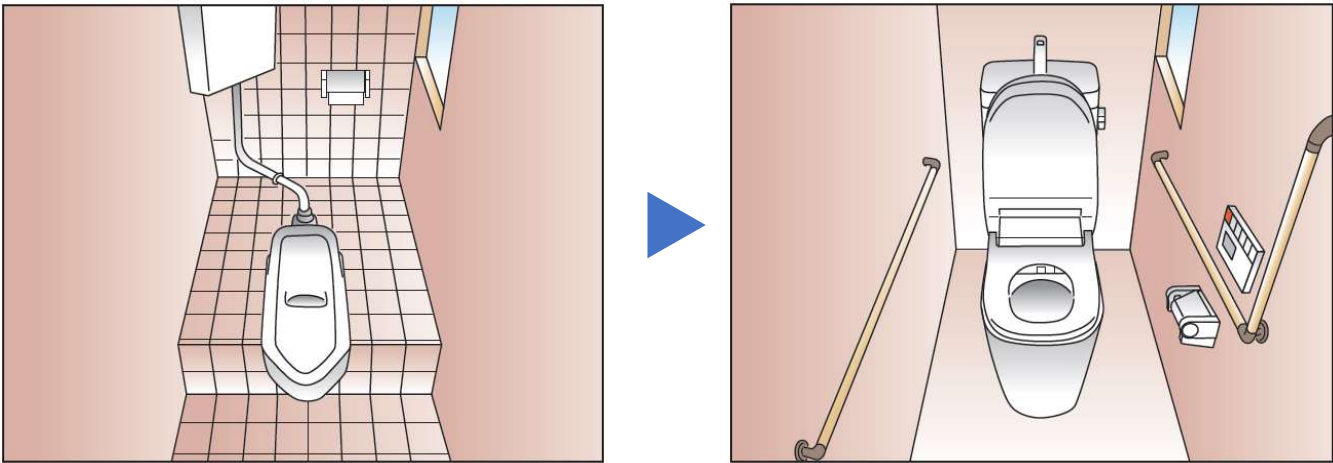
【トイレの住環境整備】

課題(目的)：トイレでの排泄が一人でもできるようになりたい。

利用者情報

年齢／性別	67歳 男性	
疾病/身体状況	・脳梗塞後遺症による右上下肢麻痺 要介護3 ・短距離は手すりや一本杖を使用し歩行移動が可能 ・現在はポータブルトイレを使用（妻の一部介助あり）	
家族構成	65歳の妻と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	一本杖・ポータブルトイレ	

解決策(案)【横手すり、L字型手すり、洋式便器への取替を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	
②利用者 (心と身体の状態等)	
③介護者・他家族 (介護の状況等)	
④住環境 (住まいの状態等)	
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	

住環境と住宅改修 演習教材（受講者用：解答例）

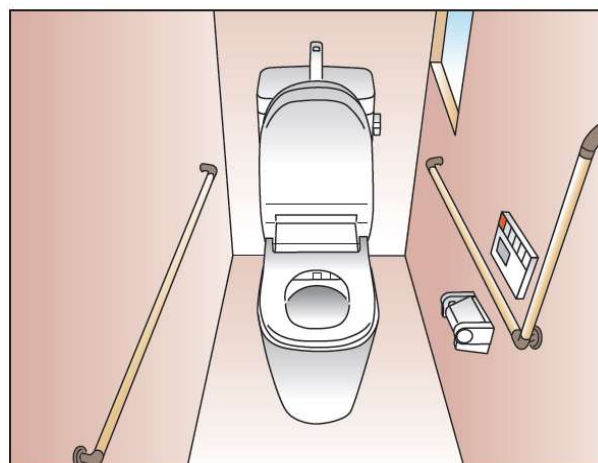
【トイレの住環境整備】

課題(目的)：トイレでの排泄が一人でもできるようになりたい。

利用者情報

年齢／性別	67歳 男性	
疾病/身体状況	・脳梗塞後遺症による右上下肢麻痺 要介護3 ・短距離は手すりや一本杖を使用し歩行移動が可能 ・現在はポータブルトイレを使用（妻の一部介助あり）	
家族構成	65歳の妻と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	一本杖・ポータブルトイレ	

解決策(案)【横手すり、L字型手すり、洋式便器への取替を提案した場合】



検討内容

上記の課題に対する解決策(案)について、それぞれの視点からの確認事項を検討しましょう。

視点	確認事項
①目的 (利用者の目的等)	・トイレでの排泄動作を一人で行えるか。 ⇒妻の介助に頼ることなく、安全にトイレ内移動、便器への立ち座り動作等が可能か。
②利用者 (心と身体の状態等)	・屋内移動、トイレ内移動、衣服着脱、便器への立ち座り動作は、右上下肢麻痺によりバランス機能が低下しているが、一人で安全にできるか。 ・排泄の後始末は、一人で安全にできるか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・介護する妻の負担感はないか。また利用者がトイレでの排泄動作を安全に行えるよう、通路やトイレ内を日常的に整理してもらう必要はないか。 ・利用者がトイレへの移動が困難な場合は、妻に介助してもらう必要はないか。
④住環境 (住まいの状態等)	・手すり設置の下地の固定や洋式便器への交換は問題ないか。 ・トイレ内移動や便器への立ち座り動作に使用する手すりの配置や便座高に問題ないか。 ・排泄の後始末を行うためにウォシュレットは必要はないか。 ・またリモコン取付位置に問題ないか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・トイレ内移動、衣服着脱、便器への立ち座り動作時に、現在使用している一本杖の置き場所はどこになるか。また、ポータブルトイレの使用はどうか。

【講師用】 住環境と住宅改修 演習教材（解説例）

【トイレの住環境整備】

課題（目的）：トイレでの排泄が一人でもできるようになりたい。

利用者情報

年齢／性別	67歳 男性	
疾病/身体状況	・脳梗塞後遺症による右上下肢麻痺 要介護3 ・短距離は手すりや一本杖を使用し歩行移動が可能 ・現在はポータブルトイレを使用（妻の一部介助あり）	
家族構成	65歳の妻と二人暮らし	
現在利用している福祉用具	一本杖・ポータブルトイレ	

演習における指導の視点

○講師は、課題(目的)に対する解説策(案)について、受講者が以下の各視点からの確認事項を発想できるように促してください。

○受講者が検討した各視点の確認事項を発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

視点	確認事項の発想を促す指導例
①目的 (利用者の目的等)	・一人で排泄動作ができるようになりたいという利用者の気持ち(目的)を理解し、一人で安全にトイレ内移動、便器への立ち座り動作等を行える住環境整備がされているかを確認できるか。
②利用者 (心と身体の状態等)	・右側上下肢麻痺の身体状況に対して、トイレ内移動、衣服着脱、便器への立ち座り動作等を安全に行うには どのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。 また排泄の後始末も含めて確認できるか。
③介護者・他家族 (介護の状況等)	・妻の介護負担を軽減するには、利用者が一人でトイレ内移動、衣服着脱、便器への立ち座り動作等を行う必要があることを確認できるか。 ・利用者が一人でトイレでの排泄動作を行うには、妻からどのような協力が必要となるかを確認できるか。
④住環境 (住まいの状態等)	・右上下肢麻痺の方がトイレ内移動、衣服着脱、便器への立ち座り動作を安全に行うには、どのような住環境整備が必要となるかを確認できるか。 ・一人で排泄動作を行うためには、後始末をどのように行うかまで確認できるか。
⑤他の福祉用具 (現在利用中の用具等)	・住環境整備により、トイレ内移動、衣服着脱、便器への立ち座り動作を行う際の一本杖の使用がどのようになるかを確認できるか。 ・住環境整備により、ポータブルトイレの利用機会がどう変化するかを確認できるか。

事例の解説例

- ・排泄は、自立が難しい状態になったとしても、家族や配偶者に安易に介助をお願いしたくない部分になります。トイレまでの移動に転倒の危険性が伴う場合や、歩くのが遅いため尿を漏らしてしまう場合にポータブルトイレを利用することもあります。一方で、寝室をトイレの近くに移動したり、動線に手すりを取りつけたり、トイレの環境整備を行うことによって、自宅トイレでの排泄が可能になることもあります。まずはトイレで排泄をしたい、自分自身で行いたいという利用者の気持ちを尊重しながら、可能な限り自立した排泄が行える環境整備を検討しましょう。
- ・排泄は、トイレまで移動する、便器に着座できるように方向転換する、下衣を脱ぐ、便座に着座する、排泄後の後始末をする、便座から立ち上がる、下衣を戻す、手を洗うなど、複雑な動作を伴います。片麻痺のある利用者に対してトイレの環境整備を行う際は、麻痺の程度にもよりますが、後始末のために着座しながら体幹を傾けることが出来るかどうか、トイレトーパーホルダーはどの位置が使いやすいかなど、より細かくアセスメントを行う必要があります。利用者が実際に行う動作を確認しながら住環境整備を検討していく必要があることを理解しましょう。

※現場では今回のように「課題」に対する解決策の案について、それぞれの視点から一つでも不具合が見つかれば、解決策の案を追加・変更することになります。

【講師用】 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材の活用方法について

1. 演習教材作成の目的

- ・ 本演習教材は、令和 6 年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」において作成した「福祉用具専門相談員指定講習 指導要領」に基づき、より効果的な演習を実施いただくための教材として作成したものです。
- ・ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメントの科目は、令和 7 年 4 月に周知されたカリキュラムから新科目として追加されました。
- ・ この演習では、受講者が介護の場面に潜んでいる事故リスクやヒヤリ・ハットを人（利用者・介護者・関係者）・福祉用具・環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）の視点から想像できるようになることと、福祉用具を安全に利用してもらうためには福祉用具専門相談員としてどのような対応策が必要になるか、またそれを利用者や家族に伝えることの大切さを指定講習受講の段階から経験することが重要となります。
- ・ 指導要領に基づく演習を実施いただくにあたり、是非、本演習教材をご活用ください。

2. 演習教材の内容

- ・ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメントにおける演習教材として以下の資料を準備しています。各資料の使い方は、「3. 演習教材を使った演習の進め方」をご参照ください。

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材一式

練習事例	福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（ワークシート記載例）
演習事例 1	介護ベッドからの立ち上がりの場面 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート） 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（解説例）
演習事例 2	車いすから介護ベッドへの移乗の場面 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート） 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（解説例）
演習事例 3	下り坂で家族が車いす介助を行っている場面 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート） 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（解説例）
演習事例 4	雨天時にハンドル形電動車椅子で踏切を横断している場面 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート） 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例） 【講師用】 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（解説例）

3. 演習教材を使った演習の進め方

- ・ 複数の演習事例をご用意しておりますが、科目の時間は限られておりますので、いずれかの事例を選択いただきご活用ください。
- ・ 演習の進め方は指導要領の「4.3.福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」(9)講義・演習の進め方を1例としてご紹介します。

演習方法例	配布資料・指導内容例
演習方法の説明	・ 「練習事例」を配布 ・ ワークシートの構成、検討の視点を説明 ・ 検討結果の記載方法・内容について説明
個人ワーク	・ 「演習事例1～4」いずれかのワークシートを配布 ・ 受講者個人での気づきを促す (気づきの視点は講師用解説例の「指導の視点」を参考にする)
グループワーク	・ 個人ワークで検討した内容をグループで共有する ・ 受講者同士で気づきを共有する
発表・まとめ	・ グループの中から代表者を決め、全体に向けて発表する ・ 講師は講師用解説例の「事例の解説例」を基に、各発表の講評をする ・ 最後に解答例を配布し、講師が解説をする

4. 演習を通じて受講者に理解いただきたい点

- ・ 本演習を通じ、受講者の方に理解いただきたい点は、指導要領の「4.3.福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」(11)確認ポイントとして示されている以下のとおりです。

- | |
|--|
| ☐ 事故情報の公表機関や収集方法を理解しているか
☐ 事故発生時の対応や報告の進め方を理解しているか
☐ 代表的な重大事故やその要因、ヒヤリ・ハット事例の列挙
☐ 事故予防のためのモニタリングでのチェックポイントを把握しているか
☐ 利用者への説明の際のコミュニケーションにおける注意点を把握しているか |
|--|

- ・ また、福祉用具専門相談員としては以下の視点を踏まえた検討が必要であることから、これらの視点を意識した指導を実施いただき、受講者の理解を促してください。

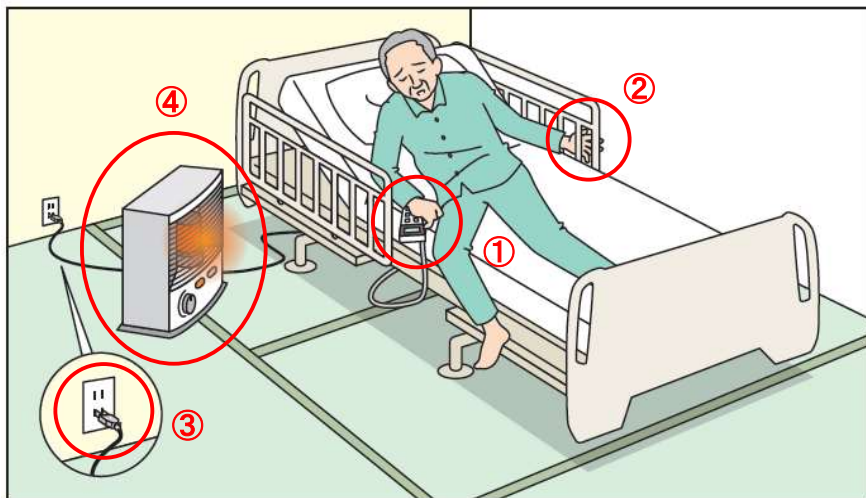
※ 介護保険における福祉用具の選定の判断基準（令和6年7月厚生労働省老健局高齢者支援課）より抜粋

気づきの視点	具体的な視点的例
①利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
②利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③介護者	介護力、介護技術 等
④住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

以上

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：記載例）

介護ベッドからの起き上がりの場面



※イラスト内の番号は、下の解答例の番号に対応。

どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

①利用者が手元スイッチに誤って触れてしまい、ベッドが背上げされ、②ベッド柵の隙間に手を挟み込む可能性がある。

■福祉用具に関する危険

③介護ベッドの電源コードが抜けかかっており、感電したり発火して火災につながる可能性がある。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

④ストーブが介護ベッドの近くに置かれているため、フレームが変形したり、火災につながる可能性がある。

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

手元スイッチを使用しない時には、スイッチ面を外側に向けてサイドレールに引っ掛けるなど、安全な場所に置くように説明する。

■福祉用具に関する対策

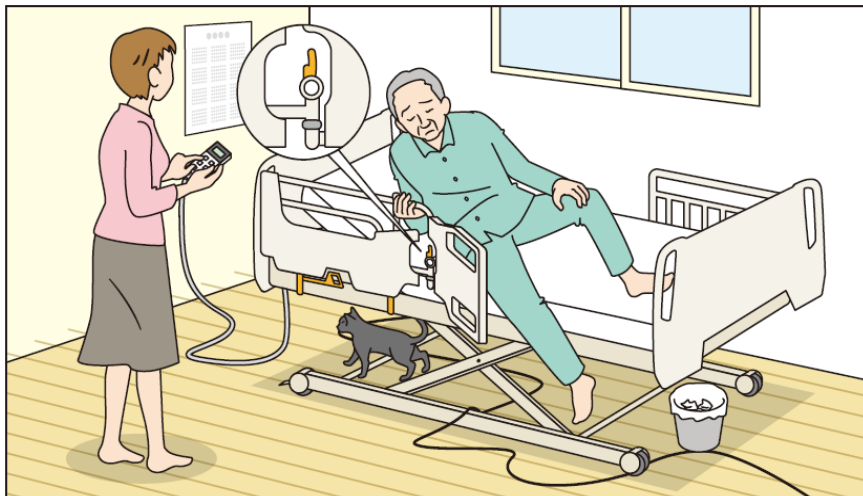
介護ベッドを搬入・設置する際には、電源コンセントを奥までしっかり差し込む。また利用者や家族にも定期的に確認するように説明する。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

ストーブは介護ベッドから離して設置するように説明する。利用者や家族に普段から使用環境へも配慮するように説明する。

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート）

介護ベッドからの立ち上がりの場面



どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

■福祉用具に関する危険

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

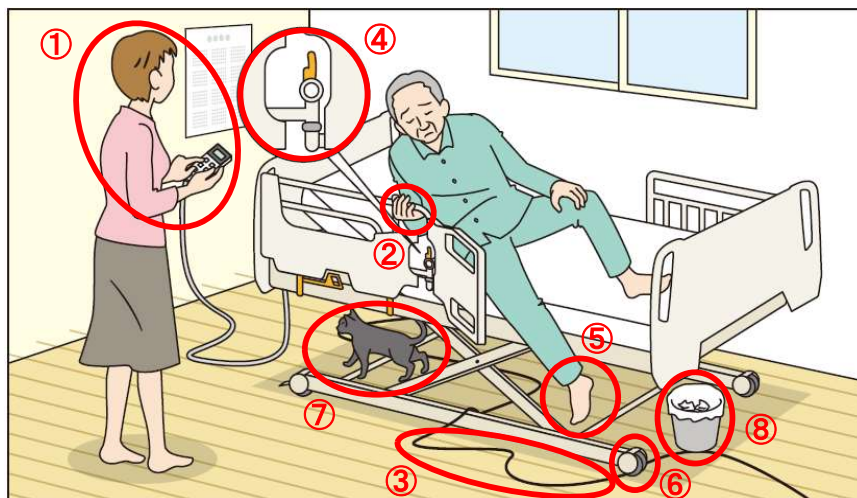
■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

■福祉用具に関する対策

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例）

介護ベッドからの立ち上がりの場面



※イラスト内の番号は、下の解答例の番号に対応。

どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

- ・①介護者がよそ見をしたまま背上げ操作を行い、②利用者がベッド用グリップの隙間に手を挟み込む可能性がある。
- ・利用者が介護ベッドから立ち上がった際に、③電源コードが足に引っ掛かり転倒の可能性がある。

■福祉用具に関する危険

- ・④ベッド用グリップが固定されておらず、立ち上がりの際に動いて利用者が転倒する可能性がある。
- ・⑤介護ベッドの高さが高すぎて足が床に届かず、利用者がベッドから転落する可能性がある。
- ・⑥介護ベッドの脚が電源コードを踏みつけており、断線して故障や火災につながる可能性がある。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

- ・⑦介護ベッドの高さを下げた時に、猫（ペット）がベッド下に潜り込んでいることに気づかず、挟み込んでしまう可能性がある。
- ・⑧介護ベッドの高さを下げた時に、ベッド下にゴミ箱があることに気づかず破損する可能性がある。

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

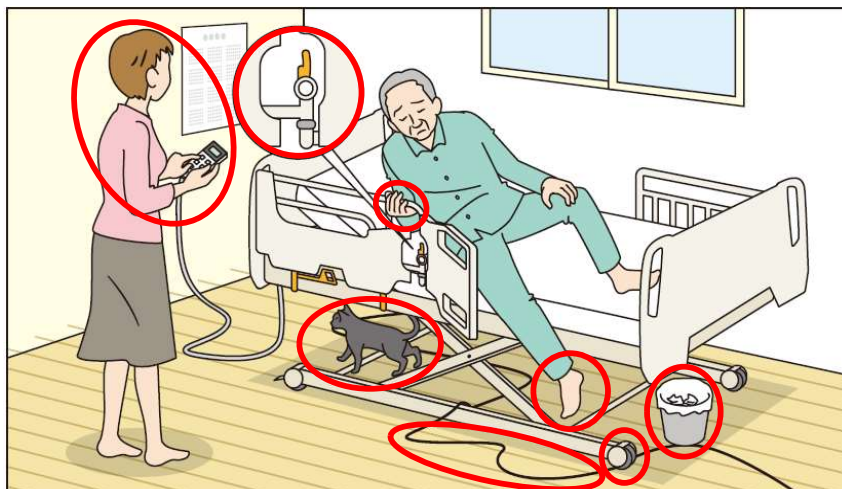
- ・手足を挟み込まないために、声掛けをしながら介護ベッドを操作するように介護者に説明する。
- ・利用者が立ち上がる際は、足が床につく高さに介護ベッドの高さをあわせる、介護をする際は腰を痛めないように高さを上げるなど、高さ調整の活用方法を丁寧に介護者に説明する。

■福祉用具に関する対策

- ・ベッド用グリップは固定された状態になっていることを都度確認するよう介護者に説明をする。
- ・電源コードは引っ張ったり踏んだりしていないかを確認し、人が通らない場所に配線する。
利用者や家族にも定期的に確認するように説明する。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

- ・利用者や家族に対し、ペットが介護ベッド周りにいないか、またベッドの下に潜り込んでいないかを確認するように説明する。
- ・介護ベッドの下には物を置かないなど、普段から周辺の整理整頓をするよう利用者や家族に説明する。

【講師用】 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（解説例）**介護ベッドからの立ち上がりの場面****演習における指導の視点**

- この演習では、受講者が介護の場面に潜んでいる事故リスクやヒヤリ・ハットを想像できるようになることと、利用者の状態像や家族の状況、環境などを踏まえ、福祉用具を安全に利用してもらうためには福祉用具専門相談員としてどのような対応策が必要になるかを指定講習受講の段階から経験することが重要となります。
- 講師の方は、受講者が以下の視点を踏まえながら事例を検討できるように促してください。不足している視点があれば補足をしながら、気づきを得られるように指導してください。本事例で示している解答例はあくまで事例であるため、講師の方のご経験等も交えて解説してください。
- 受講者が検討したリスクマネジメントの内容、必要な対策などを発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

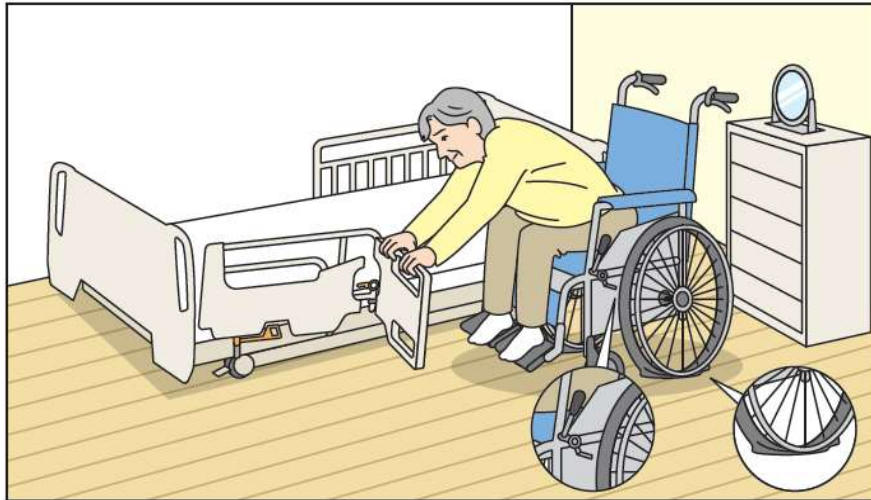
気づきの視点	気づきを促す指導例
①利用目的	・介護ベッドを利用する目的を踏まえたリスクを想像できているか。 ・介護ベッドの特徴や注意事項を理解したうえで、リスクを想像できているか。
②利用者	・事故リスクの高い利用者像（認知症、独居など）を想像できているか。 ・介護ベッドの操作や乗り降りをするタイミングや頻度を考えて、リスクを想像できているか。
③介護者	・家族、介護サービス事業者等によるリスクも想像できているか。 ・家族、介護サービス事業者等へ事前の注意喚起も検討できているか。
④福祉用具	・介護ベッド以外の付属品（サイドレールやベッド用グリップなど）の利用も踏まえた事故リスクの検討が出来ているか。 ・電源コードによる転倒や断線して故障や火災のリスクまで想像できているか。
⑤住環境	・介護ベッド周辺の家具等との位置関係を踏まえた想像ができていないか。 ・ペットが介護ベッド周辺にいる場合のリスクが想像できているか。

事例の解説例

介護ベッドからの転落やサイドレールのすき間などへの手足を挟み込みについては、利用者だけでなく家族や介護関係者に対しても事前に注意喚起を行いましょう。利用者や家族にとっては福祉用具は初めて利用することになりますので、分かりやすい言葉でゆっくりと丁寧に説明することが大切です。

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート）

車いすから介護ベッドへの移乗の場面



どのような危険がひそんでいるのでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

--

■福祉用具に関する危険

--

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

--

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

--

■福祉用具に関する対策

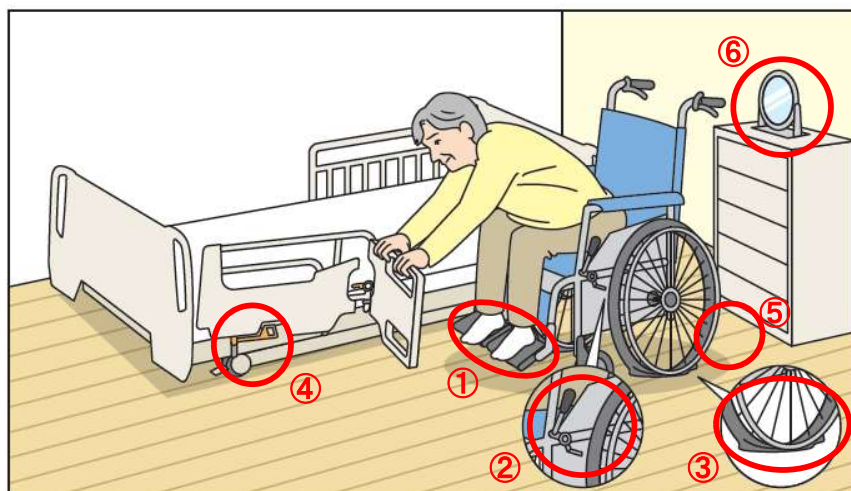
--

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

--

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例）

車いすから介護ベッドへの移乗の場面



※イラスト内の番号は、下の解答例の番号に対応。

どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

- ・ ①利用者がフットサポートに足を乗せたまま移乗しようとして、後輪が浮き上がり車いすごと転倒する可能性がある。
- ・ ②利用者が車いすのブレーキをかけ忘れており、移乗の際に車いすが進んでしまい転倒する可能性がある。

■福祉用具に関する危険

- ・ ③車いすのブレーキを掛けてもタイヤ空気圧が不十分なため固定されず、車いすが進んでしまい転倒する可能性がある。
- ・ ④ベッド用グリップが抜けかかっており、支えにした際に動いてしまい転倒する可能性がある。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

- ・ ⑤フローリングの床が滑りやすく、移乗の際に車いすが進んでしまい転倒する可能性がある。
- ・ ⑥車いすが進んでしまい、後ろにある棚から鏡が落ち、怪我をする可能性がある。

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

- ・ 移乗の際に使用する各福祉用具の使い方について、利用者に説明する。
- ・ 利用者に福祉用具の操作や移乗動作を実際に行ってもらいながら繰り返し指導する。

■福祉用具に関する対策

- ・ ベッド用グリップを設置した際に、実際に自分で荷重をかけてみて、設置に問題ないか再確認する。
- ・ 車いすのタイヤの空気圧やブレーキの利き具合などは、事前に整備しておく。
- ・ 簡単な日常点検として、車いすの空気圧の確認を利用者や家族、介護関係者にも定期的に行うように説明する。

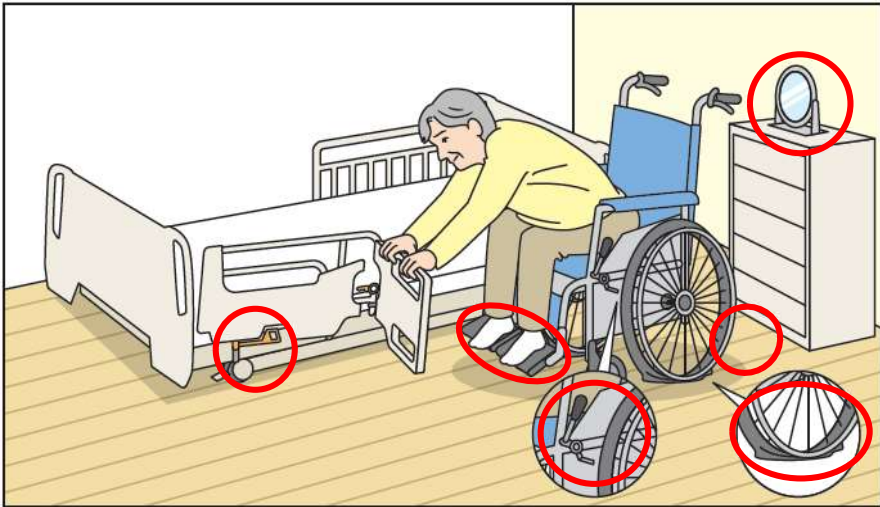
■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

- ・ 搬入・設置後に、実際に自分で福祉用具を使いながら移乗動作を試し、車いすと床材の相性や移乗場所周辺にぶつかる物がないか等、環境について確認をする。
- ・ 普段から車いす周りの使用環境へ配慮するように、利用者や家族に説明する。

【講師用】福祉用具の安全利用とリスクマネジメント

演習教材（解説例）

車いすから介護ベッドへの移乗の場面



演習における指導の視点

- この演習では、受講者が介護の場面に潜んでいる事故リスクやヒヤリ・ハットを想像できるようになることと、利用者の状態像や家族の状況、環境などを踏まえ、福祉用具を安全に利用してもらうためには福祉用具専門相談員としてどのような対応策が必要になるかを指定講習受講の段階から経験することが重要となります。
- 講師の方は、受講者が以下の視点を踏まえながら事例を検討できるように促してください。不足している視点があれば補足をしながら、気づきを得られるように指導してください。本事例で示している解答例はあくまで事例であるため、講師の方のご経験等も交えて解説してください。
- 受講者が検討したリスクマネジメントの内容、必要な対策などを発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

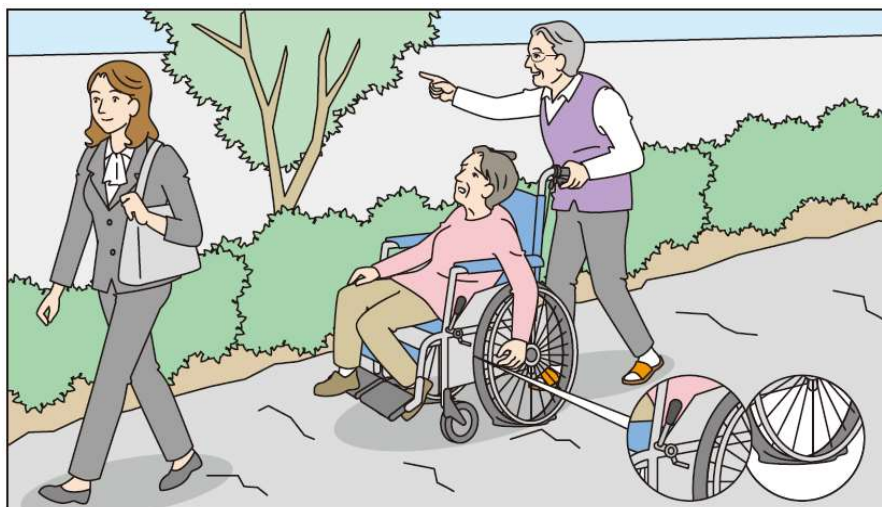
気づきの視点	気づきを促す指導例
①利用目的	・車いすを利用する目的を踏まえたリスクを想像できているか。 ・車いすの特徴や使用上の注意事項を理解したうえで、リスクを想像できているか。
②利用者	事故リスクの高い利用者像（認知症、独居など）を想像できているか。
③介護者	家族、介護サービス事業者等への注意喚起も検討できているか。
④福祉用具	アームサポートの跳ね上げ機能やフットサポートの着脱機能のある車いすの利用、自動ブレーキ機能付き車いすの利用などがイメージできているか。
⑤住環境	移乗動作が安全に行える環境整備(介護ベッド周辺の整理整頓、床素材が滑らないかなど) が想像できているか。

事例の解説例

利用者や介護者による車いすのブレーキのかけ忘れや、メンテナンスの不備によるブレーキ不具合は重大事故につながる可能性もあります。福祉用具専門相談員は定期的な点検を実施するとともに、ブレーキのかけ忘れが生じないよう利用者や家族に対して都度注意喚起を図ります。タイヤ空気圧の確認などの日常点検は、家族や介護関係者にお願いすることも事故防止につながります。

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート）

下り坂で家族が車いす介助を行っている場面



どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

■福祉用具に関する危険

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

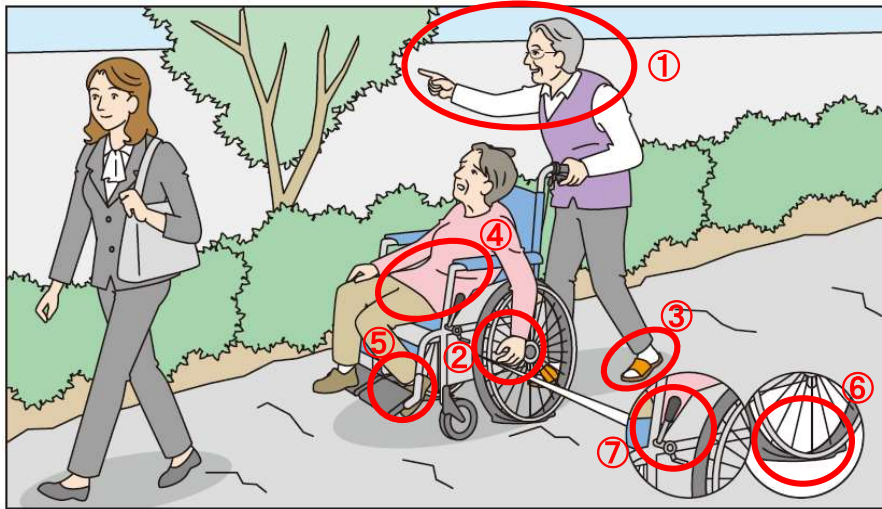
■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

■福祉用具に関する対策

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例）

下り坂で家族が車いす介助を行っている場面



※イラスト内の番号は、下の解答例の番号に対応。

どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

- ・ ①介護者がよそ見をしながら車いすを押そうとして、②利用者の手をタイヤに挟み込む可能性がある。
- ・ ③介護者がサンダルを履いていることから転倒しそうになり、利用者にも怪我をさせる可能性がある。
- ・ ④利用者の姿勢が崩れ、⑤足がフットサポートから落ちて車いすの下に巻き込む可能性がある。

■福祉用具に関する危険

- ・ ⑥車いすのタイヤの空気圧が不十分で、⑦ブレーキも掛かっていないため、下り坂で重大事故につながる可能性がある。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

- ・ ④路面が凸凹しており、振動で利用者が車いすから落下する可能性がある。
- ・ ④坂道を正面から下っているため、利用者の姿勢が崩れて車いすから落下する可能性がある。

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

- ・ 介護者に車いすを実際に操作してもらいながら、基本的な操作方法や使用上の注意点について説明する。
- ・ 車いすを操作する際は、利用者に声掛けをしながら操作するように介護者に説明する。
- ・ 車いすを屋外で使用する際は、動きやすい靴を履くよう介護者に説明する。

■福祉用具に関する対策

- ・ 車いすのタイヤの空気圧やブレーキの利き具合などは、事前に整備をしておくとともに、介護者には定期的に確認し、不具合がある際はすぐに連絡をするように説明する。

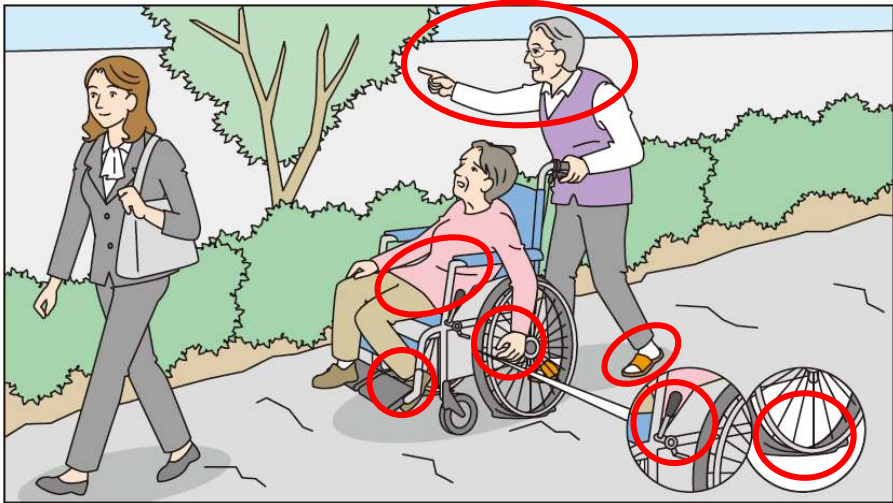
■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

- ・ 坂道や段差など危険な箇所がないか、車いすを実際に使用する屋外環境を事前に把握し、環境に応じた注意事項（勾配が急な下り坂での走行と停車は後ろ向きに行うなど）を利用者や家族に説明する。

【講師用】福祉用具の安全利用とリスクマネジメント

演習教材（解説例）

下り坂で家族が車いす介助を行っている場面



演習における指導の視点

- この演習では、受講者が介護の場面に潜んでいる事故リスクやヒヤリ・ハットを想像できるようになることと、利用者の状態像や家族の状況、環境などを踏まえ、福祉用具を安全に利用してもらうためには福祉用具専門相談員としてどのような対応策が必要になるかを指定講習受講の段階から経験することが重要となります。
- 講師の方は、受講者が以下の視点を踏まえながら事例を検討できるように促してください。不足している視点があれば補足をしながら、気づきを得られるように指導してください。本事例で示している解答例はあくまで事例であるため、講師の方のご経験等も交えて解説してください。
- 受講者が検討したリスクマネジメントの内容、必要な対策などを発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

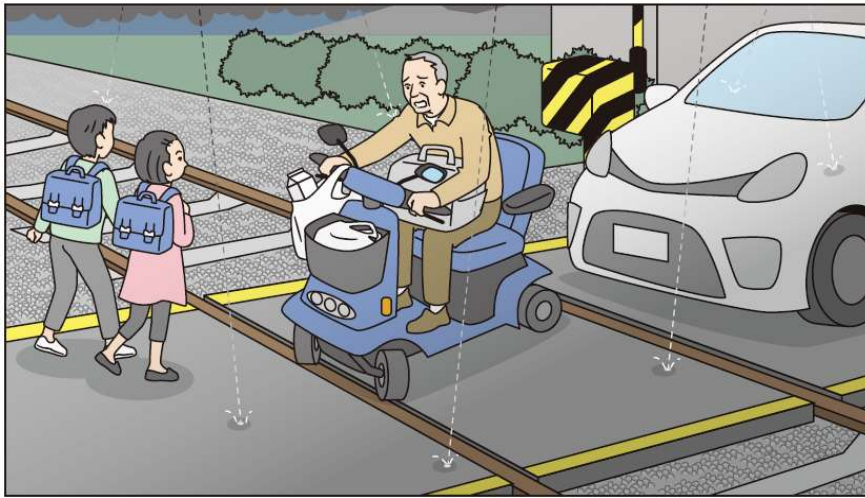
気づきの視点	気づきを促す指導例
①利用目的	車いすを屋外で利用する目的を踏まえ、リスクを想像できているか。
②利用者	事故リスクの高い利用者像（姿勢保持能力の程度など）を想像できているか。
③介護者	介護者の理解力や介護力がどの程度あるかを踏まえたリスクを想像できているか。
④福祉用具	利用者の座位保持能力や介護者の理解度、屋外環境等を踏まえて、リクライニング・ティルト式車いす、車いす用クッション、介助用電動アシスト車いすなどの利用もイメージできているか。
⑤住環境	車いすを使用する屋外環境を踏まえたリスクが想像できているか。

事例の解説例

車いすを屋外で利用する場合、福祉用具専門相談員は、段差の乗り越え方や坂道での操作などの基本的な操作方法の指導に加えて、使用する頻度や時間帯、交通量の多さや交差点の有無などといった屋外の環境を事前に把握し、環境に応じた安全利用のポイントを利用者や介護者に助言することも重要な役割となります。

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：ワークシート）

雨天時にハンドル形電動車椅子で踏切を横断している場面



どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

■福祉用具に関する危険

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

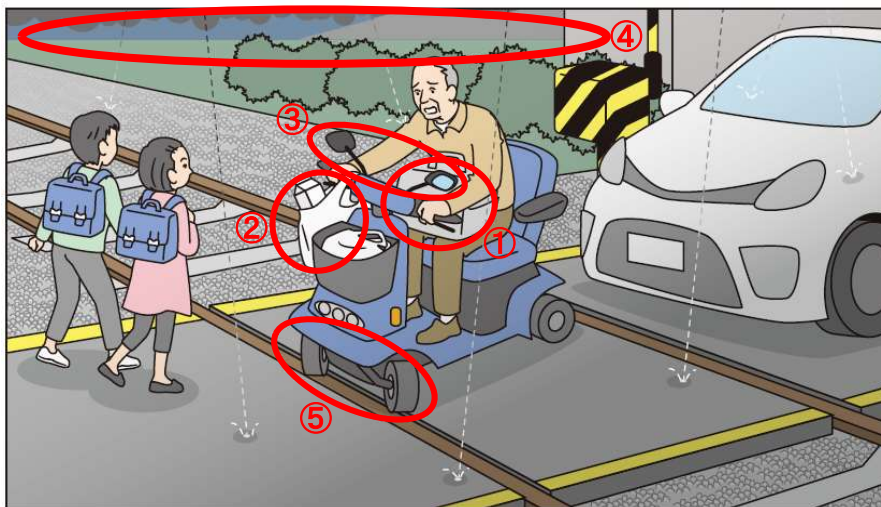
■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

■福祉用具に関する対策

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 演習教材（受講者用：解答例）

雨天時にハンドル形電動車椅子で踏切を横断している場面



※イラスト内の番号は、下の解答例の番号に対応。

どのような危険がひそんでいるでしょうか？

■人（利用者・介護者・関係者）に関する危険

①足元や胸元に荷物を置いたり、②ハンドルに荷物を掛けているため、適切なハンドル操作ができず事故につながる可能性がある。

■福祉用具に関する危険

③バックミラーの位置調整が不適切なため、後方からくる車両に気づかず、接触事故につながる可能性がある。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する危険

- ・④雨天に使用していることで、視界が悪くなり事故につながる可能性がある。
- ・⑤線路の溝にタイヤがはまり、踏切内で立往生し、重大事故につながる可能性がある。

福祉用具専門相談員として、どのような対策が必要か検討してみましょう。

■人（利用者・介護者・関係者）に関する対策

- ・電動車椅子の利用状況を家族やケアマネジャー等から情報を適宜収集しながら、夜間や雨天時には使用しないことや交通法規を遵守することなどを利用者に繰り返し説明する。利用者の理解を得ることが難しい場合には、貸与中止も検討することを利用者や家族、ケアマネジャーに説明する。

■福祉用具に関する対策

- ・利用開始に至るまでの指導は必ず段階を踏んで行う。基本的な機能と適切な使用方法、利用するうえでの注意事項については時間をかけて利用者にゆっくり丁寧に説明し、操作指導は広く安全な場所からはじめ、運転操作にある程度慣れてきてから路上で実践指導を行う。

■環境（福祉用具の使用場所や使用場面等）に関する対策

- ・踏切は原則使用せずに迂回路を利用すること、やむを得ない場合は介助者に同伴してもらうことの指導を利用開始時に利用者や家族に説明する。

参考資料 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会（2021）

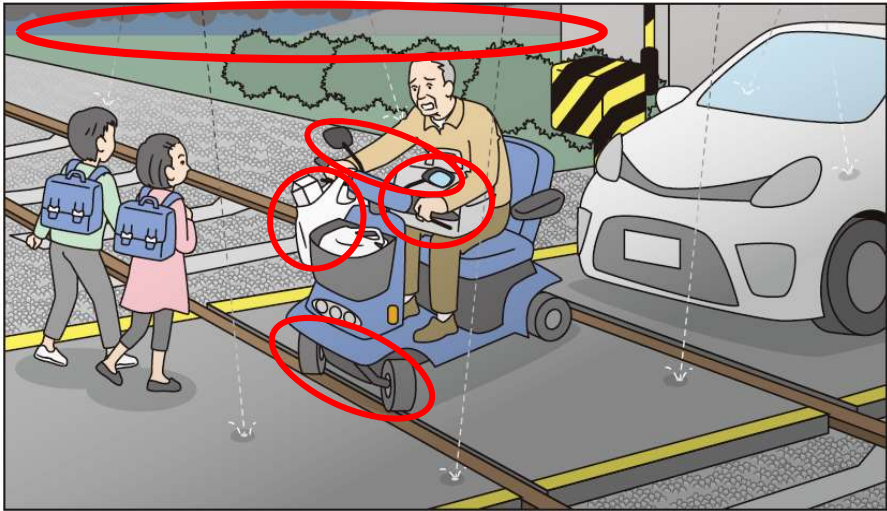
- ・ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン
https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2021/01.pdf
- ・ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書
https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2021/02.pdf



【講師用】福祉用具の安全利用とリスクマネジメント

演習教材（解説例）

雨天時にハンドル形電動車椅子で踏切を横断している場面



演習における指導の視点

- この演習では、受講者が介護の場面に潜んでいる事故リスクやヒヤリ・ハットを想像できるようになることと、利用者の状態像や家族の状況、環境などを踏まえ、福祉用具を安全に利用してもらうためには福祉用具専門相談員としてどのような対応策が必要になるかを指定講習受講の段階から経験することが重要となります。
- 講師の方は、受講者が以下の視点を踏まえながら事例を検討できるように促してください。不足している視点があれば補足をしながら、気づきを得られるように指導してください。本事例で示している解答例はあくまで事例であるため、講師の方のご経験等も交えて解説してください。
- 受講者が検討したリスクマネジメントの内容、必要な対策などを発表しあうことで、受講者同士がお互いの気づきについて共有できるようにしてください。

気づきの視点	気づきを促す指導例
①利用目的	ハンドル形電動車椅子を屋外で利用する目的を踏まえ、リスクを想像できているか。
②利用者	利用者の身体機能と認知機能を踏まえて、リスクを想像できているか。
③介護者	家族やケアマネジャーなど関係者全員からの情報収集が重要であることに気づいているか。
④福祉用具	ハンドル形電動車椅子の利用が危険と判断し、貸与中止を検討する際に、代替手段となる福祉用具を提案することも大切であることに気づいているか。
⑤住環境	ハンドル形電動車椅子を使用する屋外環境を踏まえたリスクが想像できているか。

事例の解説例

受講者用回答例に記載している「車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」と「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用の為の指導手順書」等を参考にし、福祉用具専門相談員として利用者の安全を第一に優先してサービスを提供するよう努めて下さい。

令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業

福祉用具サービス計画作成ガイドライン

令和7年3月



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

福祉用具サービス計画作成ガイドライン

目 次

第1章 福祉用具サービス計画と福祉用具専門相談員の役割	1
1. 本ガイドラインの位置づけ	1
2. 福祉用具サービス計画とは何か	1
3. 福祉用具サービスの PDCA における福祉用具専門相談員の役割	2
4. 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法	4
5. 福祉用具サービス計画の様式について	4
第2章 アセスメントと記録の作成	6
1. アセスメントとは何か	6
2. アセスメントの目的と考え方	6
3. アセスメントにおける多職種との連携	6
4. アセスメントにおける情報収集の基本的な項目	7
5. アセスメントにおける情報収集の方法と留意点	9
6. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(基本情報)」の記入方法	10
(1) 「基本情報」の様式(令和6年4月版)	10
(2) 「基本情報」の位置づけ	11
(3) 「基本情報」の項目及び記入要領	11
第3章 選定提案と記録の作成	15
1. 選定提案とは何か	15
2. 貸与と販売の選択制 ー選定提案時の対応ー	15
(1) 一部の福祉用具に係る選択制と対象福祉用具	15
(2) 選択制対象福祉用具の選定提案時に求められる対応	16
3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の記載方法	18
(1) 「選定提案」の様式(令和6年4月版)	18
(2) 「選定提案」の項目及び記載要領	19
(3) 「選定提案」記載時の留意点	20
第4章 福祉用具の選定と福祉用具サービス計画の作成	21
1. 福祉用具の利用目標の設定	21
(1) 自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方	21
(2) 利用目標を検討するうえでの留意点	21
2. 福祉用具の選定と選定理由の明確化	21
3. 留意事項の洗い出し	22
(1) 留意事項の考え方	22
(2) 留意事項の記載内容	22

4.	次回モニタリング実施時期の明確化.....	23
5.	サービス担当者会議における福祉用具サービス計画の説明	23
6.	福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と福祉用具サービスの提供	24
7.	「ふくせん福祉用具サービス計画書(利用計画)」の記載方法	25
	(1) 「利用計画」の様式(令和6年4月版)	25
	(2) 「利用計画」の位置づけ	26
	(3) 「利用計画」の項目及び記載要領.....	26
第5章	モニタリングと記録の作成	28
1.	モニタリングとは何か.....	28
2.	モニタリングの目的と考え方	28
3.	モニタリングの流れと確認・検討事項	28
	(1) 心身の状況等の変化や福祉用具の利用状況の把握	29
	(2) 利用目標の達成状況の確認	30
	(3) 今後の方針の検討・貸与継続の必要性の検討	30
	(4) 福祉用具サービス計画の継続・見直しの検討	31
	(5) 利用者や家族へのモニタリング結果の説明	31
	(6) モニタリング結果の介護支援専門員への報告と多職種との共有	32
4.	貸与と販売の選択制 ―導入後の対応―	32
	(1) 選択制対象福祉用具を貸与した後のモニタリング.....	32
	(2) 選択制対象福祉用具を販売した後の目標達成状況確認.....	32
5.	「ふくせんモニタリングシート(利用状況確認書)」の記載方法	33
	(1) 「モニタリングシート」の様式(平成6年4月版)	33
	(2) 「モニタリングシート」の位置づけ	34
	(3) 「モニタリングシート」の項目及び記載要領	34

第1章 福祉用具サービス計画と福祉用具専門相談員の役割

1. 本ガイドラインの位置づけ

福祉用具専門相談員が介護保険制度における福祉用具に係るサービス(以下、「福祉用具サービス」という。)を提供するうえでは、「福祉用具サービス計画」ⁱを作成するとともに、福祉用具貸与においては福祉用具サービス計画の実施状況を把握し(以下、「モニタリング」という。)、その結果を踏まえ、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更することが求められます。

本ガイドラインは、福祉用具サービスの提供における各種様式の活用を通じたサービスの質の向上(PDCA)を適切に実践するため、福祉用具サービス計画についての基本的な考え方や作成の方法、作成するうえで重要となるアセスメントに関する内容、モニタリングの目的や考え方、モニタリング結果の記録の方法等について解説したものです。

今後、より多くの福祉用具専門相談員が、さらに質の高い福祉用具サービスを利用者に提供できるよう、日々の福祉用具サービス計画及びモニタリング記録の作成時や研修等の様々な場面で本ガイドラインを活用していただくことを期待しています。

2. 福祉用具サービス計画とは何か

福祉用具サービス計画は、「利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具の利用目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリングを行う時期等を記載したもの」ⁱⁱです。介護支援専門員が作成するケアプランに記載されている生活上の目標と、その実現を支援するサービスのうち、福祉用具サービスに関する具体的な内容を示したものになります。

福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上が図られるよう、福祉用具専門相談員は福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、「福祉用具サービス計画」を作成し、利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得ることが義務付けられています。また、福祉用具貸与計画においては当該利用者に係る介護支援専門員に交付することも義務付けられていますⁱⁱⁱ。

福祉用具サービス計画を用いることによって、福祉用具の利用目標や選定理由、福祉用具の利用上の留意点を、利用者又はその家族に対して明確に説明できます。選定理由の明確化は、利用者の状態像等に変化があった場合に、提供された福祉用具の見直しが必要かどうかを判断するシームレスな対応を可能にします。福祉用具の適切な活用方法や使用上の留意事項の明確化は、福祉用具の安全利用の促進と事故防止につながります。福祉用具専門相談員

ⁱ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号、以降、「指定基準」と言う。)第199条の2に定める「福祉用具貸与計画」、同第214条の2に定める「特定福祉用具販売計画」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)第278条の2に定める「介護予防福祉用具貸与計画」及び同第292条に定める「特定介護予防福祉用具販売計画」を総称したものの。

ⁱⁱ 指定基準第百九十九条の二第一項、第二百十四条の二第一項

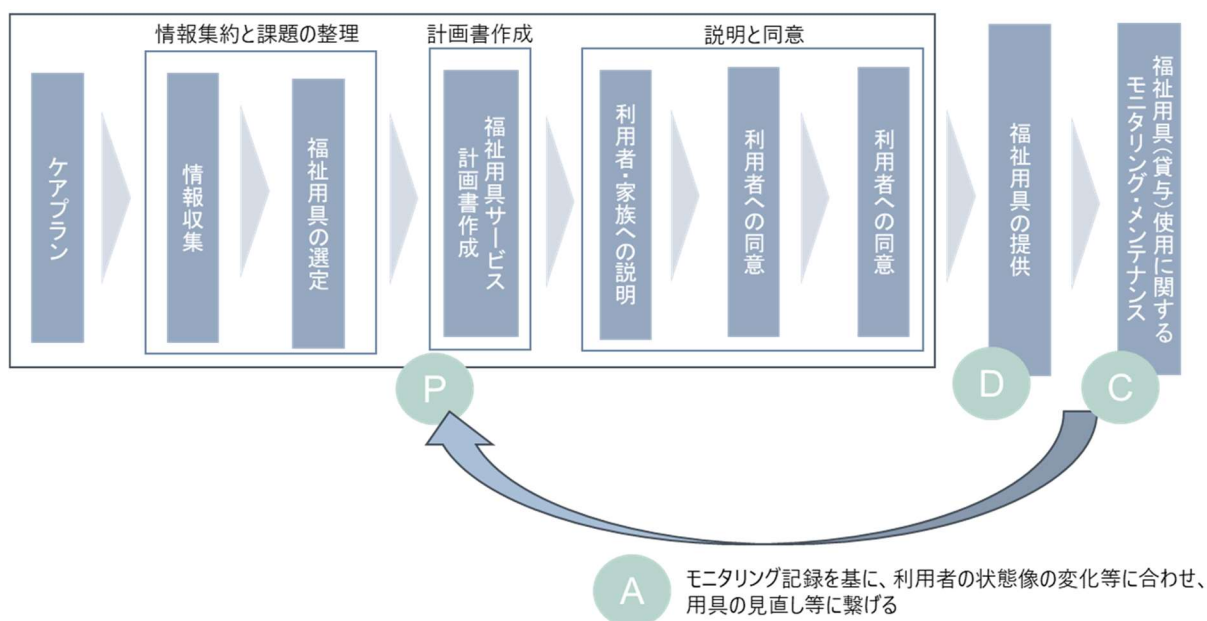
ⁱⁱⁱ 指定基準第百九十九条の二第三項、第四項

は、福祉用具サービス計画を活用し、介護支援専門員をはじめ関係する多職種と情報及び支援の方向性の共有を図りながら、チームケアの一員として利用者の自立を継続的に支援します。

3. 福祉用具サービスの PDCA における福祉用具専門相談員の役割

福祉用具サービスを利用者に提供するうえでは、以下のように Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(改善)のサイクルを繰り返すことで、初めて利用者の自立を継続的に支援することが可能となります。

図表 1 福祉用具貸与における PDCA サイクル



PDCA を適切に実践し、利用者に提供する福祉用具サービスの質の向上を図るうえでは、福祉用具サービス計画、モニタリング記録等の各種様式をサービス提供の中で活用していくことが不可欠です。

福祉用具のサービス提供における PDCA の段階別にみた福祉用具専門相談員の役割は以下の通りです。

図表 2 サービス提供における PDCA の段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割ⁱ

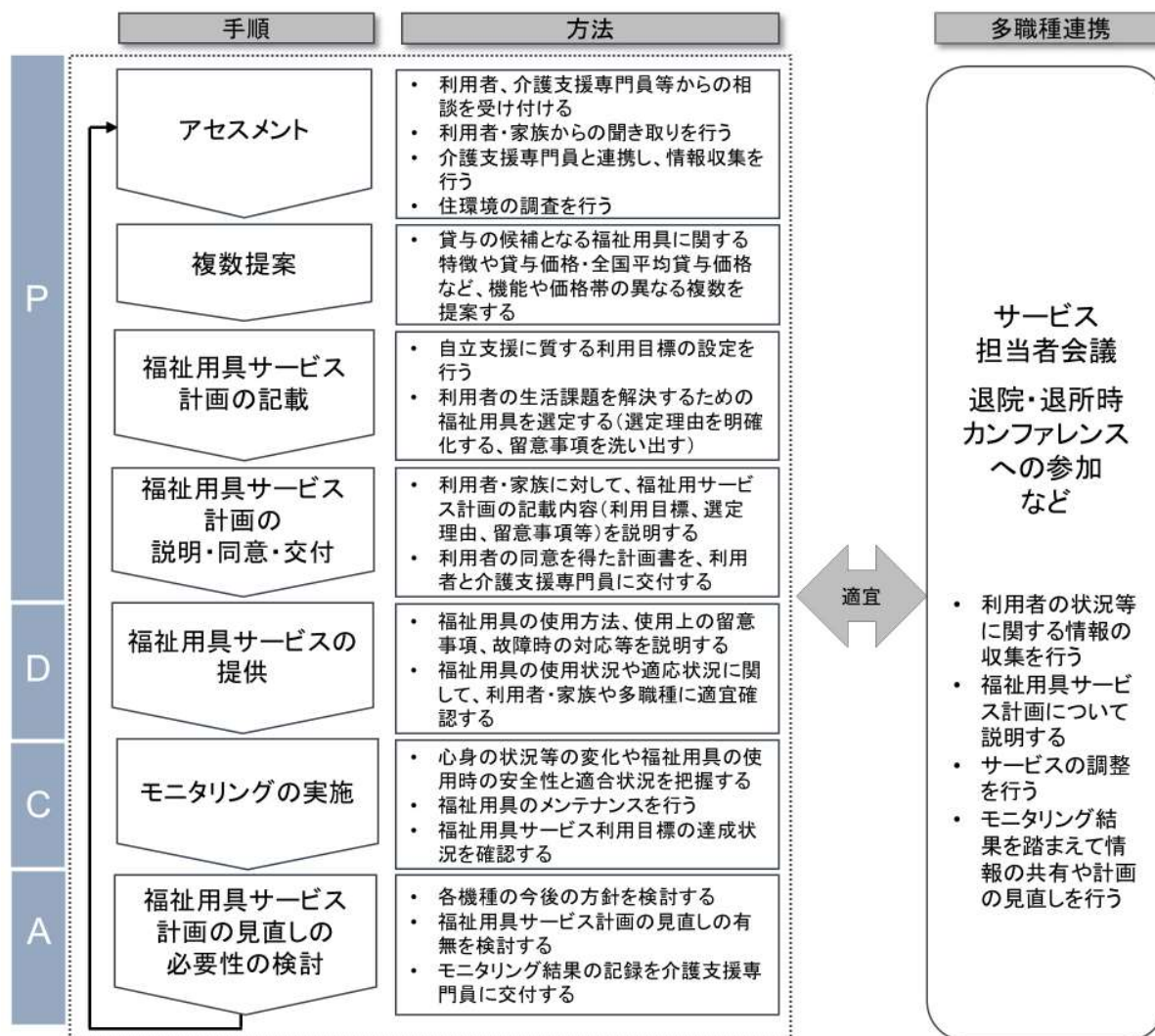
P (Plan)	【アセスメントや多職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付】 利用者の身体状況等のアセスメントや多職種からの情報収集等を通じ、利用目標の設定及び改善が期待できる日常生活動作(ADL)を明確化し、それを踏まえた福祉用具サービス計画を作成し、利用者等に説明、同意を得たものを利用者と介護支援専門員へ交付する。 具体的な例 ・ 退院・退所時カンファレンスやサービス担当者会議を活用し、医師やリハビリテーション専門職、介護支援専門員やサービス担当者等から収集した情報等を踏まえ、福祉用具サービス計画を作成する。 ・ 利用目標を設定し、モニタリング時期等を記載した福祉用具サービス計画を利用者及び介護支援専門員に交付する。
D (Do)	【福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や多職種への確認】 利用者等が福祉用具の使用方法を適切に理解しているか、使用を安全に続けられているかなどの福祉用具の適応状況に関して、利用者等やサービス担当者等の多職種へ確認を行う。 具体的な例 ・ 利用者及び家族等へ電話等にて使用状況を確認する。 ・ 訪問介護等の他サービス担当者へ使用状況の確認と機器の状況を確認する。 ・ 福祉用具の使用時に危険性がある、福祉用具が不適応であるなどの情報がある場合は、早期に Check から Action へ移行する。
C (Check)	【モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討】 訪問にて、福祉用具の使用時の安全性や適合状況を確認し、福祉用具のメンテナンスを行う。また、現在までの利用目標の達成状況から、今後の目標の達成や福祉用具の変更に関する見通しを立て、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。 具体的な例 ・ 福祉用具の使用場面を実際に観察し、その手順や安全性を確認する。 ・ 福祉用具の設置状況や機器の動き、操作性等のメンテナンスを行う。 ・ モニタリングを通じて利用目標の達成状況等を確認するとともに、その結果の記録を介護支援専門員に報告し、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。
A (Action)	【多職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における多職種との連携】 確認した福祉用具の適合状況やメンテナンスの状況について、家族やサービス担当者へ報告する。利用目標の変更が見込まれる場合は、福祉用具や福祉用具サービス計画の変更について、多職種へ情報提供・協議を行う。 具体的な例 ・ サービス担当者会議等で家族やサービス担当者に情報を共有する。 ・ 医師やリハビリテーション専門職等から収集した情報や、介護支援専門員やサービス担当者との協議の結果等を踏まえ、福祉用具の継続利用や利用目標について再検討する。 ・ 再検討した福祉用具の継続利用や利用目標に関して、多職種との協議や状況報告を行う。

ⁱ 「福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等について」(令和6年3月21日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)

4. 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法

福祉用具サービス計画作成する基本的な手順と方法は以下の通りです。なお、この手順は基本的な流れであり、利用者を取り巻く状況により前後することがあります。

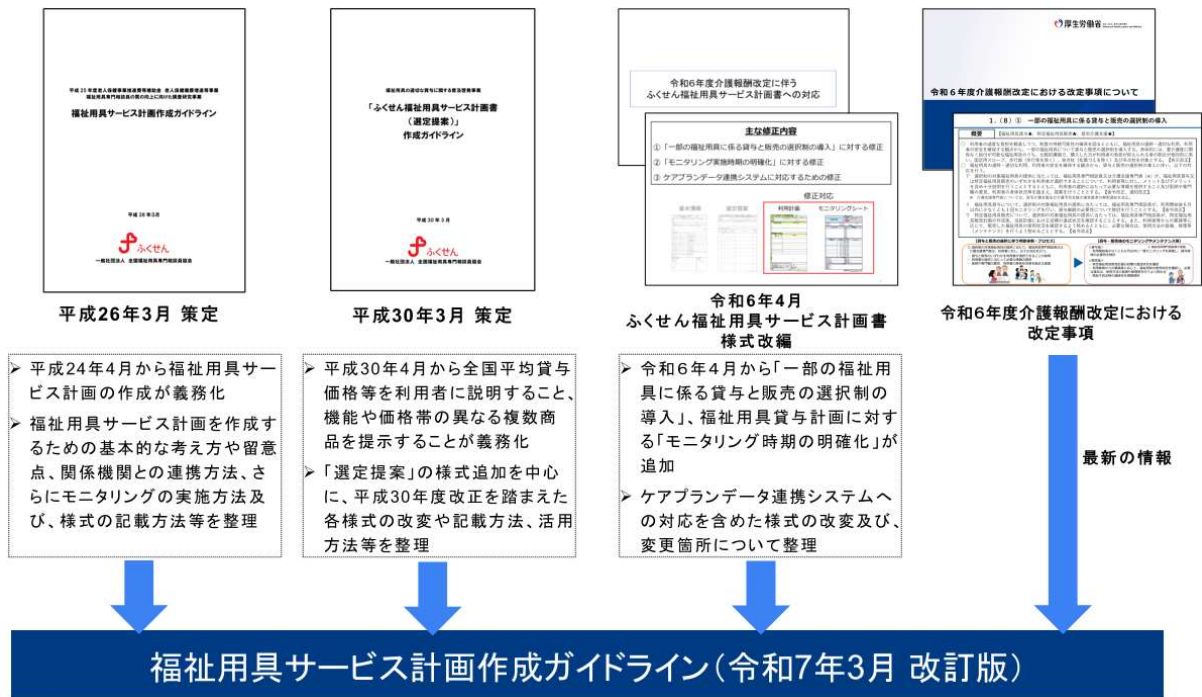
図表 3 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法



5. 福祉用具サービス計画の様式について

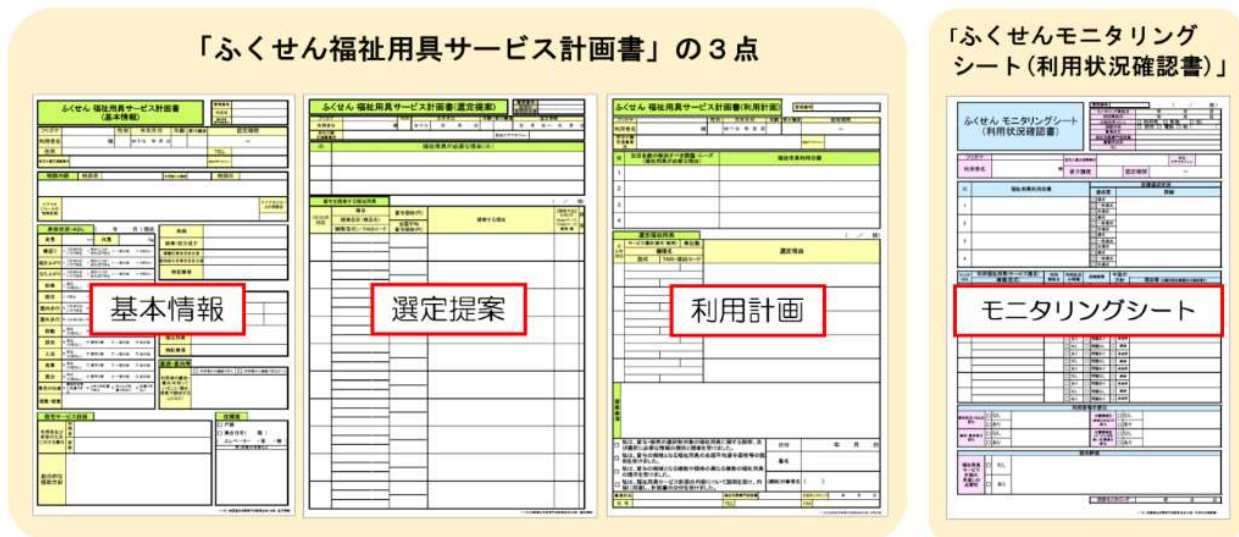
福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えありませんが、本ガイドラインでは、厚生労働省の老人保健健康増進等事業の助成を受けて平成 26 年に「福祉用具サービス計画書作成ガイドライン」を策定し、また平成 30 年に「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)作成ガイドライン」を策定している一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会(以下、「ふくせん」という。)が開発した「ふくせん福祉用具サービス計画書」及び「モニタリングシート」(いずれも令和6年4月版)を参考に、記載内容と記載方法について説明します。

図表 4 福祉用具サービス計画作成ガイドラインについて



なお、「ふくせん福祉用具サービス計画書」は「基本情報」・「複数提案」・「利用計画」の3点から構成されています。

図表 5 「ふくせん福祉用具サービス計画書」「モニタリングシート」のイメージ



第2章 アセスメントと記録の作成

1. アセスメントとは何か

福祉用具専門相談員が行うアセスメントとは、利用者や家族、利用者に関わる多職種から情報収集し、その情報を整理して課題を把握することで、多職種と協議しながら利用者に適した福祉用具の提案につなげていく過程を指します。福祉用具サービスの出発点であり、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成するうえで必要不可欠な行為です。

指定基準では、「福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならないⁱ」とされています。また、特定福祉用具販売では指定基準上モニタリングの位置づけはないものの、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて特定福祉用具販売計画を作成すること」が義務付けられておりⁱⁱ、このうち「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ」の部分がアセスメントに該当します。

2. アセスメントの目的と考え方

加齢や疾病等によって生じる生活上の課題・ニーズは、利用者の心身の状況、介護環境、住環境等によって一人ひとり異なるものです。介護保険制度のサービスは、利用者がサービスの種類や内容を自らの意思で選択を行う自己選択と、最終的に自ら決定を行う自己決定が原則です。福祉用具サービスの利用目標の設定や機種 of 提案を行う際には、利用者の状態像や意向等を十分に踏まえたうえで専門的見地から提案を行い、利用者から福祉用具サービスの利用についての同意を得る必要があります。利用者の状態像にそぐわない利用目標の設定や福祉用具の選定が行われてしまうと、福祉用具が適切に活用されず、事故の発生につながることも懸念されます。福祉用具専門相談員は、アセスメントの重要性を認識し、適切にアセスメントを実施するよう心がけなければなりません。

3. アセスメントにおける多職種との連携

アセスメントにおいては、利用者や家族からの聞き取り、担当の介護支援専門員との連携はもとより、利用者に関わる多職種から情報を収集することが求められます。

指定基準では、「福祉用具貸与計画(及び特定福祉用具販売計画)は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならないⁱⁱⁱ」と定められており、介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画(以下、「ケアプラン」

ⁱ 指定基準第百九十九条の二第一項

ⁱⁱ 指定基準第二百十四条の二第二項

ⁱⁱⁱ 指定基準第百九十九条の二第二項、第二百十四条の二第二項

という。)に沿った内容で福祉用具サービス計画を作成することが義務付けられています。福祉用具専門相談員は、介護支援専門員と密接に連携を図り、情報を収集し、支援の方向性を共有することによって、ケアプランとの連続性を持った福祉用具サービス計画を作成することが求められています。

福祉用具専門相談員は、基本的にはケアプランの受領後から、アセスメントの実施及び福祉用具サービス計画の作成に着手することになります。ただし、退院に際して急きょ福祉用具が必要となったケース等、利用者の状態像や依頼の経緯等によっては、手順が前後することがあります。介護支援専門員によるケアプランの作成前に、福祉用具の導入について検討することが必要になる場合には、ケアプランが示される前に福祉用具専門相談員が収集した情報で暫定的な福祉用具サービス計画を作成し、ケアプラン決定後に必要に応じて福祉用具サービス計画の変更を行いますⁱ。

また、入院・入所中の利用者の在宅復帰を支援する際は、入院・入所先でのアセスメントや、医療機関等で行われる退院・退所時カンファレンスに参加することもあります。その際には、担当の理学療法士や作業療法士等から、在宅で利用する福祉用具の選定につながる情報を積極的に収集するよう努めます。

4. アセスメントにおける情報収集の基本的な項目

アセスメントにおける情報収集の基本的な項目と情報収集の方法例は、次の通りです。

ⁱ 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、以降、「解釈通知」という。)第三 介護サービス 十一 福祉用具貸与 3 運営に関する基準(3)⑤ハ

図表 6 アセスメントの基本的な項目と情報収集の方法の例

情報の種類	情報項目	情報収集の方法
利用者の基本情報	・氏名、性別、年齢 ・要介護度 ・認定日、認定の有効期間 ・住所、電話番号 ・居宅介護支援事業所名、担当介護支援専門員名 等	・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等)
身体状況・ADL	・身長・体重 ・現病歴及び既往歴、合併症 ・障害の状況 ・障害高齢者日常生活自立度 ・認知症の程度(認知症高齢者日常生活自立度) ・日常生活動作の状況(できること、できそうなこと、介助が必要なこと等) ・バーセルインデックス、FIM(機能的自立度評価法)の評価 等	・利用者や家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からの医学的所見の聴取 ・サービス担当者会議 ・退院・退所時カンファレンス等
意欲・意向	・利用者の気持ち、望む生活について ・現在困っていること ・過去の生活状況(生活歴、仕事、趣味等)等	・利用者や家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) ・サービス担当者会議 ・退院・退所時カンファレンス、地域ケア会議等
介護環境	・他のサービスの利用状況(介護保険サービス、保険外サービス) ・家族構成、主たる介護者(氏名、年齢、性別、利用者との関係、介護力、日中の介護状況) ・利用している福祉用具(既に導入済みのもの) ・経済状況 等	・利用者や家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) ・サービス担当者会議 ・退院・退所時カンファレンス、地域ケア会議等
住環境	・持ち家または借家(住宅改修等が可能か) ・エレベーターの有無(集合住宅の場合) ・屋内の段差の有無 ・居室内での動線 ・トイレの状況(広さ、和式・洋式) ・浴室の状況(脱衣所の広さ、浴室の広さ、浴槽のまたぎ高さ等) ・通路及び各部屋出入り口の有効幅、家具等の設置状況 等	・住環境の訪問調査 ・各部屋の状況や動線等の目視確認 ・段差や出入口の有効幅等の計測 ・利用者や家族からの聞き取り ・介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等)

5. アセスメントにおける情報収集の方法と留意点

アセスメントにおける情報収集の方法、具体的な実施内容と留意点は、主に以下の通りです。

図表 7 主な情報収集の方法と実施内容・留意点

情報収集の方法		実施内容・留意点
利用者や家族からの聞き取り		・利用者や家族と面談を行い、利用目標の設定や福祉用具の選定に必要な情報収集を行う。面談の場所は利用者の自宅を基本とするが、入院中等の場合は医療機関等で行う。 ・介護支援専門員と同行して行うことが望ましい。 ・既に想定される福祉用具の候補が絞り込めている場合には、候補となる福祉用具を持参し、利用者や家族に試用してもらう等、福祉用具を用いた生活行為のイメージを持ってもらえるようにする。 ・認知症等に限らず自分の意思が明確に表明できない利用者であっても、可能な限り自ら意思決定できるよう支援するため、利用者の意思決定能力を適切に評価しながら、家族等と協力し利用者の意思を尊重することが望ましい。
介護支援専門員との連携による情報収集		・利用者の基本情報（氏名、住所、電話番号、要介護度、相談の概要等）について電話等で聞き取りを行う。 ・ケアプランを受領する。 ・介護支援専門員が保有するアセスメントシート等には利用者の心身の状況等についての情報が記載されており、その複写を受領することは有用である。
住環境の調査		・利用者の自宅を訪問し、住環境の調査を行う。 ・利用者が自宅にいる場合には、利用者や家族との面談を同時に実施することが望ましい。 ・住宅改修が必要な場合は、住宅改修の担当者に同席依頼を検討する。
多職種連携による情報収集	サービス担当者会議	・サービス担当者会議に出席し、利用者の希望や心身の状況等の情報について、同じ利用者を支援する多職種から情報収集を行う。
	退院・退所時のカンファレンス等	・利用者が入院・入所中であり、退院・退所後に福祉用具の利用が見込まれている場合は、退院・退所時カンファレンスに参加し、リハビリテーションの状況を踏まえた福祉用具の選定や調整等について、担当の作業療法士や理学療法士等から情報収集を行う。
	その他	・利用者の周りには、介護支援専門員以外にも多数の専門職が関わっていることが多く、その専門職から情報を得ることは、福祉用具による支援を考えるうえで有用であるため、随時情報収集を行うことが望ましい。 ・また、地域包括支援センター（または市町村）が開催する地域ケア会議においてサービス内容等に関する助言を得ることが望ましい場合もある。

アセスメントにより収集した様々な情報を整理する様式の例として、「ふくせん福祉用具サービス計画書（基本情報）」（以下、「基本情報」という。）の記入方法について解説しますので、参考にしてください。

6. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(基本情報)」の記入方法

(1)「基本情報」の様式(令和6年4月版)

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)										管理番号	
										作成日	
										福祉用具 専門相談員名	
①	フリガナ			性別		生年月日			年齢	要介護度	認定期間
	利用者名	様				M・T・S 年 月 日					～
	住所								TEL		
	居宅介護支援事業所								担当ケアマネジャー		
②	相談内容	相談者						利用者との続柄		相談日	
③ 1)～14)	身体状況・ADL	(年 月) 現在		身長		cm	体重	kg	疾病		
		寝返り	☐ つかまらな い	☐ つか まればでき る	☐ 一部介 助	☐ できな い	麻痺・筋力低下				
	起き上がり	☐ つかまらな い	☐ つか まればでき る	☐ 一部介 助	☐ できな い	障害日常生活自立度					
	立ち上がり	☐ つかまらな い	☐ つか まればでき る	☐ 一部介 助	☐ できな い	認知症の日常生活自立度					
	移乗	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	特記事項					
	座位	☐ できる	☐ 自分 の手で 支えられ ばでき る	☐ 支え てもら えられ ばでき る	☐ でき ない	介護環境					
	屋内歩行	☐ つかまらな い	☐ つか まればでき る	☐ 一部介 助	☐ できな い	家族構成/主介護 者					
	屋外歩行	☐ つかまらな い	☐ つか まればでき る	☐ 一部介 助	☐ できな い	他のサービス 利用状況					
	移動	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	利用している 福祉用具					
	排泄	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	特記事項					
	入浴	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	意欲・意向等					
	食事	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	利用者の意欲・ 意向、今困 っていること(福祉 用具で期待す ることなど)					
	更衣	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助	☐ 全介 助	☐ 利用者から確認できた ☐ 利用者から確認できなかった					
	意思の伝達	☐ 意思を他者 に伝達でき る	☐ とときどき伝 達できる	☐ ほとんど伝 達できない	☐ 伝達でき ない						
視覚・聴覚											
⑥	居宅サービス計画									住環境	
	利用者及び 家族の生活 に対する意向	利用者								☐ 戸建 ☐ 集合住宅(階) (エレベーター ☐ 有 ☐ 無) 例: 段差の有無など	
⑦	総合的な 援助方針										

(一社)全国福祉用具専門相談員協会(06版 基本情報)

※①～⑦ 11 頁(3)「基本情報」の項目及び記入要領を参照

(2)「基本情報」の位置づけ

「基本情報」は、アセスメントにより収集した様々な情報を整理し、具体的な福祉用具の選定につなげるための様式です。福祉用具専門相談員は、利用者に関する様々な情報を整理し、利用者の課題・ニーズを把握したうえで、福祉用具の利用目標の設定や具体的な用具の選定を行うことが求められます。具体的には、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日、年齢、要介護度、要介護認定の有効期間等)、相談内容、福祉用具を選定するうえで重要な要素となる利用者自身の身体状況・ADL、介護環境、意欲・意向等、住環境といった項目を設けています。

(3)「基本情報」の項目及び記入要領

以下、(1)の様式に記載された①～⑦について、各項目と記入する内容について解説します。

①利用者の基本情報

利用者名、性別、生年月日、年齢、要介護度、認定の有効期間、住所、電話番号、担当の介護支援専門員の氏名と所属事業所名を記入します。

②相談内容

誰からどういった経緯で相談の依頼があったのかを記入します。相談の経緯は、利用者や家族をはじめ、介護支援専門員や病院の医療ソーシャルワーカー等様々です。また、福祉用具サービス計画を作成するうえで介護支援専門員が作成するケアプランとの連動は欠かせませんので、介護支援専門員との相談内容についても記入します。

③身体状況・ADL

1) 寝返り

きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに身体の向きを変え、そのまま安定した状態になることが自分でできるかどうか、あるいは介助バー等何かにつかまればできるかどうかの能力について、記入します。

2) 起き上がり

身体の上にふとんをかけないで、寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかを記入します。

3) 立ち上がり

立ち上がった後に、平らな床の上で立位を 10 秒間程度保持できるかどうかを記入します。

4) 移乗

利用者が移乗の介助をどの程度必要としているかを記入します。ここでいう「移乗」とは、「ベッドから車いす(いす)へ」「車いすからいすへ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす(いす)からポータブルトイレへ」「畳からいすへ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからストレッチャーへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ることです。

5) 座位

背もたれがない状態での座位の状態を 10 分間程度保持できるかどうか、座位保持の能力について、記入します。

6) 屋内歩行

屋内において、立った状態から継続して歩くことがどの程度できるか、記入します。

7) 屋外歩行

屋外において、立った状態から継続して歩くことがどの程度のできるか、記入します。

8) 移動

日常生活において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所へ移動するに当たって、見守りや介助が行われているかどうか、利用者が移動の介助をどの程度必要としているかを記入します。

9) 排泄

利用者が排尿や排便をどの程度できるか、介助がどの程度行われているかを記入します。ここでいう「排尿」とは、「排尿動作(ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿器への排尿)」「陰部の清拭」「トイレの水洗」といった一連の行為のことで、また排泄に要する介助は「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換・始末」「抜去したカテーテルの後始末」も含まれます。

10) 入浴

利用者が入浴をどの程度できるか、介助がどの程度行われているかを記入します。ここでいう「入浴」とは、一般的な在宅での入浴やシャワー浴により、体を洗ったり、浴槽につかったりする行為のことで、

11) 食事

利用者が食事摂取をどの程度できるか、介助がどの程度行われているかを記入します。ここでいう「食事」の摂取とは、通常の経口摂取において、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のほか、経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含まれます。

12) 更衣

利用者が更衣をどの程度できるかを記入します。ここでいう「更衣」とは、衣服が用意されたときに、それを着たり、脱いだりする行為のことです。

13) 意思の伝達

利用者が意思の伝達をどの程度できるか、意思の伝達に際しての動作手順や環境等も踏まえた状況を記入します。

14) 視覚・聴覚

白内障や緑内障、視野狭窄等の利用者の視覚の状況と、難聴の有無や、ドアチャイムが聞こえない等、利用者の生活における聴こえの状況を把握し、その情報を記入します。

15) 疾病

利用者の身体状況・ADL の状況の原因となっている疾病名を記入します。介護支援専門員から提供されるアセスメントシートや聞き取り、かかりつけ医をはじめとした医療関係者からの情報に基づき記入します。

16) 麻痺・筋力低下

利用者の身体について、麻痺や筋力低下が生じているかどうかの程度や部位を記入します。介護支援専門員から提供されるアセスメントシートや聞き取り、かかりつけ医をはじめとした医療関係者からの情報に基づき記入します。

17) 障害日常生活自立度

利用者の、障害日常生活自立度のランクを記入します。障害日常生活自立度とは、高齢者の障害の程度を踏まえた日常生活の自立の程度を表すものです。介護支援専門員から受領するアセスメントシートや、医療関係者からの診療情報提供書等から転記します。

18) 認知症の日常生活自立度

利用者の、認知症の日常生活自立度のランクを記入します。認知症の日常生活自立度とは、認知症の程度を踏まえた日常生活の自立の程度を表すものです。介護支援専門員から受領するアセスメントシートや、医療関係者からの診療情報提供書等から転記します。

19) 特記事項

利用者の身体状況・ADL について、1)から 18)の項目以外で、身体状況・ADL 項目に関する詳しい特徴(動作手順、環境等)等、特記すべき内容があれば、必要に応じて記入します。例えば、特殊寝台の利用が想定される場合に、ベッドからの起き上がり・立ち上がり動作の手順や、

立ち上がりの際に支えとなっている家具等について記入します。

④介護環境

1) 家族構成／主介護者

利用者の家族構成、及び主介護者を記入します。主介護者は、家族に限らず、訪問介護員等も含めて、主に福祉用具を使う可能性のある人を記入します。

2) 他のサービス利用状況

利用者が、福祉用具サービス以外で現在利用している介護保険サービス及び障害者等日常生活用具給付の利用や障害者自立支援給付等(補装具を含む)についても記入します。

3) 利用している福祉用具

過去に購入したものや、他の事業者で貸与しているもの、介護保険サービス以外で貸与・購入しているもの等、利用者が現在利用している福祉用具を記入します。

4) 特記事項

利用者の介護環境について、特記すべき内容があれば、必要に応じて記入します。

⑤意欲・意向等

利用者はどのような意欲を持っているか、利用者の意向はどのようなものかを記入します。また、利用者が現在困っていること、福祉用具で期待すること等を記入します。

⑥居宅サービス計画

ケアプランの「利用者及び家族の生活に対する意向」と「総合的な援助方針」を転記します。

⑦住環境

利用者の住環境について、「戸建て」、「集合住宅」のいずれか、及び「集合住宅」の場合の階数とエレベーターの有無を記入します。

下の記載欄には、住環境の特性(段差の有無、居室内や外出時の動線、福祉用具を利用する可能性のある居室の広さや家具の設置状況等)を記入します。

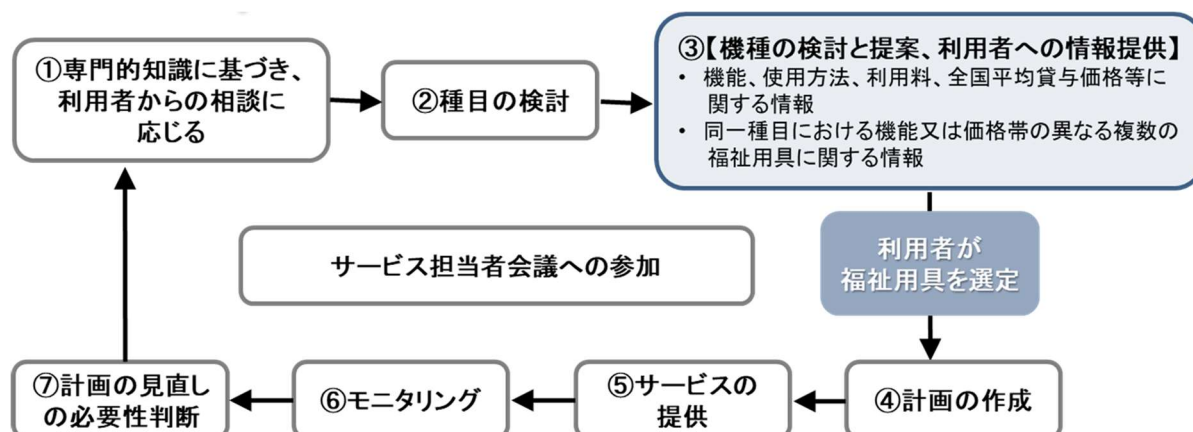
第3章 選定提案と記録の作成

1. 選定提案とは何か

福祉用具貸与の提供に当たっては、「同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること」ⁱ、「福祉用具の機能、使用方法、利用料に加え、当該福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報を利用者に提供すること」ⁱⁱが義務付けられています。

福祉用具専門相談員は、利用者が使用する福祉用具を利用者自身が選択できるための情報提供に努めながら、利用者の状態像や生活における希望を考慮したうえで、専門的知識と知見に基づき提案を行い、実際に利用する福祉用具の選定につなげます。

図表 8 福祉用具貸与の支援プロセスにおける【選定提案】の位置づけ



2. 貸与と販売の選択制 ―選定提案時の対応―

(1) 一部の福祉用具に係る選択制と対象福祉用具

令和6年度介護報酬改定により、利用者の負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制（以下、「選択制」という。）が導入されました。介護保険における福祉用具は貸与が原則ですが、選択制の導入により、利用者が貸与するか購入するかを選択できる福祉用具の種目とその解釈ⁱⁱⁱは、以下の通りです。

ⁱ 指定基準第百九十九条第九項

ⁱⁱ 指定基準第百九十九条第一項

ⁱⁱⁱ 厚生労働省、「福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について」,厚生労働省「福祉用具・住宅改修」,
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>, 2025.1.30

選択制の対象とする種目について、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられるものの割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

○固定用スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものであり、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

○歩行器（歩行車を除く）

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器であり、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

○単点杖（松葉杖を除く）及び多点杖

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

（2）選択制対象福祉用具の選定提案時に求められる対応

介護支援専門員による福祉用具導入の必要性の検討結果に基づき、利用者の状態像等（心身の状況、ADL、介護環境、住環境等）のアセスメント結果を通じて検討した福祉用具の種目候補が選択制対象であった場合は、利用者が福祉用具貸与と特定福祉用具販売のどちらを希望するかについて確認する必要があります。

福祉用具専門相談員は、利用者の希望を確認するうえで、介護支援専門員とともに福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについてメリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行うことが義務付けられていますⁱ。

利用者の選択に当たって必要な情報については、以下の内容ⁱⁱ等が考えられます。

- 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- 国が示している選択制対象福祉用具の平均的な利用月数
（出典：介護保険総合データベース）
 - ・固定用スロープ：13.2 ヶ月
 - ・歩行器：11.0 ヶ月
 - ・単点杖：14.6 ヶ月
 - ・多点杖：14.3 ヶ月

ⁱ 指定基準第百九十九条の二

ⁱⁱ 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」の送付について」（令和6年3月15日付け厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡）、問101

選択制においては、貸与と販売それぞれのメリット・デメリット等の十分な説明、利用者自己負担額の違いや平均的な利用月数等の情報提供に加えて、専門的知識と知見に基づき、選択制対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案しながら福祉用具専門相談員が行う提案は、利用者自らが貸与か販売かを選択し決定するうえで必要不可欠な支援になります。

機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報の提供と、福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格に関する情報の提供等により、福祉用具専門相談員が適切に選定提案を行うための様式例として、「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」(以下、「選定提案」という。)の記載方法について解説しますので、参考にしてください。

(1)「選定提案」の様式(令和6年4月版)

(一社)全國福祉用具專門相談員協會(08版 選定提案)

※①～⑤ 19 頁(2)「選定提案」の項目及び記載要領 参照

(2) 「選定提案」の項目及び記載要領

以下、(1)の様式に記載された①～⑤について、各項目と記載する内容について解説します。

①福祉用具が必要な理由

利用者からの相談内容、ケアプランの記載内容等を踏まえて整理した「福祉用具が必要な理由」を記載します。1つの枠に1つの項目を記載し、左側の※欄に、区別のための番号(1、2、3…、(1)、(2)、(3)…)または記号(a、b、c…等)を記載します。不足する場合は、必要に応じて行を増やして対応します。

②提案する福祉用具の種目等

アセスメントの結果や、①「福祉用具が必要な理由」を踏まえて、利用者に貸与する福祉用具の種目を定めた後、利用者に適した福祉用具の候補となる具体的な機種を複数挙げ、貸与の種目名(車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具等)と、具体的な品目名(商品名)、機種(型式)、TAIS(または届け出)コードを記載します。

「福祉用具が必要な理由」のどの項目と対応づけて提案する福祉用具であるかを区別するため、対応する番号または記号を「(※)との対応」欄に記載します。

「福祉用具が必要な理由」の項目1つに対して、複数の福祉用具が対応する場合は、下段の行を増やし、同じ番号または記号が複数の福祉用具に対応する形で記載します。

1つの機種が「福祉用具が必要な理由」の2項目以上に対応する場合には、「(※)との対応」欄に、対応する2項目以上の番号または記号を記載します。

③貸与価格、全国平均貸与価格

「貸与価格」には提案する福祉用具の自事業所の貸与価格を、「全国平均貸与価格」には、厚生労働省が公表する当該機種の全国平均貸与価格を記載します。

④提案する理由

利用者の希望・困りごと、利用する環境等に着眼した事柄と、それに対応する福祉用具の特徴、機能について、どのような観点からこの福祉用具を選んだのか、利用者に分かりやすいように記載します。

⑤提案内容の説明と説明方法の記録

①～④の項目について、利用者又はその家族に説明します。貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格を説明する際は、当該福祉用具の貸与価格が全国平均貸与価格を越える

場合にはその理由（サービス内容、輸送コスト等）を利用者に説明するとともに、必要に応じて上限価格や最頻価格を提示しながら、上限価格の設定以下であれば介護保険の給付の対象であることを説明します。

提案する理由を説明する際は、カタログやモバイル機器による紹介ページ、実物等を活用し、その方法について「説明方法」の欄に記載します。「採否」の欄には、利用者が選択した福祉用具に、○／×やレ点を記載します。

(3)「選定提案」記載時の留意点

「選定提案」を記載する際は、以下の点に留意します。

①付属品の扱い

車いす付属品、特殊寝台付属品についても、複数提案を行います。本体（特殊寝台、車いす）によっては、付属品が1種類に定まる場合は、本体の候補を複数提案し、これに対応する付属品をそれぞれ提示します。この場合は、本体に対応する付属品が1種類に定まっていることを「提案する理由」に記載し、利用者にも説明します。

②他に流通している商品が確認できない場合の扱い

他に流通している商品が確認できない場合は、その旨を「提案する理由」に記載し、利用者に説明します。なお、「他に流通している商品が確認できない」場合とは、自事業所で当該商品の取り扱いがないということを含みません。

指定基準第二百二条には、「指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。」と定められています。

第4章 福祉用具の選定と福祉用具サービス計画の作成

1. 福祉用具の利用目標の設定

(1) 自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方

福祉用具専門相談員は、候補となる複数の福祉用具を提案した後に、利用者の具体的な課題・ニーズを解決するための適切な利用目標を設定します。福祉用具サービス計画に記載する福祉用具の利用目標は、アセスメントで明確となった利用者の課題・ニーズに対し、どのような福祉用具を用い、どのような方法によってそれを解決していこうとするのか、そして、どのような生活を目指していくのか等を端的に記載します。

福祉用具の利用目標は、ケアプラン第2表に記載された目標(主に短期目標)を福祉用具で実現するための方針に該当します。福祉用具サービス計画は、利用者の意思に基づいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと、そして利用者が自らの能力の維持や向上に努めることに対して支援を行うものであり、介護保険制度の基本的な理念である「自立支援」につながるものでなければなりません。

(2) 利用目標を検討するうえでの留意点

福祉用具サービス計画の利用目標は、利用者自身が達成すべき目標です。そのため福祉用具専門相談員は、利用者や家族が利用目標を理解し、目標達成に向けて意欲を持って取り組むことができるよう、分かりやすく平易な言葉で、具体的な内容を記載する必要があります。

また、福祉用具貸与の利用目標は、モニタリングにおいて目標の達成状況を検証するものであることを踏まえて設定する必要があります。福祉用具の利用目標が抽象的だと、モニタリングにおける達成状況の検証が難しくなります。そのため、利用目標には、利用者の生活と利用する福祉用具の関係をできるだけ具体的に盛り込んでおく必要があります。

2. 福祉用具の選定と選定理由の明確化

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用目標を設定し、それらの目標の達成に有効な福祉用具を選定します。選定は、選定理由と留意事項を明確にして行う必要があります。

福祉用具の選定理由は、利用者の状態像等(心身の状況、ADL、介護環境、住環境等)や希望に照らして、選定した福祉用具の機能や特性が利用目標を達成するために妥当であるかといった視点が求められます。福祉用具選定の妥当性を確認するうえで「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」ⁱを参照することも有効です。この「判断基準」は、選定する際の留意点や医師・リハビリテーション専門職等との連携が望ましい例、事故防止に関する注意喚起の内容について、種目ごとに取りまとめられており、福祉用具の適切な選定による福祉用具サービス計画の作成と、計画を実践するための多職種連携において活用することが望まれます。

ⁱ 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」(令和6年8月2日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)、<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>

なお、腰掛便座や入浴補助用具等といった特定福祉用具販売においても福祉用具サービス計画を作成しますが、福祉用具貸与の利用があるときは、貸与と販売を一体的にした福祉用具サービス計画を作成しなければなりませんⁱ。

3. 留意事項の洗い出し

(1) 留意事項の考え方

福祉用具サービスを提供するうえで、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しますⁱⁱ。記載する際は、留意事項の読み手が誰かという点を改めて意識することが重要です。

留意事項の第一の読み手は、利用者とその家族です。利用者や家族の多くは、福祉用具を初めて触れることが多いため、適切な利用を促すためには口頭で説明するだけでなく、文書で繰り返し確認ができるよう福祉用具サービス計画の留意事項に記載しておくことが重要です。

留意事項の第二の読み手は、介護支援専門員や訪問介護員等、福祉用具の操作を行う可能性がある関係者です。訪問介護員等は、車いすや特殊寝台のリモコン等といった福祉用具を操作する機会が多くあります。福祉用具を導入する際には、その福祉用具の使用方法や使用に当たって注意すべき点等について、利用者に関わる他のサービス事業者と情報を共有することも重要です。

(2) 留意事項の記載内容

留意事項に記載すべき主な内容は、以下の通りです。

①福祉用具の使用方法和使用時の注意事項

福祉用具は適切な使用によって効果を発揮するものであり、不適切な使用によりかえって心身機能の低下を引き起こすだけでなく、状況によっては利用者の生命に関わる重大事故等を引き起こすこともあり得ます。

福祉用具専門相談員は、利用者または使用者に対して、実際に福祉用具を使用してもらいながら使用方法の指導を行うとともに、福祉用具サービス計画に福祉用具の適切な使用方法や使用時の注意点を留意事項として記載します。

②発生しうる事故等についての注意喚起

福祉用具の誤った操作による事故のリスクについては、重要事項説明書や各機種の取扱説明書等に記載のあるものを単に転記するのではなく、その中から利用者個人の状態像や利用

ⁱ 指定基準第二百十四条の二

ⁱⁱ (参考)「福祉用具の安全な利用の促進について」(令和6年3月21日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡), <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001238216.pdf>

場所等の環境に応じて特に発生し得るリスクを選択し、記載することが必要です。

例えば、特殊寝台とサイドレールによる挟まれ事故といったような重大事故につながりやすいリスクについては、重要事項説明書やマニュアル等の記載と重複していても、福祉用具サービス計画に留意事項としてあらためて記載し、注意を喚起することが望まれます。

③福祉用具の保守や衛生管理に関する留意事項と不具合発生時の対応

福祉用具の故障が疑われる際には、利用者が使用を直ちに切りやめ福祉用具事業所等に連絡できるように、福祉用具専門相談員は具体的な連絡先を福祉用具サービス計画に留意事項として記載しておくこと等の対応が求められます。また、利用者が日々安全かつ衛生的に福祉用具を利用できるよう、利用者や家族等でも負担がなく簡単に確認できるような衛生管理の内容や、日常点検としての保守に関する確認事項等についても、福祉用具サービス計画に留意事項として記載します。

4. 次回モニタリング実施時期の明確化

福祉用具貸与においては、福祉用具貸与計画の作成後にモニタリングを実施することが義務付けられており、モニタリングを適切に実施し、利用者に提供するサービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画に次回のモニタリングの実施時期を記載することが義務付けられていますⁱ。

利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及び ADL の変化等は利用者個人によって異なるため、次回のモニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がありますⁱⁱ。

例えば、利用者の身体状況や ADL に著しい変化が見込まれる場合や、退院等により福祉用具を使用する環境がこれまでと大きく変化している場合には、早期にモニタリングを実施し、福祉用具の使用状況や福祉用具導入の見通しに問題がないか、確認する必要があります。

なお、モニタリングについては、第 5 章でより詳しく説明します。

5. サービス担当者会議における福祉用具サービス計画の説明

福祉用具専門相談員は、利用者や家族、利用者になその他の介護サービスを提供する担当者が集まるサービス担当者会議に参加します。サービス担当者会議を通じて、利用者の状況について共有を行うとともに、各職種が専門的な見地から意見を出し合い、利用者にとってより良い支援の方向性やサービス提供方法について検討します。

福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議において福祉用具サービス計画の内容につ

ⁱ 指定基準第百九十九条の二

ⁱⁱ 「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.5)」の送付について」(令和 6 年 4 月 30 日付け厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡)、問 3

いて説明を行い、サービス担当者会議の参加者との意見交換を通じて、利用目標や選定した福祉用具の妥当性等について検討を行います。利用者が福祉用具を使用するうえで注意する点等については参加者全員と共有し、支援者同士の連携を図ります。

6. 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と福祉用具サービスの提供

福祉用具サービス計画は、利用者又はその家族に対してその内容を説明し利用者の同意を得るとともに、利用者に交付することが義務付けられており、また福祉用具貸与においては、当該利用者に係る介護支援専門員にも交付することが義務付けられていますⁱ。

説明の際は、利用者や家族が福祉用具を活用した生活をイメージできるように、「利用目標」等について利用者が分かりやすい言葉で伝えるとともに、誤った使用方法による事故等を防ぐため、使用に当たって特に留意してほしい点等について、より具体的に伝えることを心掛けます。

福祉用具は利用者にとって日頃馴染みが少なく、初めて使用する道具でもあるため、時間が経過すると、福祉用具サービス計画の説明内容や適切な使用方法を忘れてしまうことも十分にあり得ます。福祉用具専門相談員は、計画に基づく福祉用具サービスの提供においては、福祉用具の使用方法を適切に理解しているか、使用を安全に続けられているかなどの福祉用具の適応状況に関して、あらためて利用者や家族、関わる他の職種に確認を行う必要があります。

福祉用具専門相談員として、利用者や家族が福祉用具サービス計画に記載された利用目標や留意事項等を十分に理解したうえで適切に福祉用具を利用できるように支援することが、利用者の有する能力の維持向上と利用目標の達成につながっていきます。

なお、利用者から同意を得た福祉用具サービス計画の保存は2年間とされていますが、福祉用具サービスの利用手続きの円滑化の推進の観点から、利用者の同意については押印等を求めないことが可能とされており、電磁的な対応が認められていますⁱⁱ。

福祉用具サービス計画の具体的なイメージをつかむための例として、「ふくせん福祉用具サービス計画書(利用計画)」(以下、「利用計画」という。)の記載方法について解説しますので、参考にしてください。

ⁱ 指定基準第百九十九条の二第三項、第四項

ⁱⁱ 指定基準第二百四条の二第二項

(参考)「介護保険最新情報 Vol.1140 福祉用具貸与等における利用手続きの円滑化の更なる推進について」(令和5年3月31日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)

7. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(利用計画)」の記載方法

(1) 「利用計画」の様式(令和6年4月版)

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)						管理番号	
①	フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
	利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～
	居宅介護 支援事業 所					担当ケアマネジャー	
②	※	生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)			福祉用具利用目標		
	1						
	2						
	3						
	4						
④	選定福祉用具		(/ 枚)				
	※ との 対応	サービス種目(貸与・販売)	単位数	選定理由			
		機種名					
		型式	TAIS・届出コード				
⑥	留意事項						
⑦	☐ 私は、貸与・販売の選択制対象の福祉用具に関する説明、及び選択に必要な情報の提供と提案を受けました。 ☐ 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 ☐ 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 ☐ 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。				日付	年 月 日	
					署名		
					(続柄)代筆者名 ()		
	事業所名	福祉用具専門相談員		次回モニタリング	年 月 日		
	住 所	TEL		FAX			

(一社)全国福祉用具専門相談員協会(06版 利用計画)

※①～⑧ 26 頁(3)「利用計画」の項目及び記載要領 参照

(2)「利用計画」の位置づけ

「利用計画」は、福祉用具の利用目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載するものであり、利用目標とサービス内容について利用者と認識を合わせるとともに、課題・ニーズ、福祉用具の利用目標、選定理由、留意事項を記載し、福祉用具の適切な利用を支援するためのものです。

(3)「利用計画」の項目及び記載要領

以下、(1)の様式に記載された①～⑧について、各項目と記載する内容について解説します。

① 利用者名等

利用者の氏名、性別、生年月日、年齢、要介護度、認定の有効期間、利用者を担当する介護支援専門員の所属事業所名と氏名を記載します。

②生活全般の解決すべき課題・ニーズ

利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで、福祉用具を用いて解決すべき課題・ニーズ、福祉用具が必要な理由を記載します。具体的には、ケアプラン第2表の「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」のうち、福祉用具サービスに関連する箇所を転記するか、もしくはケアプランに記載された課題(ニーズ)との連続性を念頭に置きながら、福祉用具専門相談員によるアセスメント結果に基づいて記載します。なお、課題・ニーズが5つ以上ある場合は、5つ目以降は2枚目に記載します。

③福祉用具利用目標

前述の「生活全般の解決すべき課題・ニーズ、福祉用具が必要な理由」に対して、どのような福祉用具を導入して解決を目指すのか、そしてどのような自立した生活を目指すのかを記載します。課題・ニーズが複数ある場合には、利用目標は課題・ニーズごとに立てます。具体的には、それぞれの課題・ニーズの解決に当たって導入する福祉用具と利用目的、利用を通じて実現を目指す生活について記載します。記載に当たっては、ケアプランの目標と整合が取れるように留意します。

④選定福祉用具のサービス種目等

利用目標を達成するために利用する福祉用具のサービス種目(車いす貸与、特殊寝台貸与、床ずれ防止用具貸与等)、単位数、具体的な機種名、型式、TAIS(または届け出)コードについて記載します。

選択制対象の福祉用具を貸与ではなく販売として提供する場合のサービス種目は、「スロー

プ販売」、「歩行器販売」、「歩行補助つえ販売」といったような形で記載し、利用者や介護支援専門員等に貸与と販売のどちらでサービス提供を行うのかが分かりやすいように記載します。

「福祉用具利用目標」のどの項目と対応づけて選定した福祉用具であるかを区別するため、対応する番号または記号を「(※)との対応」欄に記載します。また、福祉用具の品目が6つ以上ある場合は、6つ目以降を2枚目に記載します。

⑤選定理由

福祉用具の機種ごとに、その機種を選定した理由を記載します。その機種の機能や特性が、利用目標を達成するうえでどのような役割を果たすのか、あるいは利用者の状態像や意向に照らしてどう妥当なのかといった視点から記載します。

⑥留意事項

利用者や家族、介護支援専門員、多職種が福祉用具を適切に利用するうえで共有すべき事項を記載します。具体的には、福祉用具の操作方法や、誤操作によるリスクのうち利用者の状態像や利用場所の特性等を踏まえて特に注意喚起が必要な事項について記載します。

⑦同意・署名欄

機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提示と全国平均貸与価格の説明を行ったことについて利用者等の確認を得るとともに、「利用計画」の内容についての同意を確認します。選択制対象福祉用具のサービス提供がある場合は、貸与か販売のいずれかを利用者が選択できることについての十分な説明と必要な情報の提供、提案が行なわれたことについても利用者等からの同意を確認します。同意が得られたら、利用者に各項目の同意欄の□にレ点をつけてもらい、同意した日付と署名を記載してもらいます。利用者が署名することが難しければ、家族等に代筆者名とその続柄等を記載してもらいます。家族等の介護者には、説明時にはできる限り同席してもらいます。上述のような手順を経て、利用者に「利用計画」を交付し、その後当該利用者に係る介護支援専門員にも交付します。

⑧次回モニタリング

モニタリングを実施する時期を具体的に設定し、「利用計画」に記載します。日にちまで決定することが困難な場合には、「何年何月頃」や「何月上旬」等、おおよその時期を記載します。

第5章 モニタリングと記録の作成

1. モニタリングとは何か

福祉用具貸与において、福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、モニタリングを行うことが義務付けられています。

また、令和6年度介護報酬改定により、福祉用具貸与計画に次回モニタリングを行う時期を記載し利用者に対し明示することと、モニタリングの結果を記録し介護支援専門員に報告することも義務付けられていますⁱⁱ。

なお、モニタリングの記録は、利用者への交付の義務はありませんが、利用者や家族等からの希望があった場合には、疾病等の記載内容に留意し、できるだけ書面で渡すことが望まれます。

2. モニタリングの目的と考え方

福祉用具専門相談員が行うモニタリングの目的は、福祉用具貸与計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の見直しや変更を実施し、福祉用具の安全かつ適切な利用促進を図ることと、利用者が目指す生活の実現に向けた継続的な支援です。

モニタリングを実施する時期は、利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化、今後の見通し等、利用者ごとの状況を踏まえて、適宜適切な時期を検討する必要があります。

3. モニタリングの流れと確認・検討事項

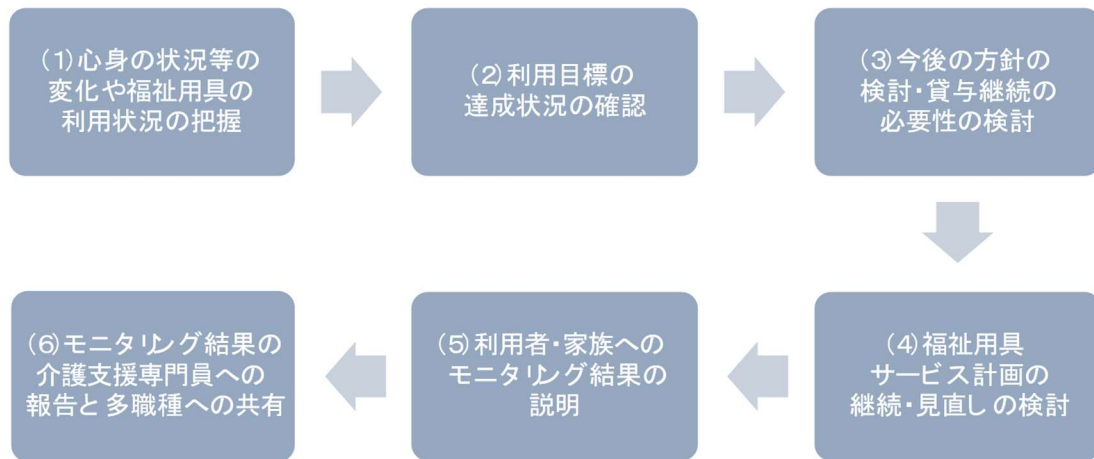
福祉用具専門相談員は、福祉用具の使用状況について安全性や適合状況を確認するとともに、必要に応じて使用方法の指導やメンテナンスを行います。また、計画作成当初の利用目標が達成されているかどうか、心身や環境の変化に伴い新たな課題が生じていないかを確認し、福祉用具の変更に関する見通しを立てて、福祉用具サービス計画の継続・見直しについて検討し、担当の介護支援専門員に報告します。

モニタリングの流れについて、以下に示します。

ⁱ 指定基準第百九十九条の二第二項

ⁱⁱ 指定基準第百九十九条の二第四項

図表 9 モニタリングの流れ



(1) 心身の状況等の変化や福祉用具の利用状況の把握

福祉用具専門相談員は、利用者や家族、他のサービス提供者等からの聞き取りによって、利用者の心身の状況等に関する変化を把握します。変化を確認する内容としては以下のようなものがありますが、いずれも福祉用具サービス計画作成時にアセスメントした内容について、変化が生じていないかを確認するものです。

図表 10 心身の状況等に関する変化の把握事項

項目	詳細(例)
身体状況・ADL の変化	・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。 ・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか(別の福祉用具が必要ではないか)。
意欲・意向等の変化	・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。 ・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。 ・貸与として提供した選択制対象福祉用具の利用について、購入への切り替えの要望はないか。
家族構成、主介護者の変化	・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 ・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
サービス利用等の変化	・サービス利用等の状況(外出機会、入浴回数等)によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。
住環境の変化	・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、事故のリスクが生じていないか。
利用状況の問題点	・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか(その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等)。 ・使い方に不明な点等はないか。 ・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。
福祉用具のメンテナンス状況	・福祉用具は、正常に動作しているか。 ・修理等が必要な箇所はないか。

また、福祉用具専門相談員は、聞き取りの過程の中で、事故・ヒヤリハットにつながる可能性のある誤った福祉用具の操作等がないか確認するとともに、利用者や家族に改めて使用操作の注意喚起を行います。

(2) 利用目標の達成状況の確認

福祉用具専門相談員は、(1)において把握した情報を総合的に勘案し、利用目標に記載された福祉用具が適切に利用され、想定した効果を発揮しているかについて確認します。

福祉用具利用目標はモニタリングで検証できる具体的な内容とする必要があることは第4章で述べた通りですが、利用目標に対して目標達成度を判断する視点について、以下に例を示します。

【例1】

○利用目標：歩行車を利用してひとりで買い物ができるようになる。

○判断の視点：

- ・歩行車を適切に操作(安全確認を含む)できているか。課題となる箇所はないか。
- ・介助や見守り状況の変化はどうか。
- ・利用場面の広がりはどうか。
- ・利用者や家族の気持ちに変化はないか。

【例2】

○利用目標：車いすを自分で操作し、食堂で家族と一緒に食事ができるようになる

○判断の視点：

- ・車いすを適切に操作(安全確認を含む)できているか。課題となる箇所はないか。
- ・介助や見守り状況の変化はどうか。
- ・家族と一緒に食事をする回数は増えているか。
- ・利用者や家族の気持ちに変化はないか。

達成度の検証に当たっては、利用者や家族が意欲的に取り組んでいるかといった精神面の変化を把握することも重要な視点となります。

(3) 今後の方針の検討・貸与継続の必要性の検討

(1)～(2)を踏まえて、福祉用具専門相談員は、現在利用している福祉用具の提供中止・変更や再度の目標設定が必要かどうかの判断を行います。

判断の視点について、以下に例を示します。

【例1】

○モニタリング結果：利用者の身体機能が向上し、歩行器を利用せずに、日中のトイレへの移動が安定して行えるようになった。

○判断の視点：

- ・歩行器がなくても、トイレへの移動は安定して行えているか。
- ・転倒に対する危険性はないか。
- ・ヒヤリハットしたことがあったか。
- ・利用者の気持ちの変化や家族の気持ちはどうか。

【例2】

○モニタリング結果：歩行器を利用してトイレへ移動する際に、足を前へ踏み出しにくくなり、時々つまずき、家族が支えることがしばしば起こるようになった。

○判断の視点：

- ・トイレへの移動時間はどの程度か。排泄行為が間に合うのか。
- ・転倒しそうな場合、家族が適切に支援することができるか。
- ・ヒヤリハットしたことがあったか。
- ・歩行器から車いす等による移動への変更を検討した場合、利用者の有する能力の低下につながることはないか。
- ・利用者の気持ちの変化や家族の気持ちはどうか。

(4) 福祉用具サービス計画の継続・見直しの検討

(3)の例の通り、多様な観点からその福祉用具の継続について検討を行い、必要に応じて使用の中止や再度の目標設定を行います。

福祉用具サービス計画の見直しは、介護支援専門員との協議によって決定していくものですが、ここではまず介護支援専門員と協議をするうえでの情報となるよう、福祉用具専門相談員としての判断を行います。

(5) 利用者や家族へのモニタリング結果の説明

モニタリングを通じて確認・検討したことを整理し、利用目標の達成状況については、利用者や家族の意欲の向上を意識しながら、分かりやすい言葉で説明します。使用状況の問題点等がある場合は、特に留意すべきことを再度説明し、注意を促します。福祉用具サービス計画の見直しが必要だと判断される場合は、その必要性や見直しについて介護支援専門員や多職種と協議を行うことを説明します。

(6) モニタリング結果の介護支援専門員への報告と多職種との共有

モニタリング実施後、福祉用具専門相談員はモニタリング結果の記録を介護支援専門員に報告するとともに、必要に応じて関わる多職種と情報を共有します。

例えば、福祉用具が誤った方法で使用されていることが疑われた場合は、利用者に対する注意喚起や適切な使用に向けた支援を多職種で協力して行うこと等が考えられます。また、利用者の心身の状況変化や置かれている環境の変化等の理由から福祉用具サービス計画の見直しが必要と判断した場合には、例えば理学療法士や作業療法士等に状態像の詳細な評価を依頼する等、状況に応じて関わる多職種にもモニタリング結果を共有しながら見直しの方向性について協議することが考えられます。

4. 貸与と販売の選択制 ー導入後の対応ー

(1) 選択制対象福祉用具を貸与した後のモニタリング

選択制対象福祉用具の貸与については、「利用開始後6ヵ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の必要性の確認を行うこと、必要に応じて利用者の選択に当たって必要となる情報の提供を行い、貸与継続の必要性について検討すること」が義務付けられています。

(2) 選択制対象福祉用具を販売した後の目標達成状況確認

特定福祉用具販売には指定基準上モニタリングは位置づけられていませんが、選択制対象福祉用具を販売した際には、「特定福祉用具販売計画の作成後、少なくとも1回、当該計画における目標達成状況を確認すること」ⁱが義務化されています。目標達成状況確認の方法は、貸与におけるモニタリングとは異なり、訪問に限らず利用者や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれますⁱⁱⁱ。目標達成状況の確認を行った記録としては、福祉用具サービス計画やモニタリング記録等の様式を活用することが考えられます。

また、選択制対象福祉用具の販売に当たっては、貸与と同様に、利用者の要請等に応じて提供した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めることが義務付けられています^{iv}。

モニタリング記録の具体的なイメージをつかむための例として、「ふくせんモニタリングシート（利用状況確認書）」（以下、「モニタリングシート」という。）の記載方法について解説しますので、参考にしてください。

ⁱ 指定基準第百九十九条の二第五項

ⁱⁱ 指定基準第二百十四条の二第五項

ⁱⁱⁱ 解釈通知 第三 介護サービス 十二 特定福祉用具販売 3 運営に関する基準(4)⑥二

^{iv} 指定基準第二百十四条第五号

5. 「ふくせんモニタリングシート(利用状況確認書)」の記載方法

(1) 「モニタリングシート」の様式(平成6年4月版)

ふくせん モニタリングシート (利用状況確認書)		管理番号		(/ 枚)	
		モニタリング実施日		年 月 日	
		前回実施日		年 月 日	
		お話を伺った人		☐ 利用者 ☐ 家族 ☐ 他()	
		確認手段		☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ 他()	
		事業所名			
福祉用具専門相談員					
事業所住所					
TEL					

①	フリガナ		居宅介護支援事業所	担当 ケアマネジャー
	利用者名	様	要介護度	認定期間 ~

※	福祉用具利用目標	目標達成状況	
		達成度	詳細
②	1	☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
	2	☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
	3	☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
	4	☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	

※との 対応	利用福祉用具(サービス種目) 機種(型式)	利用 開始日	利用状況 の問題	点検結果	今後の 方針	理由等 ※選択対象種目の検討含む
④			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
		⑤	☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	

利用者等の変化			
⑧	身体状況・ADLの変化	☐ なし ☐ あり	介護環境① (家族の状況) の変化 ☐ なし ☐ あり
	⑨	意欲・意向等の変化	☐ なし ☐ あり

総合評価	
⑫	福祉用具サービス計画の見直し の必要性
	☐ なし ☐ あり

次回モニタリング	年 月 日	⑭
----------	-----------------	---

(一社)全国福祉用具専門相談員協会(08版 利用状況確認書)

※①～⑭ 34 頁「モニタリングシート」の項目及び記載要領 参照

(2)「モニタリングシート」の位置づけ

「モニタリングシート」は、モニタリングの際に持参し、モニタリングの結果を記録するための様式です。福祉用具専門相談員が、利用者の心身の状況等の変化や福祉用具の使用状況を把握し、福祉用具利用目標の達成状況の確認や、各機種の利用について今後の方針を検討し、介護支援専門員に報告するためのツールです。

(3)「モニタリングシート」の項目及び記載要領

以下、(1)の様式に記載された①～④について、各項目と記載する内容について解説します。

①利用者の氏名等及びモニタリング実施日等

利用者の氏名、利用者を担当する介護支援専門員の所属事業所名と氏名、要介護度、認定の有効期間、モニタリングを実施した年月日、前回モニタリングを実施した年月日、モニタリングの際に聞き取りを行うことができた人、モニタリングの際の情報の確認手段、モニタリングを実施した福祉用具専門相談員に関する情報を記載します。

②福祉用具利用目標

「利用計画」に記載されている福祉用具利用目標を転記します。なお、利用目標が5つ以上ある場合は、5つ目以降を2枚目に記載します。

③目標達成状況

福祉用具利用目標が達成されているかどうかの検証結果を記入します。「達成度」は、福祉用具利用目標ごとに目標の達成度を、達成・一部達成・未達成の3段階でチェックを行います。「詳細」については、達成度が「達成」の場合、達成の程度やその他特記すべきことを記載します。達成度が「一部達成」あるいは「未達成」の場合は、福祉用具利用目標を細かく分けたうえで達成できたこと・達成できなかったことを具体的に記載したり(例:歩行器を用いてトイレに行くことはできたが、時々ふらつきがあり家族が支える場面があった)、達成していない理由等について利用者の心身や環境等の多面的な観点から記載します。

④利用福祉用具のサービス種目等

「利用計画」に記載されている福祉用具のサービス種目と具体的な機種(型式)、利用開始日を転記します。「福祉用具利用目標」のどの項目と対応づけて利用している福祉用具であるかを区別するため、対応する番号または記号を「(※)との対応」欄に記載します。また、福祉用具の品目が9つ以上ある場合は、9つ目以降を2枚目に記載します。

⑤利用状況の問題

各福祉用具が適切に使用されているか、操作方法に問題はなかったか、福祉用具サービス計画作成時に想定した頻度で使用されているか等、利用状況についてチェックを行います。

⑥点検結果

各福祉用具の点検とメンテナンスを行い、後日修理や交換等を行わなければならない場合には、問題ありにチェックを行います。

⑦今後の方針、理由等

利用状況の課題、点検結果、利用目標の検証等を踏まえて、各福祉用具の利用継続に関する今後の方針とその理由について記載します。

利用目標が達成されており、かつ利用目標の変更を行う必要がない場合や、今後もその福祉用具を継続的に利用することが望ましい場合には、「継続」にチェックを入れ、理由等の欄にはモニタリング時の具体的な利用状況等を記載します。

心身の状況に変化があり、福祉用具の機種等を再度検討することが望ましいと考える場合は、「再検討」にチェックを入れ、その理由を記載します。（例えば、「自立歩行が可能となったため利用を中止すべきではないか」等）

継続や再検討に関わらず、事故やヒヤリハット等が発生したことを確認した場合は、事故やヒヤリハット等が発生した際の状況や、再発を防ぐための取り組みについて記載します。（例えば、「福祉用具の操作方法に関する再説明を徹底する」等）

なお、選択制対象福祉用具については、利用開始後6ヵ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その後の身体状況・ADL の変化や福祉用具の使用状況を踏まえて福祉用具の必要性を確認するとともに、選択に当たって必要となる情報を利用者に提供し、今後貸与を継続するか、あるいは貸与から販売に移行するかといった利用者自身の意向を再度確認したうえで、その内容を今後の方針と理由等に記載します。

⑧身体状況・ADL の変化

利用者の身体状況・ADL に関する前回のモニタリング時からの（初回モニタリングの場合には福祉用具サービス計画作成時点からの）変化について記載します。

身体状況・ADLの変化を確認する際の具体的な視点は、「基本情報」の「身体状況・ADL」（身長・体重～認知症の日常生活自立度まで）が該当します。変化が認められる場合には「あり」にチェックを入れ、自由記載欄に変化のあった項目や変化の具体的な内容を記載します。

⑨意欲・意向等の変化

利用者の意欲・意向等に関する前回のモニタリング時からの（初回モニタリングの場合には福

祉用具サービス計画作成時点からの)変化について記載します。

意欲・意向等の変化を確認する際の視点は、「基本情報」の「利用者の意欲・意向、今困っていること(福祉用具で期待すること等)」が該当します。利用者の意欲低下等の変化が認められる場合には「あり」にチェックを入れ、自由記載欄に変化のあった項目や変化の具体的内容を記載します。

⑩介護環境:家族の状況の変化

家族や主介護者に関する前回のモニタリング時からの(初回モニタリングの場合には福祉用具サービス計画作成時点からの)変化について記載します。

介護環境(家族の状況)を確認する際の具体的な視点は、「基本情報」の「家族構成/主介護者」が該当します。同居家族の増減や主介護者の介護力の変化等が認められる場合には「あり」にチェックを入れ、自由記載欄に変化のあった項目や変化の具体的内容を記載します。

⑪介護環境:サービス利用等・住環境の変化

他のサービスの利用状況や住環境に関する前回のモニタリング時からの(初回モニタリングの場合には福祉用具サービス計画作成時点からの)変化について記載します。

他のサービスの利用状況や住環境変化を確認する際の具体的な視点は、「基本情報」の「他のサービス利用状況」、「利用している福祉用具」、「住環境」が該当します。デイサービスを利用するようになった、私費で購入した福祉用具が増えた、新たに住宅改修が行われた等の変化が認められる場合には「あり」にチェックを入れ、自由記載欄に変化のあった項目や変化の具体的内容を記載します。

⑫福祉用具サービス計画の見直しの必要性

福祉用具サービス計画の見直しの必要性の有無について、記載します。

「目標達成状況」で「達成度」が未達成にチェックされている場合、「今後の方針」に「再検討」がチェックされている場合等、福祉用具サービス計画の見直しの必要性があると判断される場合には、「あり」にチェックを行います。

⑬総合評価

総合評価欄では、モニタリング結果のまとめとして、以下のような内容等を分かりやすく記載します。

- ・ ヒヤリハット・事故防止のために継続して注意すべきこと
- ・ 福祉用具サービス計画の見直しが必要と判断される場合、再アセスメント時の視点として考えらえること

- ・ 介護支援専門員や多職種への申し送りや相談についての内容
- ・ 選択制対象福祉用具の今後の方針に関する介護支援専門員への報告や相談についての内容

⑭次回実施予定日

次回モニタリングの実施予定日について記載します。

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」 検討体制

【検討委員会】

（敬称略・五十音順）

久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
小林 広美	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長
神 智淳	お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
淵上 敬史	株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長
矢沢 由多加	公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部長
◎ 渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
◎委員長	

【オブザーバー】

（敬称略）

内田 正剛	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
松本 洋輔	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
石川 邦大	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長
山下 和洋	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長
中川 敬史	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長

【事務局】

肥後 一也	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
長田 信一	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
川口 隆	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
中沢 淳	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
篠原 昌幸	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
柳田 磨利子	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
江口 誠	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
谷澤 由香理	エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社
柿迫 菜緒	エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

令和6年度老人保健事業推進費等補助金
福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業
福祉用具サービス計画作成ガイドライン

令和7年3月
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7
TEL: 03-5418-7700 FAX: 03-5418-2111
メールアドレス: info@zfssk.com

令和6年度老人保健健康増進等事業

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」



「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し」 に関する説明会

当会では、令和6年度老人保健健康増進等事業（以下、老健事業）「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」の採択を受け、指定講習の質の均質化と標準化につながる指定講習指導要領、カリキュラム見直しの背景や目的と講義・演習の進め方に関する動画コンテンツ、受講者がその演習を通じて能動的且つ双方向的な学習による知識習得と実務に即した演習ツール、一部貸与種目の販売選択制導入等を反映させた福祉用具サービス計画書作成ガイドライン改訂版の制作を進めているところです。

令和5年度老健事業で行った福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しにかかるアンケート調査においては、指定講習の内容に濃淡があるなど質のばらつきに関する課題が残る結果となりました。

つきましては、新カリキュラムへの円滑な移行と指定講習の適切な実施に向けた説明会を下記の通り開催することといたしました。説明会は新カリキュラムに関する最新情報を収集する機会となりますので、関わる皆様にはぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

1. 開催日時: 令和7年2月28日(金) 14:00～16:00(受付開始13:30～)

2. 開催場所: AP 新橋(オンライン併用) アクセス: <https://www.tc-forum.co.jp/ap-shinbashi/access/>
〒105-0004 東京都港区新橋1丁目 12-9 新橋プレイス3階 B ルーム

3. 参加費: 無料

4. プログラム(予定)

時間	テーマ	講師
14:00～14:10	開会挨拶	
14:10～14:30	指定講習カリキュラムの見直しの背景について (令和3年度介護報酬改定、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会、令和6年度介護報酬改定、今後の予定等)	内田 正剛氏(厚生労働省 老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官)
14:30～14:55	令和5年度老人保健健康増進等事業について (アンケート、ヒアリングからの課題、新カリキュラム概要、見直しにあたってのポイント、双方向の演習形式等)	東畠 弘子氏(国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授) 本会令和5年度老人保健健康増進等事業委員長
14:55～15:20	令和6年度老人保健健康増進等事業について (講義・演習内容の均質化、受講後の自己研鑽の重要性についての指導、修了評価につながる確認ポイント等)	渡邊 慎一氏(横浜市総合リハビリ テーションセンター 副センター長) 本会令和6年度老人保健健康増進等事業委員長
15:20～15:45	指定講習指導要領(案)、動画コンテンツ(案)、演習ツール(案)について	淵上 敬史氏(株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長) 本会令和6年度老人保健健康増進等事業作業部会 部会長
15:45～15:55	福祉用具サービス計画作成ガイドライン(案)について	事務局
15:55～16:00	閉会挨拶	

5. 参加者対象

都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者、福祉用具専門相談員指定講習事業者、講師

※福祉用具専門相談員指定講習事業者様におかれましては、依頼をされている講師の先生に
お声掛けくださいますようお願い申し上げます。

6. 参加申込(現地参加: 定員 80 名程度※先着順)

参加申し込みは下記 Google フォームからお願いします。※申込締切: 令和7年2月24日(金)

申込 URL: <https://forms.gle/qQoPrdJQzPFvZpiA9>



【問合せ先】

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404

TEL: 03-5418-7700 / FAX: 03-5418-2111 E-mail: info@zfssk.com

担当者: 中沢

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し」に関する説明会 参加者アンケート

本日は説明会に参加いただき、有難うございました。アンケートへのご協力をお願いいたします。

1. あなたの職種を教えてください。

1. 都道府県の福祉用具専門相談員指定講習担当者
2. 福祉用具専門相談員指定講習事業者
3. 福祉用具専門相談員指定講習・講師
4. その他

2. 本日の研修について教えてください。

(1) 本日の説明会は参考になりましたか。

1. 参考になった
2. まあまあ参考になった
3. どちらとも言えない
4. あまり参考にならなかった
5. 参考にならなかった

(2) 本日の説明会の内容は理解できましたか。

1. 大変理解できた
2. まあまあ理解できた
3. どちらとも言えない
4. あまり理解できなかった
5. 理解できなかった

(3) 本日の説明会で知りたい情報を得られましたか。

1. 十分得られた
2. ほぼ得られた
3. どちらとも言えない
4. あまり得られなかった
5. 得られなかった

(4) 演習におけるファシリテーターの配置について、お聞かせください。

1. 現在、配置している
2. 新カリキュラム移行に合わせて配置する
3. 配置について検討を行う
4. 決まっていない
5. 配置する予定はない

3. 新カリキュラム移行における課題等（自由記述）

新カリキュラム移行に向けて、課題や不安に感じている点がありましたらご記入ください。

4. その他（自由記述）

今後の参考といたしますので、感想やお気づきの点等ありましたらご記入ください。

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業
報告書

令和7年3月発行

発行者 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0073 東京都港区三田2-14-7 ローレル三田404
TEL 03-6721-5222
FAX 03-5418-2111

本事業は、令和6年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。